

令和6年第4回定例会

西川町議会会議録

令和6年 12月6日 開会

令和6年 12月10日 閉会

西川町議会

令和六年 第四回〔十二月〕定例会

西川町議会 会 議 録

令和六年 第四回〔十二月〕定例会

西川町議会 会 議 録

令和6年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月6日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	6
○議案の上程	8
○提案理由の説明	8
○散会の宣告	10

第 2 号（12月7日）

○議事日程	11
○出席議員	12
○欠席議員	12
○説明のため出席した者	12
○事務局職員出席者	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
佐藤大議員	13
荒木俊夫議員	29
佐藤仁議員	36
飯野幹夫議員	51

菅 野 邦比克 議員	6 6
○散会の宣告	7 5

第 3 号（12月8日）

○議事日程	7 7
○出席議員	7 8
○欠席議員	7 8
○説明のため出席した者	7 8
○事務局職員出席者	7 8
○開議の宣告	7 9
○一般質問	7 9
後 藤 一 夫 議員	7 9
佐 藤 光 康 議員	8 5
大 泉 奈 美 議員	1 0 2
古 澤 俊 一 議員	1 0 8
○散会の宣告	1 2 3

第 4 号（12月10日）

○議事日程	1 2 5
○出席議員	1 2 6
○欠席議員	1 2 6
○説明のため出席した者	1 2 6
○事務局職員出席者	1 2 6
○開議の宣告	1 2 7
○議案の審議・採決	1 2 7
○議員派遣について	1 3 9
○閉会中の継続調査申出	1 3 9
○閉議・閉会の宣告	1 3 9
○署名議員	1 4 1

令和 6 年 1 2 月 6 日

令和6年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月6日（金）午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の設定について

議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）

議第60号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第61号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 提案理由の説明

出席議員（１０名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
3 番	後 藤 一 夫 議員	4 番	荒 木 俊 夫 議員
5 番	佐 藤 仁 議員	6 番	佐 藤 光 康 議員
7 番	大 泉 奈 美 議員	8 番	佐 藤 耕 二 議員
9 番	古 澤 俊 一 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	松 田 淳 一 郎 君	町 民 税 務 課 長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	荒 木 真 也 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	か せ ぐ 課 長	石 川 朋 弘 君
ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君	監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年西川町議会第4回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、佐藤仁議員、6番、佐藤光康議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月10日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、よって、本定例会の会期は本日から12月10日までの5日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

10月17日西村山議長協議会議員研修会が寒河江市を会場に開催され、研修会では、山形県環境科学センター環境企画部長田中恵子氏から「気候変動への緩和と対応について」と題して講演をいただきました。

10月21日には、山形県主催の令和6年度第2回県及び市町村長議長会議が山形市で開催され、県政運営の基本的な考え方や市町村関連施設などの説明があり、意見交換を行いました。

10月25日には、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が山形市で開催されました。

研修会では、弁護士の大田雅幸氏から、「議会が守るべき政治倫理」、ハラスメント防止と、議会の取組について、地方公共団体政策支援機構、上級研究員の長内紳悟氏からは、「議事機関としての質疑質問とは」と題してそれぞれ講演をいただき、興味深く研修してまいりました。

11月1日には、大江・西川両議会議員協議会総会が西川町で開催され、全員が出席しております。総会では、主要地方道貫見・間沢線と、大江西川線の道路整備促進に関する県への要望事項を決定しました。

11月13日には、東京NHKホールで第68回町村議会議長全国大会が開催され、出席するとともに翌日の14日には、県町村議会議長行政セミナーが全国町村議会会館で開催され、参加してまいりました。セミナーでは、「議長の権限と発言の注意点」と題して全国町村議会議長会議事調査部参与、平野誠氏からご講演をいただき研修してきております。また、前日の夕方には、5名の県選出国會議員と交流懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について要望活動を行ってきたところであります。

11月19日には、村山地方町村議会議長会正副議長会・事務局長合同会議が朝日町で開催され、令和7年度の事業計画及び予算案などについて協議されました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

8 番、佐藤耕二議員。

〔8 番 佐藤耕二議員 登壇〕

○8 番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月24日に開催されました令和6年第2回定例会の報告をいたします。

認第1号では、令和5年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額16億5,712万6,052円、歳出総額16億2,289万6,408円、実質収支額3,422万9,644円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基本条例に基づき、財政調整基金に3,300万円を積み立て、残る122万9,644円は翌年度に繰り越されました。

認第2号では、令和5年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額10億3,146万1,513円、歳出総額9億9,861万7,765円、実質収支額3,284万3,748円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基本条例に基づき、基金に3,100万円を積み立て、残る184万3,748円は翌年度に繰越しされました。

議第9号では、令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、養護老人ホーム明鏡荘の指定管理業務に係る債務負担に公費を設定するものと、交通災害共済基金を厚生省に分配するため、8,803万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ18億2,633万2,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

議第10号では、西村山広域行政事務組合監査条例の一部改正について、地方自治法の一部改正に伴い引用条項に条ずれが生じたために、所要の改正を賛成多数で決定いたしました。

議第11号では、西村山広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、夏季休暇の使用可能期間を拡大し、計画的な休暇取得を推進するための所要の改正を賛成多数で決定いたしました。

議第12号では、西村山広域行政事務組合交通災害共済基金条例の廃止について、交通災害共済事業を廃止したことに伴い、令和5年度で見舞金請求期間が終了したことから、本条例を廃止することを賛成多数で決定いたしました。

議第13号では、西村山広域行政事務組合養護老人ホーム明鏡荘に係る指定管理者の指定について、平成27年度から今年度で2期10年目となる山形県社会福祉事業団を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年間、指定することに賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 本日、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、全員の出席を賜りましてありがとうございます。

初めに、西川町町制施行70周年式典について申し上げます。

西川町文化祭期間中の11月3日に、西川交流センターあいべにて開催をしました。多くのご来賓をはじめ町内外から200名を超える方々にご来場いただき開催しました。

私から、これまでの西川を守っていただき、西川のファンや子どもたちを大切にしていた町民の皆様へのお礼と、これから寛容性の高い地域をつくっていく決意を申し上げます。

また、式典の席上では、町の振興発展に貢献された方々へ表彰を行い、功労者表彰3名、感謝状28の個人、団体、芸術文化功労者表彰4名、台湾師範大学の林伯修教授からのお礼状を6名に贈呈いたしました。表彰式後には70周年記念動画を上映し、西川スマイリークラブと三山音頭を楽しく踊る会の皆様による西川エクササイズの披露など式典に花を添えていただき、盛会に終えることができました。

次に、第54回西川町文化祭について申し上げます。

11月2日から11月4日までの3日間にわたり、西川町交流センターあいべを会場に開催いたしました。華道、書道、写真をはじめ様々な作品展示とステージ発表が行われました。作品数は約850点、昨年より50点ほど増加し来場者も3日間で延べ1,000人となり、昨年度よりも約100人増加いたしました。ステージ発表では、19団体に参加いただきまして、日頃の成果を発揮いただきました。展示、出演いただきました皆様の芸術文化に対する意識の高さを改めて感じました。町民の皆様ありがとうございます。

次に、11月4日に交流センターあいべで開催しました「行政報告会・西川の今」について申し上げます。

第7次総合計画策定から1年間で町が実施した成果や現在実施している事業を町や関係人口の皆様へ報告をし、町の現在の政策についてご理解をいただくことで今後の政策の実行性を高めることを目的に開催いたしました。

当日は、町内外から200名を超える方々から参加いただきました。

地域において寛容性が高まれば、地域の希望が高まる町民が多くなり、そして、その地域の希望の高さが全国的にも人口増加につながっていくこと、山形県は地域の希望が下から4番目ですが、西川町は決してそうではなく地域の希望が高くなっている、その結果転入者が増加するような全国でも珍しい自治体になっているということを申し上げました。

続けて、総合計画の5つの基本目標ごとの取組や成果、町が抱えている課題などを報告いたしました。

参加者からは、寛容性、多様性ごちゃ混ぜの交流と対話の大切さやデジタルを活用した国の補助金の獲得方法、全戸配備したタブレットつながるくんの安否確認、観光振興や持続可能な商工業など、たくさんの意見や質問をいただきました。

今後も町民、西川ファンの皆様、職員と力を合わせさらに地域への希望が高くなる町を目指してまいります。

次に、第70回西村山駅伝競走大会について申し上げます。

11月10日に開催され、寒河江、大江、河北が1チーム、朝日町が2チーム、本町からは3チーム参加いただきました。

結果、Aチームは2位と大変すばらしい結果を収め、Bチームも全8チーム中6位、Cチームは8位という結果が残されました。今回の大会では、初めて出場した選手が7名と多く、来年町駅伝大会に代わる新たな大会を盛り上げる大きな弾みとなりました。

次に、高校生ソーシャルイノベーションコンテストについて申し上げます。

11月3日に、にしかわイノベーションハブTRAS（トラス）において、町内外の高校生4組15名が参加いただきました。グループごとに西川町の課題を解決するプレゼンテーションを行っていただきました。本事業は、エヌエヌ生命保険株式会社、公益財団法人ジュニア・アチーブメント日本との共催により、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し行いました。

町を主語にして高校生に考えていただくことをテーマに開催しましたが、高校生の西川町への熱い思いが伝わってまいりました。プレゼンテーションでは参考となるご意見がたくさんあり、ぜひ実現していきたいなと感じております。参加いただいた高校生の皆様に感謝を

申し上げます。

以上を申し上げまして、12月の定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）、議第60号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第61号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明をいたします。

議第57号は、西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の給与を高くするため改正し提案するものでございます。

議第58号は、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

西川町民スキー場の維持管理及び運営を指定管理者に行わせることができるように、するとは決まっていますが、できるような規定を提案するものでございます。

議第59号は、令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,812万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ82億3,408万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費にかかる補正、人件費の組替え、債務負担行為の補正及び地方債の補正でございます。

初めに、主な歳出ですが、第2款総務費は、補助金獲得のために行う職員の出張旅費、西川ファン創出推進協議会負担金の追加など248万1,000円を追加するものでございます。こちらは、給食費の高騰による負担金の増となっております。

第3款民生費は、65歳以上のみの世帯などへの冬期暖房代補助の増額5,000円から1万円とするもの及び老人ホーム明鏡荘入所者の増加による入所措置費の追加など415万1,000円を追加するものでございます。

第7款商工費は、見守り対策移動販売事業者支援、旧入間小学校土地売却収入や年間300人を超える行政視察料などで稼いだ収入を高齢者支援等の事業に充てる高齢者支援等かせぐ基金への積立金の追加など2,700万円を追加するものでございます。

第8款土木費は、町営住宅整備に係る土地購入や高齢者の利用率が高い睦合公園トイレ改修工事の追加など1,205万2,000円を追加するものでございます。

第11款災害復旧費は、7月の豪雨により発生した町道太郎若山線道路災害復旧工事2,000万円を追加するものでございます。

歳入は、第12款分担金及び負担金28万5,000円、第14款国庫支出金1,334万円、第15款県支出金130万2,000円、第16款旧入間小学校土地売却や西川町総合開発株式会社の株売却収入などの財産収入1,410万円、第18款繰入金310万円、第20款行政視察料や西村山広域行政事務組合交通災害共済基金分配金などの諸収入1,151万9,000円、第21款町債660万円をそれぞれ追加し、それでもなど不足する財源788万円は、第19款繰越金を充てるものでございます。

債務負担行為の補正は、町道側溝整備事業、町営住宅整備事業などを追加し、建設業者の働き方改革に対応するものでございます。

地方債の補正は、町単独土木災害復旧事業の追加などを行うものでございます。

議第60号は、令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,136万4,000円とするものでございます。

歳出は、第2款保険給付費に50万1,000円を追加するものでございます。

歳入は、第7款繰入金に33万4,000円を、第8款繰入金に16万7,000円を追加するものでございます。

議第61号は、令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億183万円とするものでございます。

歳出は、第4款基金積立金に564万2,000円を追加するものでございます。

歳入は、第3款国庫支出金34万2,000円、第4款支払基金交付金1万3,000円、第8款繰越金1,101万1,000円をそれぞれ追加し、第5款県支出金34万3,000円、第7款繰入金538万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上申し上げましたが、詳細は担当課長にご説明いただきますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時55分

令和 6 年 1 2 月 7 日

令和6年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月7日（土）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（１０名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
3 番	後 藤 一 夫 議員	4 番	荒 木 俊 夫 議員
5 番	佐 藤 仁 議員	6 番	佐 藤 光 康 議員
7 番	大 泉 奈 美 議員	8 番	佐 藤 耕 二 議員
9 番	古 澤 俊 一 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	松 田 淳 一 郎 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	か せ ぐ 課 長	石 川 朋 弘 君
建設水道課長	眞 壁 正 弘 君	病院経営管理 室 長	佐 藤 尚 史 君
ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐 藤 大 議 員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤 大議員 質問席へ移動〕

○1番（佐藤 大議員） おはようございます。1番、佐藤大です。

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、このたび実施されましたつながるクーポンの実績とこれからの課題についてお伺いしてまいります。

当町におきましては、9月2日から9月30日までの期間、1世帯当たり5,000円の商品券をデジタルにて配付して利用していただきました。ID、パスワードの配付率は100%、ID、パスワード登録によるクーポン券をほとんどの世帯に配付していただき、また、クーポン券の使用率は、配付金額の95.2%とお聞きしております。

西川町は、国からの補助金獲得を見越して戦略的にタブレットを配備し、デジタル田園都市国家構想交付金を中心とした国庫支出金を大きな財源としております。

昨年度、町の資金を一切使わずにタブレットを各世帯に配付し、防災関係・健康福祉関係

などに利用されています。タブレットの絡んだデジタル事業を推進していくことは、当然町が取るべき筋道であり、商品券事業においてもデジタル化が行われるものと推測しておりました。

県からの物価高騰支援対策の補助金550万円と、タブレットで獲得した国からの交付金等を合わせて約1,000万円の予算で実施いたしました事業であります。デジタルでのクーポン事業は初めての試みということもあり、紙ベースの商品券事業と比べて格段のご苦勞もあったかと思います。

初めに、本事業の実施結果についてお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤大議員、ご質問ありがとうございます。

つながるクーポンの実施結果についてお伺いありましたが、大議員の冒頭、「つながるくん」を使って、戦略的に国庫支出金を取っているというご紹介ありました。デジタル田園国家構想交付金は来期以降なくなりまして、先々週の金曜日、今から8日ぐらい前ですけれども、先々週の金曜日にその後継事業となる第二世代交付金のご説明がありました。新しい地方創生経済環境事務局からご説明がありました。この結果を聞いて、現在の私らが頂いている交付金に何らかの影響あるのかということ今週の月曜日に聞いてまいりました。そうしたら、基本的には今まで取ってきた交付金に関しては影響がない。また、これからも大きく変わるところはなくて、むしろ自治体の使い勝手が広まっているので、もっとたくさん申請してほしいというようなことを担当官から教えていただきました。ですので、この流れはデジタル田園国家構想交付金がなくなっても、そのまま国のほうで継続されるんだなということで、安堵いたしました。

9月に実施しましたつながるクーポンの事業につきましては、対象となりました1,801世帯に5,000円のデジタル商品券を配付いたしました。消費総額は857万6,000円で、95.2%の使用実績になりました。今回は、小売店を中心に町内50店舗からご参加いただきました。大きなトラブルもなく、クーポンの取扱いが終了してから3日後にはお店屋さん、各事業者へ換金手続きが終えるなど、迅速に対応できました。これまでの商品券事業に比べ、商品券の印刷、封入など、業務量の低減、恐らく10分の1ぐらいに低減されました、職員の負担は。各家庭への配付に係る郵送費なども大幅にコストを削減することができました。今回の取組によりまして、こういった業種で使用されたかなど、消費行動のデータを取得することができ

ました。こちらのデータを活用しまして、これからデータに基づくポリシーメイキングを実施していきたいと考えております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

デジタル田園都市国家構想交付金も来年度からなくなると。新たな創生交付金という形で、枠もこう大きくなったというか、予算というか、国のほうの額も大きくなったので、より取りやすくなるんじゃないかと副町長も申しておりましたので、副町長、頑張ってくださいたいなと思っておるところでございます。

それでですが、このたびのクーポン事業におきまして、県からの補助金550万円のほかに財源をプラスして実施いたしました、こういった理由からだったのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 おはようございます。

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

県の補助事業の活用のほかに、今回、今お話がありましたデジタル田園都市国家構想交付金の活用につきましては、本年度の令和6年4月に交付決定を受けているローカルイノベーション、いわゆる産業振興に係る事業の交付についての採択を受けております。それについて、地域の事業者の物価高騰または燃料対策等々にあてがう地域経済の振興に係る費用としての採択を受けておりますので、それを充当しているというふうな内容でございます。

以上です。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

国からの550万円だけでは、100万円を事務手数、いろいろもろもろ使って、450万円のところを皆様方に配るというふうになりますと、1人当たりで1,000円、1世帯当たりで2,500円ということでしたので、それをローカルイノベーションのほうから持ってきて足し増ししていただいて、1世帯当たり5,000円にさせていただいたと。町民の皆様方も使い勝手があったんじゃないかなと思っております。

あと、このたびの事業の対象世帯は1,801世帯であります。全世帯、ID、パスワードを送付して、ほとんどの世帯に登録していただきました。最初から「つながるくん」をお持ちでない世帯もあったり、また、物理的に登録に至らなかった世帯も数件あったと思われますが、これら「つながるくん」から直接デジタルで対応できない世帯にはどのような対策を取

られたのかお聞かせください。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ただいまのご質問ですけれども、実際にＩＤとパスワードの配付は行っておりますが、今ご質問のとおり、ご利用できなかった方については、直接そのＩＤとパスワードをお店のほうに持参をいただいて、お店側が準備をしている電子機器のほうで対応いただき、ご利用いただくような仕組みを取らせていただきました。

以上です。

○菅野議長 １番、佐藤大議員。

○１番（佐藤 大議員） 未登録の世帯にも万全の対策が取られていたようで、安心をいたしました。

このたびの事業においては、クーポン券をほとんどの世帯に配付し、使用率は95.2%という高い数字の結果を出されました。これはひとえに、デジタル推進員や担当課はもとより、町職員の皆様のご苦勞があったことと受け止めております。紙ベースならば、郵送すればそれで終わりですが、今回はＩＤ、パスワードの入力作業が初期段階の最も重要な作業であり、周知、作業完了には多大なるご尽力をいただきました。産みの苦しみは仕方ありませんが、今後、第２弾、第３弾と継続していただけるのであれば、次回からは軽減できるものと思います。

利用者の方々にお伺いしましたところ、いろいろと物入りな昨今ですので、町から金券を頂けることには誰もが喜んでおりました。ただ、デジタルということには若干抵抗がある方、タブレットを持って買物に行くのがちょっとおっくうだとか、扱い方はどうすればいいのかなどの不安があったということです。そのような感想もいただきましたが、町としては、利用者の皆さんの意見をどのように捉えているのでしょうか。質問の２であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。お願いします。

○菅野町長 お答えいたします。

最初の第１回目のクーポン事業になりますので、これは必ず成功して、町民の皆様に慣れるというご負担を強いている分、私らも頑張っただけでやらなくてはと思って、職員ができることをしていただいた結果だと思っています。

最後の１週間は１人８件以上声がけして、８件以上使っていただけない世帯が使っていたら、勤勉手当を５％アップするというようなことをしましたら、該当者が２５人ぐらいらっしゃいまして、その方は１２月のボーナスで増えるんだろうなと。予算内でそういう工

夫もできましたので、職員の皆さんも頑張っていたなと思っております。

町で総括しております利用者の意見のほうのようなものかというふうにご質問いただきましたので、お答えいたします。

既にご案内のとおりですが、初めての導入に伴う初期の入力、パスワード、IDのログインが必要だったので、ここが不便だというご意見はやはりいただいております。でも、これは今回だけでございます。今回だけでございます。

一方で、原資となった県の補助金だけでなく、国の国家構想デジタル交付金、その協議会を通じて独自に財源をかさ上げできた。そして、1世帯5,000円に増額できたことは一定の評価をいただきました。

課題としましては、飲食店などの参加が少なかったという声はいただいております。事業者側の慣れについてもご意見をいただいて、これから課題だと思っております。

なお、各地域において、区長や町内会の皆様にも積極的なご支援をいただいております。説明会の開催など、あと、お声がけなど、地域ぐるみで取り組んでいただきました。100%使われたという地域も、ほぼ100%使われたという地域もありましたし、5,000円だけ地域で残っちゃったというような地域もありました。高く地域ぐるみで活動していただいた結果かなと思っております。これまでコロナ禍でつながりが薄れてきた中、人と人が相手を思いやるような共助の取組もできたのかなと副次的に考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

本当にラスト1週間で1人8人、使ってくださいよと回っていただいたと。役場から来てもらったのよと、使ってけだべ、うん、使ったというようなやっぱり人結構おられましたので、まず本当にご苦勞があったかと思いましたがけれども、本当にありがとうございました。

このクーポン事業におきましては、より多く買物をしていただけた、新規のお客さんもお店に来て利用していただいたなどの声がありました。

このたびのクーポン事業は、利用者にとっては紙ベースがタブレットに変わっただけで、同じく金券として使えるのであって、金券がもうこのタブレットの中に入っているんだと。これをお店に持っていつてもらえるだけで、お店の人が操作して使っていただけるんだと説明してもらえば、利用者にとっては何の負担もないことでしょう。事業者側には面倒がかかるかもしれませんが、事業者の方々に理解していただき、事業者主導で行う事業ではないでしょうかと事業者への説明会で発言させていただきました。

実際、決済の操作は店で行うことになっています。また、ID、パスワードの記載された紙を持ってこられて、初期設定から対応していただいたお店もございました。実際のところ、正直面倒だったようでございます。

また、決済できる画面を開くまでの操作がもたついて、販売の対応に時間がかかったなどのご意見も伺いました。このたびは、どちらかというと事業者側にご理解とご負担をかける事業であったかと思います。

質問の3になりますが、町としては事業者側の意見をどのように捉えているのでしょうか。そしてまた、事業者の本事業への評価はどうだったのでしょうか。お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

まず個別の事業者からは、結構大変だというご意見もいただいたのかと思いますけれども、これは昨年度来、商工会からキャッシュレスの取組を進めてほしいと、換金手続を簡便にしてほしいという要望に基づいて行ったものですから、こういったことは商工会内でしっかり意思統一してほしいなというのをまず感じました。

参加した事業者の皆様と、期間中は全ての店舗をかせぐ課を中心に担当制として取扱いのサポートを実施しました。取扱いの終了後も個別の聞き取りを行い、また、アンケート調査、対話会を順次行って、きめ細やかに対応しております。利用者から受けたご質問やご意見を共有しながら、お店側の視点に立ったシステムの改善など、多岐にわたってお話しすることができました。

事業者の皆様からは、大変な部分もありましたが、おおむね良かったというような意見をいただいております。特に、紙で行っていた換金手続よりも大幅に手間が縮小したというご評価をいただいております。デジタルによる業務の効率化につながっているんだなと高く評価をこの点はいただいたところでございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはり私もお聞きしたところ、デジタルいいんじゃないのとかえって面倒くさくないよというような、事業者のほうでは受け取っていたようでございます。

このたびのシステムは、無料で使わせていただきました。基本的な操作しかできませんが、今後カスタマイズしていく上でのベースであって、実証実験的な運用と捉えれば、ある意味良かったのかもしれない。しかし、いろいろ不都合な点がありました。トラブルに関しま

しては、机上での想定はしていच्छゃったと思いますが、実際運用してみますと、トラブルや課題が多々ありました。フリーズして画面が真っ暗になった、決済先を間違って決済してしまった、1決済につき1,000円ごとの決済で、まとめて決済できない、タブレットを落としたお客さんがいた、破損には至らなかったけれども、もし壊れたら町ではどう対応してくれるんだろうなどと伺っております。

また、決済先を間違って決済すると、そちらに支払われ返金できないとの説明は幾度も聞きましたが、実際に間違ってしまった事例もございました。ぜひ決済時には、事業所名は大きな表示で決済確認ができ、選択して確認ですぐ決済ではなく、これでよろしいですかと再確認して決済できるようにしていただきたい。

また、1回の決済で2,000円とか5,000円とか一度にできるようにお願いしたいものであります。

また、決済金額の記録が残らないという問題点もありました。日計表などに売り掛けで記入するためには、決済ごとにメモなどに控えを取り、後で集計しなければならないという、デジタルなのに、この点は見事なアナログ運用でございました。期間が終了したら控えと照会できるように、決済内容の一覧を出していただくよう説明会でお願いしましたところ、迅速に対応していただきました。ただ、取引の多い店舗では、1決済1,000円なので、1,000円の数字が羅列され、控えにある2,000円、3,000円などの実際の売上げと照合するのに難読であったとお聞きしております。次回においては、取引額が確認できる機能を取り入れていただきたいというのは、そういう意見は事業者にとっては一番の要望でありました。

また、デジタルなので数字はすぐ把握できるのだから、月の中頃にも振込みいただけないかとの要望もありましたので、次回の実施をお考えでしたら、これらのことをお含みいただき、カスタマイズしていただきたいと望むところであります。

これらは私が事業所との対話からいただいた課題であります。町としては改善点をどのように考えているのでしょうか。お聞きいたします。

○菅野議長 大議員、これは4番でいいんですね。

○1番（佐藤 大議員） はい、4番です。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 できるところから改善していきますので、もし石川課長、私の後、答弁あるのであれば、手挙げてもらえればと思います。

私、どう対応するかというところの部分はまだ承知しておりませんので、していきたいと

思います。ただ、あまり迷惑みたいだみたいな話でされましたけれども、されました。

○1番（佐藤 大議員） していません。

○菅野町長 だったら、もう少しいいことを、商売をお互いにやっているじゃないですか、私も、議員も。商売をやるときは、実際に商品売るときどうやってしていますか。マーケティングをして、これ売れるのかどうか。それを、商品を1回売ってみて、価格が高いか安いとか、売場の面積のフェース数が少ないとか、いろいろあるじゃないですか。こういうのを西川町は残念ながらやってきていない。だから、私はキャッシュレスをやっと入れてほしいという商工会の要望に沿ってしたわけです。そうしたら、前回の反省点もあれば、いい点もありました。じゃ、この方向性は間違っていない。進めていこう。じゃ、こうやって変えていきました。ちゃんと学習しているじゃないですか。こうやってマーケティングのデータがないというのがこの町の最も商品のエコシステムを考える上で足りないところでございます。こういったデータを収集できる今回の取組というのは、必ずこの町にいい方向に向かうように経済循環を、施策を打つ上で大事なデータだと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

これは、いきなり最初から成功するようなことだったら、もっとデータが欲しかったです、この町に。残念ながらそれがなかったので、しっかりまず購買活動からどのような世代がどのようなものを買われたか、これで政策をこれからEBPMで打つことができるわけです。ですので、ご理解いただきたいのは、そういう実証の面も改善の面も、この町は残念ながらキャッシュレスなどのデジタル化は遅れていた町でした。それを私と内藤副町長が来て、デジタル田園国家構想実現会議事務局にいて、国で学んできたことを実践しようと、まずゼロからのスタートを一、二年でここまで来たわけです。これはこの町に必ず必要になります。どの町だってそうです。そのフェーズだということを、黎明期にあるということをご理解いただきたい。

○菅野議長 追加答弁、かせぐ課、石川課長。

○石川かせぐ課長 佐藤議員のほうからいただいているご意見については、私どものほうも把握しておりますので、今後、よりよいサービスとなるように、修正点については十分考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはりこのたびデジタルでやるというのが初めてなものですので、実証実験的な要素もあ

りますし、やっぱりデータも取らなきゃいけないと。ですから、いきなりこれがベストだと当然出るわけがありません。今回やはり私も業者の方といろいろお話しして、今回の問題点といえますか、こういうことあったよということをお伺いしましたので、当然課のほうでは把握していらっしゃっていると思いますので、その辺をお含みいただきまして、次回、またその次とあるようでしたら、その辺を改善していただくポイントだということで私が提案させていただいたのであります。

なかなか、町長は町長になられたときに、西川町の方向をデジタル、D X化ということを通じておられましたので、そちらに向かってやっていることだなということは重々承知しておりますので、ぜひそちらの推進していただきたいと私も思っております。

事業者の説明会でクーポン券の使用は9月末までで、売上金の振込みは10月中に行うという曖昧な説明がありましたので、デジタル管理なので月末には自動的に集計が出るのしょうから、早めに5日とか10日とかの振込みのお約束はできないのですかと意見を述べさせていただきました。キャッシュレス決済ポイント還元事業でP a y P a yを活用しましたが、P a y P a yは月末締め翌月2日振込みでした。こちらでも早い振込みをご検討してくださいとお願いしましたところ、改善していただき、10月4日にお振込みをいただきました。これも集計がすぐ管理できるデジタルの強みであります。紙ベースでの商品券のときは、月に二、三回支払日を設けて、手作業で集計を出して振り込んでいただきましたが、デジタル化により職員の負担も軽減されたのではないかと思います、どうだったのでしょうか。また、ほかにもデジタル化による職員への負担軽減があったのではないかと思います、どうだったのかお聞きをいたします。

○菅野議長 答弁はかせぐ課、石川課長。

○石川かせぐ課長 今ご質問ありましたとおり、最初にお答えしましたとおり、業務の軽減等を図られたというふうには私どものほうでも認識しておりますし、振込みの期限につきましても、当初は10月中と、決して曖昧な回答ではなかったとは思いますが、10月中のなるべく早い段階でお支払いをするというふうにこちらのほうも思っておりまして、実際には送金をさせていただいたというふうな結果でございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

本当に早い振込みいただきまして、ありがとうございました。

このたびのデジタルでのクーポン事業の使用率は、紙の商品券では90%弱であったのに対して、デジタルでは95.2%という高い数値を残しました。私たち町民にとっても、金券を頂くことには大変うれしいことでもあります。今後もこのようなデジタルクーポン事業の実施を考えておられるのかお聞きいたします。

このたびの経験を踏まえてベースが出来上がっていることもあり、初回と比べシステムの作成、導入においても手間が軽減されることと思われます。また、実施の機動性もある事でしょうから、これから先、国の補助金などが来ましたら、ぜひ実施していただきたいと願っているところでありますが、どのようにお考えなのでしょうか。質問の5です。

○菅野議長 問い5ですね。

○1番（佐藤 大議員） そうです。

○菅野議長 では、菅野町長お願いします。

○菅野町長 今後の事業展開についてご質問いただきました。

当然、私は就任当初から申し上げているとおり、選択と集中、継続と展開だと思っております。この事業も継続しつつ展開をしていかなくちやなど。まさに早稲田ラグビー部と一緒にです。

また、先ほどデジタルを使うことで交付金を得られると、2倍にしてお渡しすることができるといっても、国家構想デジタル田園交付金のおかげでございます。ですので、こちらを有効に活用するためには、官民連携の協議会を設立して行う必要がありますので、その点の負担金での支出というのを、これからも議員の皆様はご理解いただければと思います。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

デジタルクーポンは今後も継続していくとお考えのようですが、高齢者にとっては、紙の商品券はお札と同等に使えるので使い勝手が良いと伺っております。タブレットとかデジタルとかわからなくてと、最初から嫌煙される方もお見受けしました。結果、丁寧に説明していただいたおかげで、クーポン券をご利用いただいたようではありますが、高齢者の方々の中には、紙ベースの商品券のほうが良いという意見もございます。町としては、今後、紙ベースの商品券配付のお考えはもうないのでしょうか。また、デジタル、紙商品券のどちらか選択できるやり方とかのお考えはあるのでしょうか。

私としましては、これからはデジタルで進めていくほうがよろしいかと思います。私が伺った結果でも、このままデジタルでいいんじゃないかという方が多数を占めておりました。

今回初めてのデジタルを活用した商品券事業でありましたので、よく内容が分からず、利用者側も事業者側も受入れにくいところがあったかもしれませんが、それが今後、2回、3回と回数を重ねることで、システムのカスタマイズにより運用もスムーズになり、経験によって機動力も高まることから、より好ましいのではないかと思います。

国全体でデジタル化を推進している今、デジタル化は必然的なものであり、我が町が先陣を切っているので、理解するのに追いつかないところもあったかもしれません。しかし、デジタルだからこそ、未利用者の情報も把握でき、95.2%と無駄のない利用がかなっています。デジタルは分からないから煩わしいからと言って、クーポン券を使わない方もおられるかもしれませんが、紙の商品券であっても使わない方はおられます。いや、紙のほうが多数おられました。紙であれ、デジタルであれ、使う、使わないは個人の自由ではありますが、せっかくの金券が使える権利を放棄するのはもったいないことだと思います。高齢者に優しいまちづくりとうたっている町なのに、高齢者にとってはデジタルでは使いづらい、高齢者には優しくないんじゃないか、紙のほうが良いとの意見も伺いました。

しかし、今回町ではID、パスワードの入力や設定作業も説明会を行い、また、デジタル推進員をはじめ、地域おこし協力隊や町職員などが個別訪問までして、取りこぼしのない対応を行いました。利用期間最終日には、移動販売業者に買物が困難な方がおられるので、訪問して今日までなので使ってもらってくださいとの連絡が入り、買物をしていただいたとのことです。このように、町としてはきめの細かい対応をしております。内容を理解していただければ、高齢者に優しい対応であったかと感じていただけるかと思います。

商品券事業は、どうしても使用者目線で捉えがちですが、事業者への経済効果を見込んでの事業であります。地元のお店で買物をしてください、そのために商品券を差し上げますので、地域経済の活性化のために使ってくださいというものであって、誤解されている方もお見受けしますが、そういった意味合いの事業であります。使用者にとっては、紙であれ、デジタルであれ、商品券を頂いて買物ができて得をする、事業者は買物をしていただいて得をするという、町内みんなが得をするという事業であります。

時代の流れとともに生活様式が変化していきます。かつて黒電話で生活していたのがプッシュホンに変わり、携帯電話へと変わりました。そして、今ではスマートフォンが当たり前になりました。商品券も紙の時代からデジタルへの過渡期にあります。昔は紙でできていた商品券があって配っていたんだなどと、昔話になる日が訪れるかもしれません。これから先はデジタルでの商品券事業を展開していただき、デジタルを利用することにより国から予

算を獲得していただき、そしてまた、商品券を配付していただく。そして、町民の皆さんかご理解をいただきながら使っていただくことにより、また予算を獲得していただくというこの良い循環を維持していただくのがベストだと考えます。

長くなりましたが、町といたしましては、紙の商品券をどのように考えているのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、佐藤議員がおっしゃったことは、頂いた高齢者が云々というお話ありましたが、これは定性情報だと思っております。私らは定性情報とともにEBPM、データに基づいた、エビデンスに基づいた事業企画を行います。その結果に基づきますと、各世代そんなに差はありません。例えば高齢者、70代以上しか住まれていない小山区、実施率幾らだと思いますか。100%です。高齢者もまた多い原区、何パーセントだと思いますか。100%です。こういった、私らは高齢者の方にしっかりご説明して、ご理解をいただいて、経営資源を割いてご説明をしているわけです。その結果、こういったことが起きたわけです。ですので、ぜひ次回の質問においては、定性情報を聞くというのはこれまた簡単な話です。でも、これしかやってこなかったから西川町はデータに基づいた政策立案ができなかったわけです。でも、今はこういったチャレンジをさせていただいているので、できるようになりました。ぜひデータのほうを打合せの中で、日頃の対話の中で担当官とお話しただければ、こういった誤解はなくなるのかなと思っております。

その実際にお聞きになられたという方は、これは少数なのか、大なのか、もしくはそういう方がいらっしゃいましたら、私らつなぐ課か、かせぐ課のほうにご連絡いただければ、丁寧にご説明に伺いますので、ぜひそういったときには、言われたんだ、んだずねだけじゃなくて、議員の皆様もそういったお声があったら、役場のほうにお問合せいただければと思います。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはりいろいろ町民の方々と対話していった上でそのような情報があったので、お聞きしようかなと思っていましたけれども、質問する前に、じゃ、担当課のほうでもちょっとお話しすれば良かったなと思っております。

デジタルであれ、紙であれ、商品券事業は町民の皆様にとっては大変ありがたい事業であります。これからも資金を獲得していただき、そしてまた、町民の皆様には町内のお店で使

っていただき、地域経済の活性化のためにも、今後とも取り組んでいただきたいということ
を期待いたしまして、デジタルによるクーポン券事業の質問を終わります。

続きまして、タブレット利用状況についてお伺いをしてまいります。

このたび町では、先ほどお聞きしましたタブレット「つながるくん」の活用をしましたデ
ジタルによるクーポン事業を実施いたしました。新たなタブレットの活用方法が拡大されま
したので、タブレットの利用状況についてお伺いいたします。

西川町は、昨年度タブレット「つながるくん」を各世帯に配付して、防災関係、健康福祉
関係等に活用されています。また、このたびは、デジタルでのクーポン券を発行して、商品
券事業を行いました。使用率は95.2%という高い数字の結果を出しております。

また、10月6日、大井沢で行われました町の防災訓練では、タブレットを活用した安否確
認が行われ、タブレットによる通話のテストも行われました。このように、多角的に活用が
進んでいるタブレット「つながるくん」であります。

タブレット導入の資金獲得に当たり、確認ボタンを押すことによって把握しますタブレッ
トの利用状況を国とは7割と約束しているとみらい対話会などで広報しております。しかし、
実際のところ、利用状況は50%を切るとの結果をお聞きしました。現在、「つながるくん」
の情報発信確認状況、世代別、エリア別などを数字として捉えているのでしょうか。お伺い
をいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 「つながるくん」の利用についてご質問がありましたので、お答えします。

総合計画において、タブレットやスマートフォン等を介した交流の場を提供することや、
地域のコミュニティーの補完的な機能を担い、安心して暮らせる西川をつくっていくという
総合計画に基づいて、この事業を実施しております。

情報発信の確認については、発信後1週間以内に確認ボタンを押している割合を開封率と
して集計しております。この点は特に広報しておりませんでしたので、状況を見てからお知
らせしなくてはなと思っていたのがこの時期だと思っております。

当初は58.4%でしたが、最近は50%を切る月もございます。先月からみらい対話会や区の
役員の皆様との要望箇所の確認の際、また、町報、SNS等で確認ボタンを押してほしいと
いうような依頼を11月から行ったところでございます。また、確認ボタンを押していない方
への戸別訪問、役場の施設にチラシを掲示するなど広報したところでございます。その結果、
11月の平均開封率は53.4%と5割を超える当初の水準に戻りました。

また、世代別の開封率は、世帯ごとにタブレットを配付しているため、世帯主の年齢を基準にしております。11月1日配信分の開封率は、40歳未満で39.7%、40歳以上80歳未満で64%、80歳以上の世代で47.3%となっております。もう一つ、さらに11月10日分の配信です。こちらの配信率も40代未満で44%、少し上がりました。40歳以上80歳未満で65.8%、こちらでも上がりました。80歳以上の世帯で45.6%となっております。これらを踏まえますと、40歳以上80歳未満のご世帯では、比較的に閲覧いただいておりますが、特筆すべきなのは、40歳未満の世帯の方よりも80歳以上の高齢者の世帯の方が閲覧いただいているということは、「つながるくん」に順応いただきまして、町としても大変ありがたく思っております。

最後に、エリア別の開封率をお答えいたします。

11月分の配信になりますが、そちらを分析したところ、開封率70%以上は岩根沢、入間、本道寺地区でございます。こちらはいずれも高齢化が高い地区となっております。また、60%以上の開封率を維持されている地区は、綱取、水沢、原地区となっております。特に吉川地区でもこれだけ閲覧いただいているというのは、人口の多い地域でも60%にできるように、吉川のようにほかの地域も、人口の多い地区もなれるように、吉川を取組を分析していきたいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 数字を把握していらっしゃるって、本当にありがとうございます。

今聞いてみますと、やっぱり高齢者が駄目なのかなと思ったけれども、意外と高齢者の方見ていらっしゃるんだなと。高齢者の方々は、デジタルはもう当初から受け入れ難いものと、どうしてもそういう感じで捉えておりました。町長は88歳の方々へお祝いを持って回られます。そのとき、高齢者の方々と直接対話をしているらしいんですが、タブレット利用についても話題に上がると思います。高齢者の皆様方にとって、「つながるくん」の受入れ状況をどのように感じておられるでしょうか。質問の2であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 88歳のお祝いの際には必ず伺うように、これからも実施していきたいと思っております。

多くの高齢者の家庭では、タブレットをお茶の間に置いていただいております。その方々からは、いつもタブレットを見て、役場からの配信を楽しみにしている、音声が出て、耳が聞こえづらくても音を高くして聞けるというありがたいお声をいただきました。

また、つながるクーポンの話になりますと、ふだんなかなか買わない服を買ったとか、ま

とめて買えたとか、あと、冬に備えて灯油を購入できたというようなことをいただいております。

一方で、使い方がよく分からない、操作が難しいとおっしゃる高齢者もいらっしゃいました。そういった方には、しっかりメモで控えて、デジタル推進のほうに健康福祉課のほうから、この方まだ分からないと言っていたので教えてくれというようなことをお伝えしました。その際に、「つながるくん」の教えていただいているのは、佐藤大議員も移動販売事業者の皆様でございますけれども、とても移動販売業者の方には感謝しておりまして、使い方を教えてもらっているとか、確認ボタンを押してけろと言われたとか、あと、いろいろな注文ごとを、特に吉川の方でしたけれども、注文ごとを頼んで、こんなことまで移動販売業者にやっていただいたんだというような声もいただいておりますので、感謝をいたします。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 以前、この「つながるくん」でお悔やみを配信するというようなお話がございましたけれども、それはどうなったのでしょうか。各地区では、現在、葬儀日程の連絡を書面を配って行っていますが、地区ごとに「つながるくん」で見られるようにすることができるのではないかと意見もあります。どうお考えでしょうか。

○菅野議長 次の質問で出るそうですので、質問を変えてください。

1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） それでは、飯野議員にお願いいたしまして、質問の3になります。

町からの情報発信であります。町民が、特に高齢者の方々が求めている内容になっているのでしょうか。また、どのように評価されているのでしょうか。お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

求めているような内容になっているかということですが、今、分析をしております。あれは高齢者の方でしたか。特に文化祭をしますとか、文化祭が開催されますとか、あと月山和牛芋煮会の受付が始まります、開始しますとか、あとこういった申請が始まりますとかという、あと駅伝か。駅伝大会の結果こうでしたというような、知りたい情報というのが開封率が、身の回りで私らに、高齢者の方がというよりも、関心はやっぱり駅伝大会が一番高かったんです。ですので、これを世代別、皆さん見ていただいていますので、こういったデータ上はまだ、開封率を見るとあまり分析結果が出ていないなというのを感じています。

ただ、ミニデイやいきいきお茶のみ会のものも、高いときもあれば、低いときもあって、

これがまたよく分からないんです。ですので、情報の内容なのか、タイミングなのか、表示の工夫なのかというのは、今、分析中でございますので、こちら辺はまだ確たるところはデータ上言えないところでございます。

ただ、私らは定性情報も仕入れようと、デジタル推進員をトラスに常駐させて「つながるくん」窓口を拠点に置いて、町民の皆様の声をこれから聞いていきたいと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはり分析を取られて、的確な情報を流していただきたいとこのように思います。

今、町長からもちょっとお話が出ましたが、質問の4であります。

デジタル推進部局は役場内に置くのではなく、現場に近いところに置き、また、積極的に訪問を行ったほうがよろしいのではないかと考えます。つながるクーポン事業においても、不具合が生じた場合にはすぐ駆けつけてくださいました。外部に、例えばトラスなどに設置し、積極的に訪問活動を行っていただき、「つながるくん」のふだんの利用を促していただくよう、機動力を生かした活動を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりでございます。役場ではなくて、今まで役場にデジタル推進員おりましたけれども、それを交流拠点のトラスに常駐してもらって、町民の声を聞きたい。行ったらお答えできるというようなことも考えていきたいと思っています。ただ、その際は、「つながるくん」だけじゃなくて、デジタル推進員の皆様は2名いらっしゃいますけれども、いずれも携帯の操作とか、そういうのもお詳しいので、パソコンや携帯の見方とか、設定とか、そういったことも含めてご相談するような、2年前に大泉奈美議員ご質問されましたよね。あれ、やっと実現できそうです、人がつきましたので。財源は集落支援員で、国から全額特別交付税いただきますので、そういった取組をしてみたいと思います。

また、専用ダイヤルを設けまして、今までデジタル推進係の電話番号でしたけれども、それを専用ダイヤルを設けまして、ここに電話すれば電話で聞ける。そして、電話で解決しない場合には何うというようなこともしていきたいと思っております。

また、ミニデイや防災訓練を通じて、タブレットの機能についてもご説明いただく機会を区長様や町内会長を通じて聞いてまいりたいと思っております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） トラスに置いていただいて、機動力を生かして、とにかく回ってい

ただきたいと。デジタル推進員も集落支援員の形で国からのお金で使っておりますので、なかなかまいやり方だなと思っておりますが、また、そのデジタル推進員の方も携帯ショップのOBの方いらっしゃいますので、やっぱり先ほど町長がおっしゃられた携帯電話に関しても当然詳しいわけで、デジタルに関しては、まず多方面でご利用いただいて、とにかく回っていただきたいとこのように思っております。

町民の皆様には、タブレットに送られてきます町からのお知らせをぜひご覧いただき、そしてまた、確認ボタンを押していただくことによりまして、利用率の拡大につなげていっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終了いたします。

○菅野議長 以上で、1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○菅野議長 続いて、4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○4番（荒木俊夫議員） 4番、荒木俊夫です。

今年は、町制施行70周年と記念すべき年であり、多くの記念事業が行われております。これまで町を発展させてくださった多くの町民の方々に感謝申し上げます。

これからも住みやすいまちづくりを進めていくためには、次世代を担う人材育成が重要であります。

今、町の学生は、自分の希望した進路に向けて学校生活を送っております。学生が高校・大学・専門学校等への進学を希望した場合には、学費や生活費を必要とします。

町では、学びたい学生を支援するために、返済補助金の西川町教育ローン「帰ってきてけローン」と無利子貸与型の西川町育英奨学金で支援をしております。

日本学生支援機構の奨学金や山形県奨学金等返済支援制度を利用している方もおられます。また、町では高校生までの医療費無料化や高校生等就学支援金での支援も行っております。次世代を担う学生の就学支援について質問をいたします。

質問 1 です。

町独自の先進的な取組であります返済補助金の西川町教育ローン「帰ってきてけローン」のこれまでの申込み状況についてお伺いをします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 教育ローンの「帰ってきてけローン」です。これは、西川町に戻ってくれば、ローンの500万円を上限として免除いたしますという子どもたちへの投資をするものでございます。

こちらは、昨年6月から販売開始、事業開始いたしまして、「帰ってきてけローン」のこれまでの利用者は17名です。第7次西川町総合計画では、令和12年度までに累計で50名、1年で6.25人を目標としております。これを考えると、今のところこれ以上のご利用をいただいていると考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 季節柄でございますけれども、受験シーズンを控えているので、おとといのチラシでしたか。ろうきんさんから教育ローンのチラシが入ってございました。これは限度額300万でした。利率はいろいろありましたけれども、1.7から2%ちょっとと。ところが、うちの町では500万まで補助すると。本当に素晴らしい、先進的な取組だと思っております。

現在までに17名の方の申込みがあるということは、皆さん非常に関心を持って、子どもたちの教育に投資をするんだなというふうに思っております。ぜひこれから「帰ってきてけローン」の返済補助はこれから始まるわけですが、補助金を利用した学生の方には、学業に励み、町に戻り、活躍されることを希望しております。

質問の2番に入らせていただきます。

無利子貸与型奨学金の西川町育英諸学金の利用状況、貸与額の増額や奨学基金の状況と活用についてお伺いをします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

西川町育英奨学金制度は、将来の人材育成を目的として、奨学金の額は高校生が月額2万円以内、大学生等は月額3万円以内としております。また、返済期間は貸与終了後1年を経過した後、10年以内というふうにしております。

昭和50年度の発足以来、本制度では49年間で346名に貸与いたしました。近年の状況といたしましては、令和2年度から4年度までは毎年4名、貸与額は144万円。今年度は3名、貸与額は108万円となっております。

議員から、増額と、それから返済期間の延長というふうな部分についてもご質問がございましたけれども、育英奨学金に関しましては、令和5年3月の関係条例、規則の改正によりまして、成績要件を緩和するとともに、運営審議会を廃止し、教育委員会で審議を行うようにすると、柔軟かつ迅速な対応のための事務改善を進めてきております。

今後においては、基金残額や少子化に伴う対象人数の減少、物価高騰等の社会情勢、そして、何と言いましても、町民のニーズを考慮して、関係条例、規則の見直しを行い、希望する方が一層利用しやすい手続や貸与額の増額等についても研究を進め、町の将来を担う若者の学びを支えていく必要があるものと考えております。今後、関係条例の改正について議会に上程の際は、ぜひその趣旨をご理解いただけますようお願い申し上げます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 昭和50年から制度が始まってから、346名の方々、学生が利用されたということで、本当に就学のためには利用されているんだなというふうに思っております。今後も、やはり先ほど1番目で申し上げた「帰ってきてけローン」もそうですけれども、将来の自分の進路によっては、なかなかすぐ町には戻ってこれないという学生もいらっしゃると思いますので、やはりこの制度もぜひ残していただきたいというふうに思います。

それで、昭和50年のときから高校生が2万円以内、大学生は3万円以内ということとなっております。昨今の、これは全部が当てはまるか分かりませんが、データとして出されているのが、大学生の場合、生活費は自宅学生で月6万3,580円、1人暮らしですと12万3,630円ということで、やはり学生の方は1人暮らしですと結構生活費かかるんだなというふうに思っております。親の仕送りの平均が6万7,650円、5万円から10万円台が34%というふうになっております。こういったところから見ますと、3万円以内というのは、ほかの制度も利用されるかもしれませんが、3万円以内というのは、ちょっと今の時代では

低いのではないかなというふうに思うわけです。

先ほど教育長からありましたけれども、基金です。今の基金の残高、9月の決算のときにお示ししていただいているのが基金残高が7,130万ほどでありました。今の貸与額はどのくらいになっているのかお分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 育英奨学基金の基金残額は、令和6年3月末時点で5,177万5,000円となっております。未返還額は1,954万3,000円となっております、基金総額は7,131万8,000円というふうになっております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 基金の総額、条例上では基金は8,000万円以内というふうに規定となっておりますので、7,130万ほどだということであります。現在、学生の方々にお貸ししている貸与額が1,950万、残額が5,177万ほどあるということでございますけれども、そうしますと、基金として活用、貸与している部分というのは27%程度であります。73%が現金として残っていると。この基金は、財政調整基金などと違って、奨学金として子どもたちの就学のために活用しようという基金でありますので、できればこれを有意義に活用していただくためにも、増額、限度額です。学生さんによっては、いろいろご父兄の方と相談して、限度額まで借りなくても、その以内でいいということであれば、例えば今の3万円を5万円以内とか、こういうふうにさせていただいてもよろしいのではないかなというふうに、基金を活用する上でも思うわけですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 先ほど来、この現代における大学生の生活費とか、就学に関わる経費についてお話がございました。制度発足の時点からかなり年限が経過しているということもございまして、物価高騰の状況というのは、誰しもが理解できる部分でございます。今後、やはりこちらの適切な額がどの程度なのかということについては、町民の声等を把握しながら研究をして定めていくべきものだというふうに考えております。いずれにしても、現在の貸与額というのは、実態に照らせば決して多くはない額だという認識は持っておりますので、そのような方向で今後研究して貸与してまいりたいと思いますし、この育英奨学基金につきましても、奨学奨励というふうな大きい目的があります。その意味では、現在、町が新たに推し進めております「買ってきてけローン」という制度もございまして、「帰ってきてけローン」とこの育英奨学基金というのは、ちょっと立てつけが違うわけですが、それぞれ町民の

皆さんの実情によって、どちらを選んで活用するかということになってこようかと思います。ただ、この新しい施策を力強く進めていくためにも、この基金の一部を「帰ってきてけローン」のほうの運用に振り替えていくということも当然考えながら、有効に活用していく問題だというふうに捉えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 教育長おっしゃるとおり、昭和50年代と今、50年度当時と今ではかなり物価も違いますし、生活スタイルも変わってきたということで、ぜひ増額について研究していただきたいと思いますし、増額になった場合は返済関係も、今、1年置いて10年以内ですけれども、これも延ばしていただいて、できるだけ学校卒業された学生が生活の負担にならないように、その辺も考慮していただければというふうに思いますので、併せて研究をお願いしたいというふうに思います。

それで、今、教育長からありましたけれども、これは私も提案したいと思っていたんですけれども、「帰ってきてけローン」です。返済補助金の「帰ってきてけローン」、これは本当に、先ほど申し上げたように500万までというのはすばらしいことだと思います。こちらのほうの3月決算ですと、まだ基金の残高が670万ということでありました。まだこれは制度が、補助が始まっていませんので、これからでありますけれども、今のこの奨学基金の残があるとすれば、これを、ローンの補助ではありますけれども、子どもたちの就学に対するものだというものであれば、こちらのほうにやはりくら替えしても良いのではないかと私は思うわけです。本来の育英奨学基金の運営の額を計算していただいて、決してお金眠らせないで活用してあげれば、子どもたちに有効に活用できるのではないかというふうに思うわけです。ぜひこれも含めて研究していただきたいというふうに思うのですが、もう一度お願いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 現在、町が推し進めております「帰ってきてけローン」、これは西川に学び育った子どもたちがまた西川に戻ってきて、町の担い手になってもらうということを目的に実施している大事な事業でございますので、今、荒木議員のほうからも、この育英奨学基金の一部をそちらのほうに振り替えてという大変力強いご提案も頂戴いたしましたので、前向きに受け止めて研究し、今後、この案件について議会に上程させていただいた場合には、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 前向きに研究をしていただきたい。

今、貸与額が約2,000万弱、お貸ししている額がです。これが高校生2万、大学生3万円以内ですけれども、これは例えば倍にしても4,000万なんですね、同じ人数だとすれば。そうしますと、3,000万はまた眠っているという形になりますので、ぜひ有効に活用していただければというふうに思います。

続いて、2番目の2点目に質問に入らせていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○4番（荒木俊夫議員） 有効に活用していただければというふうに思います。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 質問2に進めてください。

○4番（荒木俊夫議員） 質問の2点目に入ります。

行政のデジタル化の推進と課題についてでございます。

自治体においては、情報通信やデジタル技術を活用した住民生活の利便性の向上や行政事務の省力化、効率化を図るため、デジタル化が欠かせないシステムとなっております。

行政の基幹業務、20の業務につきまして、標準システムの移行について国が推進を進めております。システムの導入や維持管理には多額の費用を要すると思いますが、行政のデジタル化の推進について伺いをいたします。

質問の1番でございます。

行政の基幹システムの標準化は、国が令和7年度までに移行を目指しております。今回の一般会計の補正予算（第8号）に債務負担行為に標準準拠システム機器導入事業として、令和7年度まで2,028万4,000円という債務負担行為が計上されております。予定される費用と期待される効果について伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 議員の質問にお答えいたします。

自治体情報システムの標準化、共通化につきましては、総務省によりますと、自治体独自の情報システム運用によりまして、自治体の費用負担が大きいことであったり、クラウド利用が円滑に進まないこと、そして、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいといったことから、そういった課題が発生したことから、いわゆる標準化法によりまして、住民記録や税などの主要な20業務を処理するシステムについて、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行する義務が課せられ

ているものでございます。

西川町におきましては、令和7年の7月の移行に向けて準備を進めているところであり、令和6年度は標準化に向けたデータ整理及びガバメントクラウドの環境構築に1,655万5,000円の予算を計上しているというところでございます。令和7年度には、標準準拠システム機器の導入やガバメントクラウド利用料、保守料、システム移行などに関する費用を見込んでございまして、必要な経費につきましては、当初予算のほうで計上する予定であるというふうなところでございます。

期待される効果につきましては、まだ導入前の段階でございますので、具体的な費用対効果といったところはお示しできませんが、総務省によりますと、自治体の個別システムから全国一律の共通システムに移行することで、事務コストが低減されるというふうなことが挙げられているというふうなところでございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

やはり業務の省力化とか住民サービスの向上が本当に期待できるものだというふうに私も思っております。

それで、これは国が標準システムの導入を呼びかけているわけですが、これについては、国が財源的には全部持つというふうになるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 では、お答えいたします。

まず、今年度実施している標準化に向けたデータ整理とガバメントクラウドの環境構築、こちらにつきましては、総務省のデジタル基盤改革支援補助金といったものを活用してございます。

先ほど申し上げた来年度実施予定のシステム移行に係る経費につきましても、同様にデジタル基盤改革支援補助金を活用することとしております。

しかしながら、この標準準拠システムの機器、こちらの導入のほか、あとガバメントクラウド利用料、運用保守等のランニングコスト、こちらに関する費用につきましては、同補助金の補助対象外となっておりまして、こちらは一般財源で措置しなければならないというふうなことになってございます。

今後につきましては、町村会であったり都道府県、山形県です。県を通じて、この総務省補助金の補助対象外となるような経費、こちらにつきまして財政措置の要望というのを行っ

てまいりたいと考えてございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。2番目の計画も含めてお答えをいただきました。ありがとうございます。

本来であれば、国が進めているわけですから、全国標準にしろと、できるだけしろということになっていけば、国が財源としては持つべきだというふうに思います。今、副町長からあったように、今後、町村会等を通じて国のほうに要望していくということで、ぜひ要望していただいて、こちらの経費が賄えればなというふうに思っております。

システムは、毎回税制改正とかいろいろあって、毎年多額の費用を要しているわけです。これが標準化になれば、特別各町ごとにカスタマイズしなくてもできるようになっていくわけですので、これは大きい団体も、小さい団体も同じような経費をかけてやっているわけで、財政力の弱い団体は大変だったなというふうに思っています。これが一步進むのかなというふうに思っていますけれども、いかんせん、ただ、財源全てを賄っていただけないということとはちょっと大変なところでもありますので、これについては、これからの交渉等についてお任せをしたいというふうに思っております。

ぜひこれが導入されて、職員の事務の省力化なり効率化、住民の方のサービス、利用サービスの向上が図られれば、非常にいいことだなというふうに思っております。デジタル化については、住民サービスや業務の効率化において、避けて通れないシステムだと思いますし、住民生活のさらなる向上を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 仁 議 員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

〔5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○5番（佐藤 仁議員） 5番、佐藤仁です。よろしくお願いします。

今日は、第7次西川町総合計画の基本計画第4章の現状についてということで、大きいタイトルですが、趣旨的には、昨年度から始まった第7次西川町総合計画で基本計画が第1章

から5章まであります。その中で、4章「支え合う」町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくるということで、括弧書きで、健康・福祉・医療・環境・町民生活・インフラ・防災という項目の中で、下記の質問1から4について、現状と今後の取組について質問させていただきます。

まず、質問1です。

計画書の30ページに「高齢者世帯等への雪の処理費用の負担軽減」とありますが、現状の取組と、「令和5年度中に除雪機購入の支援の在り方を取りまとめます」とありますが、現在どのようなになっているのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

高齢者世帯等の除雪処理費用の軽減についてでございます。

西川町では、高齢者等世帯の除雪費用の負担軽減を図り、冬期間でも安心安全な生活を確保していただきたいということで、本町に支援制度を設けております。対象者は、本町に住所を有する居住実態のある65歳以上の高齢者か、重度障害の方がいらっしゃる世帯か、ひとり親等18歳未満の子がいる世帯、いずれかの方を対象に除雪費用の2分の1を限度に20万円まで支援する事業を実施してきました。

これらの事業の対話会を11月1日に開催いたしました。対話会では、町からの支援事業とはいえ、高額な除雪費を高齢者の方々が全額負担することは大変だ、これから負担していただいた上で後から補助金というふうな形、これは町の財政ルールにのっとった方式でございます。補助金申請や実施報告の手続でも、何度も役場に行かなくちゃいけない、大変だというようなご意見をいただきました。この対話会のご意見を踏まえまして、町民や除雪を行う方々の負担軽減を図るため、今年度は次のような仕組みに変更をいたしました。

町に補助金申請書を提出し、交付決定を受けてから除雪を事業者や個人に依頼し、除雪していただいた事業者や個人に対して除雪費用の全額を支払う。そして、町に実施報告書、量収集書を提出して、後日、個人の口座に半額を振り込むというのが従来の流れでした。これを補助金というふうに制度でいたしますと、町の財務規則ルール取扱通達という昭和40年代のものがありますので、これにのっとった形だと、そのような全額を支払って半分を補助するというような仕組みでした。

ただ、いろいろ考えまして、ああ、私らには今、便利な協議会というのがあるじゃないか

というふうに考えました。この協議会の仕組みを活用すれば、町民の方は除雪をまず事業者にお願ひする。これは変わりません。除雪後、除雪を依頼した方は除雪を行った方に除雪費の半分を支払う。半分会支払っていただいて、その事業者の方は残り半分会町に対して、協議会を通じてですけれども、請求するというような流れになります。これによりまして、事前の補助金の申請や実施報告の提出など煩雑な手続きがなくなり、また、利用する側も最初から半額の負担で済むという形になります。

また、除雪機購入の支援の在り方について取りまとめるというような記載が総合計画にございます。昨年度、各区に除雪機設置の希望を問い合わせたところ、残念ながら要望はございませんでした。今年度に入って、さらに除雪ボランティア組織がある町内会の単位で除雪機設置の要望を伺ったところ、5つの団体から要望をいただきました。この要望に対しては、今年度から健康福祉課が国土交通省の補助金を取りまして、除雪費を取りましたので、除雪機械の購入の支援の在り方をどうすれば良いのか、これから考え、町内会などと話を進めているところです。こちらは補助金を取りましたので、こちらの規則に基づいてこれから制度設計をしまして、考えていきたいと思っております。まだ取りまとめは終わっておりません。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

端的に言えば、去年よりは今年は非常にやり方がスリムになって、補助金じゃなくて支援金ですね。頼むほうも、あと頼まれたほうも、意外とスムーズに行えるというようなことで、ちょっとおさらいしますけれども、今まではやっぱり私は該当になるんでしょうかというような申込みをして、オーケーですよとなった場合に、今度その業者さんに頼みまして。その請求が例えば10万来たら、頼んだほうが10万先払いしなきゃならなかったと。それが、先払いというのはちょっと言葉があれでしょうけれども、全額お支払いをして、そして残りの半分の5万円を頼んだほうが町から頂くということで、当初やっぱり負担する金額が多かったというようなことを今後は、極端に言えば、頼まれたほうは半額を頼んだ人からもらって、残りの半分は町から直接もらう。町からというか、保健センターに行って、それから協議会のほうから支払いになるというような形式ですということで、お金の出し入れも、あと書類の出し入れも、出し入れというか、やり取りもスリムになった。

ただし、私がちょっと気になったのが二、三点ありますけれども、ちょっと確認をします。

まず、これは以前からも話にあったと思うんですけども、対象者です。先ほど町長から65歳以上の高齢者の世帯とかいろいろありましたけれども、例えば冬期間の居住実態がない

方です。例えば、冬だけ親戚の方のほうに、ちょっと雪があまりないところに行って、また戻ってくるとかです。あと、例えば、これはあまりないのかもしれませんが、施設あたりにまた戻ってくるとか、あとは、先ほどもありましたけれども、居住している自宅に限るというようなことでだし書があります。そうすると、例えば敷地内にある小屋とか、そういうのは対象になるのかどうかです。だから、そういうものをちょっと確認をしたいんですけれども、お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今おっしゃっていただいたのは、もちろん対象外です。これは当然のことです、住民裨益性がありませんから。公共事業として行うには、これは愚策でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） そんなに当然だろうとかなんかとあまり言わないで、いやいや、言葉つきです、お互いに真摯に対応するわけですので。

それで、例えば申請を今までは出さなくても良かったわけです。それで、あなたは対象になりますよというのはカットというか、それが省けて非常にスムーズになったと思うんですけれども、例えば障害者とか何かといろいろあります。果たして自分がその対象になるのかどうか。例えば、お願いしたら、それで請求を出したら、あなた対象外ですよとかとならないのかどうか。そこら辺はちょっと心配なんですけれども、そこら辺がちょっと気がかりになったところです。今、町長からそんな心配ないということであれば、それは差し支えありません。それで、もちろん私も、親戚もそういうことお願いしているところありますので、そこは心配でしたので、ちょっと考えたところです。

それともう一つ、屋根の雪下ろしとかいろいろあります。それは前もってお願いしますよということになるわけですが、例えば玄関から公道まで、雪が降った場合除雪をお願いしますよというような頼み方をしている方もいらっしゃいます。そこで、それは毎朝頼まれたほうは、雪が降ったなど。じゃ、あそこ行って雪かきしなきゃならないなということで取決め、取決めというか、仕事をやっているわけですが、例えば行ったら雪がなかったと、あまり。掃くまでもなかったと、降っても。そうした場合に、やっぱり空振りになるわけです。例えば自分、また笑われましたけれども、実際問題として、実際にやっぱり自分の自宅のところは雪あるので、お願いされているところ行ったら、ほとんどあまりなくて、ちょっと掃くにも掃けないと。やっぱり空振りだと帰ってくるわけです。除雪機あるところはいいいですけども、ないところはわざわざトラックに除雪機乗せていって、あまりないの

にも掃けないというようなことがあります。そうした場合に、やっぱりお金を請求できないわけですね。そこら辺の考え方というのはどういうふうになるのか、お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 役務の提供に対してお金を払うというのは当然です。役務の提供がなければお金は払いません。これは民法でも当然規定されているとおりです。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 町で出しているお知らせのほうでも、お知らせというか、パンフレットでも、それは頼む人と頼まれた人との、単価もはじめ、そういう取決めをやって、スムーズな除雪をお願いしますよということで、ただし書になっています。

ただ、今やらないものにたいしてという話ありましたけれども、例えば道路の除雪をやっています。あったんです。あるんです。例えば、町で道路の除雪頼んでいます。路線ごとに、例えば重機、除雪機の貸与もありますし、自前のやつもあります。それは単価をおのの決めて契約をやっています。例えば100時間、ここの路線をお願いしますよと。でも、雪が少なくて、それ100時間までならなかった場合は、例えば70時間しか稼働がなかった場合は、30時間はお支払いしますよというような取決めもやっているはずですよ。ですから、あと、ある頼まれている人は、やっぱり何回か行っても、そういう場合に行ったところ掃けなかったと。それが、例えば雪が多い年なんかは、それ何回か行ってやれる場合にカバーできるわけですけども、例えば今回なんかみたいに雪が少なかった場合は、行っても掃けなかったと。掃けなかったというか、掃くに掃けなかった。そうした場合にやっぱりお金にならないわけですよ、そういう人方は。だから、そうした場合の何か手当とかないのかなというふうに私は思ったので、それをお聞きしたいなというふうに思う。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 除雪業者の話をしているのか、個人の事業者の方になっているのか、この制度に関して言っているのか、ちょっと分かりませんので、回答できかねます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

そういうふうな回答であれば、あとこの高齢者の世帯に対する質問は終わりますが、それでは、除雪機に関してです。

今年の7月頃にホームページを見ますと、7月29日の更新のやつで、国の豪雪交付金を獲得しましたと、有効に活用していきましょうというようなことで載っています。それを見る

と、先ほど町長もありましたように、交付金云々とありまして、令和7年と8年で除雪機のことを対応しますよということで話載っています。先ほど、今年というか、町内会云々で5件というような話があったということですが、これは例えば地区とか、団体というのか、そういうふうなのが対象なのか、もちろん個人の自宅に対する支援ではなくて、そういう団体に対する支援ということでよろしいのでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 そのとおりです。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

除雪、高齢者のやつに関してはちょっといろいろ考えてきたんですけれども、そういうことなので、一応質問1は終わります。

次に、質問2に移ります。

計画書の32、33ページに空き家に関する項目がありますが、空き家解体支援補助の内容と補助件数、また、空き家ではありませんけれども、例えば居住している同一敷地内にある不用品になった既存建物の除去に対する費用の補助制度などを設けたと思いますが、考えをお聞きます。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 空き家除去支援事業は、町内の安全・安心な生活環境の確保及び良好な景観保全を図るため、町内にある空き家の解体撤去及び処分を行う方に50万円を上限に令和4年度から補助金を交付しているものでございます。

これまでの補助件数は、令和4年度が13件、5年度が3件、6年度が5件で合計21件でございます。

議員ご指摘の既存建築物の除去につきましては、西川町住宅建築支援事業補助金において、町内業者と請負契約を締結する住宅の新築工事またはリフォーム工事に伴う既存の住宅等の全部または一部を除去する工事に限り対象に含むとしております。

なお、本補助金の補助上限額は、新築工事で80万円、リフォーム等工事で60万円でございます。これに加え加算補助制度があり、西川町産西山杉材の使用で最大40万円、雪に配慮した工事で一律10万円がそれぞれ加算されます。ただ、建築物の除去のみは対象外となりますので、このたびの議員からのご意見につきましては、事務の参考とさせていただきます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） この空き家の除去に関しては、確認しますが、居住今後しない建物、例えば両親が住んでいたんですけれども、もう亡くなって、その建物は使わなくなったと。親族の方も今後住む予定はないというような場合には、その解体費用として50万円まで補助しますと。きちんと更地にして、そして、景観もしくは地域の方に迷惑をかけないというようなことで解体する趣旨に対して補助をしますというようなことだと思うんです。それで間違いないと思うんですが、そして、今、話あったように、今年度の当初予算では5件分250万、それはもう完売じゃなくて、完売とは言わない。もう使い切ったというようなことで、来年度にまたそれをやっていくんだと思いますが、非常に危機管理上というか、そういう面に関しては、この制度は非常にいい制度だと思います。ただし、先ほどありましたように、これからやっぱりずっと住み続けたいという人もいて、それが、例えば家を新しくしたいと。今の既存の建物を解体して新しくしたいと。または、例えば今、今度農家を辞めたので小屋なんか必要ないわといった場合に、その解体をしたいと。それでずっと西川町に住み続けたいというような方もいらっしゃるわけです。そうした場合に、今、課長が話あったように、建設水道課の住宅建築支援事業というのがあります。その中で1割補助とか、あと新築の場合は80万とかあります。ただし、解体に関する項目というのは、何か新築の場合には含むというような話があったんですけれども、そこら辺で、80万ですから、最高が、1割負担で最高で80万。西川町に住まない方に対しては50万補助して解体してくださいと。今から住み続けようとしている方に関しては、私の感覚では、新築の場合の80万というのは、やっぱり家を建てて住んでもらうためというようなことで、除去というのはあまりちょっと頭になかったんですが、住み続けようとする方に対して、もうちょっと除去をするための金額というのはあってもいいのかなと思うんですけれども、そこら辺もう一度お願いします。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご意見は、事務の参考とさせていただきます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） なるべく新しくしてずっと住み続けている人、あとは今、今までは賃貸住宅がもう提案型になっていますけれども、25年7万円払って移住してくださいとか、町に住んでくださいというようなことで一生懸命もう支援をしているわけです。これ、トータル的に土地とか何かを25年、もう土地も入っているわけで、25年といいますと、例えば固定資産税も、あと、例えば建物に対する保険とかもいろいろ入らなくてもいいわけです。ましてや、1回は外壁とか屋根の塗装関係なんかもその家賃の中に入っているということで、

トータルすると1,000万ぐらいです。非常に恩恵があるわけです。そういうことを考えると、やっぱり同じ、今から西川町に住もうという方に対して、例えば解体をして、また新しく家を建てて、そしてずっと住み続けたいというような方に対して、やはりそういう除去する費用なんかはもう少し考えていただき、今から研究しながら対応していくということですが、そこら辺をちょっと考えていただければなというふうなことに思ったので、質問をさせてもらったところです。

○菅野議長 反問権認めますので、町長、答えてください。

時間止めてください。

○菅野町長 25年前ホームの1,000万円の議論がありましたけれども、それと今回の除却を比較してお話しされたと思いますけれども、私、その前者のほうがよく分からなかったので、それを踏まえて教えていただいた上でお答えいたします。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 今年から名前が変わりましたが、今までの町のパンフレットに25年、7万円を毎月払うと2,100万になるわけですが、それを25年払って、土地と建物は自分のものになりますよと。そして、その中の説明において、保険とか、外壁の屋根の塗装とか、そういうもろもろを計算すると、25年の中で1,000万ぐらい払わなくてもいい金額あるんです。それだけのメリットがあるのでぜひお願いしたいというようなパンフレットがあったわけです。そういうことを考えれば、今から、自分の古い家を解体して新しく建てて、そして住み続けようというような方に対しては、やはりもうちょっとその解体費用に対して支援があってもいいのではないかなというような趣旨での質問です。

○菅野議長 町長よろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○菅野町長 まず根本的に制度の概要をご理解いただいていないので、お答えいたします。

先ほど25年マイホーム、提案型のマイホームというのは、あくまで町営住宅でございます。例えば3,000万円かかったとします。3,000万円かかっても、町営住宅でございますので、地方債発行します。充当率100%、交付税措置率は50%でございます。そうすると、1,500万円、町のほうで負担するだけになります。1,500万円の町の負担、一方で入居者から頂くお金は25年間で約2,000万円以上、2,000万ちょっと。そうすると、600万円ぐらい町がもうかるわけです、これは。過疎債を裏財源で使っているということをご理解いただきたい。そういう上で、先ほど25年マイホームのほうは、本人の持ち物になると固定資産税も発生します。私らまた頂けます。あと、25年たって譲渡されても、私らはその時点で600万円、国の補助金

と合わせると得をします。ですから、600万円もらって、町としては利益が出て、そのほかに固定資産税を頂くという事業になります、これは。これは極めて優れた事業です、これは、町の収益上。

しかしながら、除却というのは、全く価値を生み出しません。私、法律、補助金、たくさん見てきましたけれども、個人の不動産に対して除却をすると、そういった国の補助金は見ることがありません。あるのは、除却をした上で何かを建てる、再利用するというものだけでございます。そういう補助金がもしあったら、私も勉強不足になりますので、ぜひ教えていただきたいと思います。少なくとも、こういった更地にして、小屋をなくして、何も使えません。そんなのに出す余裕はありません。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 今の制度はそうだと思います。ただ、それまでは、やっぱり2025年の賃貸住宅ということで、そういうふうなメリットがあって、住んでくださいよというようなことでやっていたわけです。

それと、今、建物を解体して更地にしてと、それに対してでも今50万払っているわけでしょう。ですから、私が言いたいのは、それだけ町として西川町に住んでくださいよというようなことに対して、例えば建物を除去して、また新しく建物を建てる、そういうときの場合の補助もあってもいいんでないんですかということです。そして、25年の賃貸……いや、それはあるということは、例えば先ほど新築した場合の1割、上限80万というのはあります。だから、その中で賄えと言えはそれまでなんでしょうけれども、それはそれで、新築をする場合です。新しく建てるには解体しなきゃならないですよと、そこまでちょっとあってもいいのかなということで質問しているわけです。

○菅野議長 反問権ですか。

要は、町内に住んでいる方が25年の住宅建てて、今まで住んでいたところを解体する場合というような認識でいいんですか。違う、どういう……

○5番（佐藤 仁議員） だから、町に住んでいる人です。西川町に住んでいる人が、今、自分の家が古くなったので、解体して新しく建てて、もっとずっと住み続けたいという方に対して、その解体費用の補助はあってもいいんじゃないんですかと。ましてや、……だから、あるというのは、新築の場合80万というのはあります。それは新しく建てる場合のほうに行って、だから、除去するための金額も結構かかるわけですので、ましてや、これから住まない人に対して、更地にして、解体してきれいにするという人にはお金を50万払うわけですので、

そこら辺でもうちちょっと、今から住もうという人に対して解体する分についての補助、あとは新築に対する補助、そういうものがあってもいいんじゃないですかということです。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 住宅建築支援事業であります。新築の場合、当然工事費用は解体分も含めるということでございますので、その上限額が80万円となっているものでございます。

寒河江市は、新築の場合30万円とホームページには記載されているようですので、そういったことで、除去の分も加算しているのかなというふうに考えております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

80万の中で、新築する場合は解体工事と一緒にするんでしょうから、それは50万を足しているんで、他の市町村は30万ぐらいが相場ですと。それに対して、町では50万を足していますよというようなことで、80万の最高限度額になっているんですよということです。

いや、ちょっと内輪ですけども、前もって話したときは、そういう解体云々というのはないというような話がちょっと打合せの中であったので、それは新築の場合は80万だと。解体はないんだというようなことだったので……

○菅野町長 議長、こんなことを議論していいんですか。

○5番（佐藤 仁議員） 何ですか、こんなことというのは。

○菅野町長 だって、打合せをしているなんてここで言っているんですか。

○5番（佐藤 仁議員） 打合せじゃない、いろいろ我々質問する場合、いろいろ聞くわけですよ、状況を。そういう中で私が判断して、質問しているわけですから、こんな議論ということはないんじゃないですか。

○菅野町長 打合せじゃなくて、じゃ、課長に聞いたということですね。

○5番（佐藤 仁議員） そうです。

○菅野町長 下打合せしたと思われるから。

○菅野議長 不規則発言は中止していただき、質問を続けてください。

○5番（佐藤 仁議員） せっかく一生懸命考えて質問しているわけです。

○菅野議長 続けてください。

不規則発言については、十分注意お願いしたいと思います。

続けてください。

○5番（佐藤 仁議員） あまりちょっと大きい声出して申し訳なかったですけども、ですから、私もいろいろ考えて、いろいろ何もけんか売のような質問しているつもりはないので、お互いに話し合いですので、何も私、町長憎くて話をしてしているわけではないので、町長も当然そういうことだと思いますので、心新たに3番目にいきます。

何かこう頭がこんがらがってきて、お互いに落ち着いてやりましょう。

それでは、3番目質問いきます。

計画書28ページです。

「町立病院の存続は揺るぐことはない」または「持続可能な病院を担う」とあります。4月のネットワーク西川で、「町立病院の診療所化を検討も」というようなの出ていました。病院に対する財源の確保などは、非常に町の方に関しては非常にご苦労かけているわけですけども、今後の方向性などをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

病院経営強化プランの20ページに記載しておりますとおり、一般会計繰入れの限度額を約3億円といたしまして、赤字決算で累積赤字を抱えながらも、国が求めている令和9年の黒字化を目指しております。ただ、計画どおり進捗しなければ、診療所化を検討する必要があるということでございます。

現在、プランに定めております収支計画に対する今年度半期の実績の進捗率につきましては、積極的な救急搬送ですとか、入院患者の受入れ、それから、診療報酬改定に伴います加算の見直しなどの取組によりまして、医業収益につきましては51.9%と計画より多くなっております。医業費用につきましては45.3%と計画より抑えられております。

今後の方向性としては、やはり患者さんや医療従事者の省力化につながるデジタルの活用が重要であると考えております。来年度は医師確保にもつながる使いやすい電子カルテの更新を予定しておりますが、これに併せてオンライン診療を含めた遠隔医療の拡大を図ることで、国の交付金を何とか獲得し、財源の確保を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

病院に関しては、いろいろ今までもちょっと質問をさせてもらって来ましたけれども、大変ご苦労をかけているというふうに思います。

病院から診療所ということになると、20床以上のベッドがある場合は病院です。19床以下は診療所、その下は、今度は無床のベッドがない診療所とだんだんなくなっていくわけですが、そうなれば診療報酬もやっぱり下がってくるということで、そうせざるを得なくなるようなことになります。そういうものをひっくるめて、強化プランを策定して一生懸命やってもらっていることは頭が下がります。

ネットワーク西川の9月号にも病院の紹介が載っていました。非常に9月号、1つだけちょっと紹介しますが、研修医が来ていろいろやっていたわけですが、その方の感想なんかを見ますと、「日々の診療の中で特に感じたのが患者さんと病院スタッフの距離の近さです」と。「病院スタッフが患者さんの生活背景を把握していることも多く、これが患者さんの生活に密着した医療の提供につながっているというふうに強く感じます」と。非常に率直に、外部から来た人というのはすぐ中のいいところ、悪いところというのはすぐ敏感に感じるわけですが、非常にいい病院の体制をやっているということで、研修医の方は感じたということが載っていました。一生懸命スタッフの方が頑張ってくれている表れだというふうに思います。

それで、今、オンラインの件も、今度電子カルテに変えてもらって力を入れているということでしたけれども、ネットワークにも出ていました。あと、この前の山形新聞にも、大江町でやっていたところの新聞記事が11月10日の新聞に載っていました。その中でも西川町の取組を紹介なっています。4月町報では、スマートフォンを使った云々ということで、一応今やっているんだというようなこと出ていましたけれども、ちょっとその経過というか、状況だけでもちょっと詳しく分かれば説明していただければというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

県の実証事業といたしまして、町立病院のほうのオンライン診療を令和4年度、5年度実施をいたしました。やり方といたしましては、大井沢の出張診療所のほうに看護師あるいはそのほかの会計の職員とかが参りまして、先生は町立病院のほうで診ると。それで、町立病院と出張診療所をオンラインでつなぎまして、診療するということを一月ごと、対面とオンライン診療を交互にやるような形で実施をしてきたわけでございます。2年間継続いたしました結果、大井沢出張診療所につきましては、やはりご高齢の方がほとんどということもありましたので、できれば対面でお願いしたいということもありまして、6年度からは大井沢出張診療所に関しては対面診療に戻しております。その代わりに一般の方、オンライン診療、

病状が安定してオンライン診療でも診ていくことが可能だという方には、ご本人の希望によりますけれども、オンライン診療を実施するというふうなやり方に変えているところがございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

やっぱり地方に行けば行くほど、病院に来るのが大変な方もいらっしゃると思います。まして、今から冬期間になると、そういうのは顕著になってくると思います。オンライン診療というのもやっぱり十分検討、してはいるんでしょうけれども、これからというような課題だというふうに思います。

それで、もう一つ、ネットワークに出ていたのが、6月号ですけれども、昨年の対話会の際に、土日祝日、あと夜間の受入体制の強化をお願いしたいというような質問が出ていて、そういう現状は今どういうふうになっているのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

広報紙の表紙のちょうど帯のところにも書いているかと思うんですが、西川町立病院におきましては、当然病棟を持ち、24時間医師がいる体制になっておりますので、急患につきましては24時間365日いつでも対応できる体制となっております。ただ、いきなり病院に来られましても対応は難しいですので、一旦お電話でご相談いただいて、どういうふうに対応するか、救急車ですぐ来てほしいのか、あるいはそのまま様子を見て、次の日、明日の朝に来てほしいとか、そういったことをご説明いたしながら、休日・夜間いつでも対応できるようなことをしております。

以上でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） この前、病院長もそういうこといろいろ対策をやっている関係で、他の市町村からもそういう土日関係で来られる方も増えているんですよというような話をちょっとお伺い、ここで答弁したと思うんですけれども、そういう話もあって、それに対して真摯に向き合っているんだなというふうに思います。

前にもちょっと話しましたがけれども、コロナのときは、こんなこと言っているのかどうか、ここで前話しましたがけれども、うちのおふくろなんかちょっと熱があつて電話したら、たま

たまそれは日曜日だったんですけれども、受け入れてもらえなかったと。寒河江市の指定病院に行けということで行って、大変厚い対応してもらったんですけれども、そういうことから考えれば、今は非常にこう教訓を基にそういう対応をやっているというようなことだと思います。

大変でしょうけれども、医師1人の看護師さん1人ということで夜間なんかは対応していると思いますので、大変だと思いますけれども、だから、そういうふうな積み重ねがやっぱり病院の評判を呼ぶんじゃないかなということで、院長先生のそういう答弁もあったんだろうというふうに思います。

これから、例えば2040年ぐらいまでは85歳以上の方の救急搬送が増えるんでしょうということで、大体75%が増加するだろうというふうに言われています。また、85歳以上の在宅医療の需要も62%ぐらい増えるだろうと。これはいろいろな市町村、地方自治体によっても違うんだとは思いますが。でも、確実にそういう需要は増えてくるということで、西川町も高齢化率は高いわけです。増えはしないけれども、減りもしないというようなことになるのかなとは思いますが。そういう意味では、やっぱり病床を維持した病院というものをなるべく長く維持をいただきたいというようなことになると思います。どうしても、今、西郡の寒河江市と河北町の病院の統合ということで、どういう状況になっているか分かりませんが、そういうことで、その動向によっても大分西川町の町立病院の維持管理も違ってくるのかなというふうな気はします。町長あたりはそういうふうな会合に出席していると思うんですけれども、話せる範囲内で何かそういう状況はあるんですか。していないですか。分かりました。

ちょっとこの前のシンポジウム、10月だったか、私もハートフルセンター寒河江であったときに、町長も出席していましたけれども。いろいろシンポジウムも、何か見ても患者目線なのかなというような感じがして、非常にこう、普通新しく病院ができると何かという期待感があるんですけれども、何かちょっとこうというような感じはしましたけれども、そこら辺の動向を見ながら、西川町の町立病院を維持していくというようなことになるかと思えます。

やっぱり急患でも何でもですけれども、やっぱり病院が性質上来てくださいとかというPRができないわけですよ、あまり。やっぱり患者さんからあそこはいいから行けというような評判がないと困るわけですので、そういう意味では、今、病院に来ている方を大事に扱って、そして、そういう患者さんから評判を伝えていただくというようなこともぜひ必要に

なってくると思いますので、病院のいいところを前面に出していただいて、そういうふうに今後ともやっていただきたいなというふうに思います。なるべく病院としての形態を維持していくように、我々もいろいろできる面は協力したいと思いますけれども、それはあまり、町長はじめ皆さん方に非常に負担がかかるんだと思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問ですけれども、29ページに高齢者福祉政策の転換期であることから、令和6年度まで「高齢者福祉政策担当の副町長を新設します」とありますが、考えをお聞きます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先ほどの病院の話聞いておりましたが、病院のほうは、だから、こういう過去にあったことをいちいち蒸し返して言わないというのも議員ができることかなと思っています。いいところを言うという、そういうのも昔こんなことがあった、こんなことされたというのも言わないというのも、私は前向きな広報を行うのをご協力いただきたいなと思っています。必死になって私も電カルの導入とか、8,000万以上かかりますけれども、これを補助金捻出するために、もうトイレでも補助金を見て勉強しているわけです。ぜひその広報の、前向きな広報については、仁議員、ご協力いただきたいなと思っています。

副町長の2人置くことができる条例は、今年可決いただきまして、どうもありがとうございました。そのときに、総合計画には高齢者福祉政策担当の副町長というのを新設しますとお書きさせていただきました。当時と現状で変わっている点は、まず2人を置くということに対して財源がどうかというような単純な議論がまずあるわけです。そこは私と副町長の給与が下がる分、それで手当するというふうになっていますので、その点をご心配ないので、ご同意いただきたいなと思っています。

そのときに、去年は高齢者福祉政策を充実させようということで必要だなと思ってまいりましたけれども、私も職員も、特に荒木課長もすごい勉強して、一番この町で弱い政策というのは高齢福祉政策なんじゃないかと。弱いというか、もっと知識が必要なところはこれからの高齢福祉政策、もう前例がありませんので、そういったことを担うためには、こういった政策の副町長必要だなというふうに感じておりました。しかし、職員の不断の努力によりまして、そこは解消されたのかなと思っておりますし、今、決して高齢者のアンケート、お声を聞きますと、満足しているということを受けますと、今、西川町でもっと必要な知識があるのは農業政策だと思っております。これからの10年、西川町の農業あるいは山菜、ブラ

ンド化、そういったことを真剣になって付加価値をつける農業、稼ぐ専門家のほうが私は必要なかなと思ってまいりますので、この点は次の総合計画、恐らく議員の皆様には2月にはお示しできるかなと思っております。その総合計画の改定のところで今申し上げた点を記載していきたいと思います。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

ちょっと病院に関しては、私に対する苦情、苦情ではないな。ありましたけれども、町長、手前みそですけれども、私は病院のこと非常に心配して、いろいろやっています。悪いところもあって、今なっているというようなことで話をさせてもらったので、何もこう病院のあれをするつもりはなかったもので、これからもやっぱり私のライフスタイルとして、そういうものを病院に関してはやっていきたいというふうに思っていますので、大意はなくてそういうふうな話で答弁してくれたんだとは思いますが。ひとつ親密になったというようなことで理解して、私の一般質問を終わります。

○菅野議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 飯 野 幹 夫 議 員

○菅野議長 続いて、2番、飯野幹夫議員。

〔2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動〕

○2番（飯野幹夫議員） 2番、飯野幹夫です。

今回は、2つの案件、案件というか、2つのことについて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、すみません、タブレットつながるくんの活用について質問させていただきます。

今年1月、1つ目に、町民の皆さんの命を守る、2つ目に、役場とつながる、3つ目に、デジタルを活用した暮らしを目的として、全戸に配布したタブレットの活用について質問をさせていただきます。

質問1です。

地球温暖化、異常気象による集中豪雨など、町民の生活へもいつ影響が出るか予想できない昨今の状況であります。危機管理対応のためにタブレットをどのように活用を考えているのか、1つ目としてお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 タブレットの危機管理対応としての活用についてご質問ありましたので、お答えさせていただきます。

第7次総合計画においては、基本目標「支え合う！町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくる」、これを実現するため、健康づくりや交通など、人のつながりに関わる課題について、デジタルの技術を活用した新たな仕組みをつくることにより解決するとしています。

タブレットの全世帯への配備は、町民の暮らしを支える地域インフラとしての機能が期待されるところでございます。防災無線は、気象状況等により聞き取りにくいという町民の方もいらっしゃいました。このようなことに備えて、タブレットの配信では、音声に加えて、文字情報でも確かな情報が配信できるため、より確実に情報伝達ができます。議員ご指摘のとおり、危機管理対応により適していると考えております。このため、今年度の総合計画の改定に併せまして、タブレットの危機管理対応に具体的に取り組む期待することを約束させていただきます。

具体的には、大雨や台風による災害警報の配信、2つ目、避難所開設情報のほか、高齢者等避難や避難指示の町からの発令の発信、また、3つ目、災害時における安否情報の確認、これは、町民の皆様に、けがされていませんか、大丈夫ですかというようなことを選んでいただくことができます。そうすることによりまして、けがをされた、大変だという方に集中して町の職員や消防団が駆けつけるといった、効率的な災害対応をすることが可能となります。

それに加えて、山形県では、今年度、土砂災害が発生するおそれのある箇所を抽出し

て、県内で約7,000か所が新たに指定されました。7,000か所でございます。そのうち、7,000か所のうち、本町の危険箇所は253か所でございます。具体的に、このご自宅の、この辺りが大変だよとか、具体的にこの地図で表された指定をされております。このような状況を踏まえますと、新たに公表されたこの危険箇所の説明と併せて、地域内でタブレットの活用、こういったことに使えます。

もしくは、危機時には、こういったことを町は、アンケート、ご案内をさせていただくと、そういったことを具体的にお知らせする場をつくっていきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今、活用について3つをメインとした形、大雨や台風の情報を発信する、そしてまた、避難場所等の開設情報を発信すると、それから3つ目が、安否情報の確認をするというふうなお話がありましたけれども、先ほど佐藤大議員のところでも体験談としてありましたけれども、自分、先日の大井沢の合同被災訓練の際に、タブレットの活用があれほど有効的に使えるというふうなことを改めて知ることができたというふうなことを体験させていただきました。

また、先日新聞に載っていました山形県の7,000か所余りの新たな土砂災害の危険箇所の中に、西川町が253か所載っているというふうなものも私も見させていただいて、実はこの後、沼山関係の質問もさせていただきますけれども、沼山も、沼あり、傾斜あり、そういった形では非常に危険地域箇所の多い地域に我々は住んでいるというふうな認識があるわけがあります。

そこで、今回その253か所に指定された、指定されたというか、プラスアルファで危険箇所としているエリアについて、今後タブレットの活用というふうな面からいくと、ちょっとプラスアルファでどんなことを発信できるのかなというふうなことを、何かお考えがあれば、プラスアルファでお答えいただければというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

今、県のホームページで間もなく公表されるものは、地図上に崖の危険箇所が載っているんでございます。これをホームページを見てみたりすると、お住まいのところに、スクロールといって指で押して、ここら辺がぎゅっと見るとかと、こういう作業は、私らスマホの世代はスマホを活用していますので分かるので、こういったぎゅっとこう大きく見えるんだ

よというようなところから丁寧にご説明をしたいと思っています。

ですので、例えば、地域の災害、地域ごとの災害情報を私らは送ることができます。例えば、沼山ということであれば、この沼山地域のところをすぐ見られるような形で、この危険箇所が、沼山の方にだから見やすいように、最初から山形県全体の顔の形のところがすぐ見えるんじゃないくて、最初から沼山のところを見えるような形でお知らせして、こんな形で見るができますよと、そこは今検討中ですけども、地域情報の、このタブレットの右上のところを押したらすぐできるのかとか、あと便利な機能に入れていくのかというのは、なるべくご負担のない形で、すぐ見られるような形で、エリアを絞って、お住まいのエリアに絞って載せていきたいなと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） そうしますと、今の町長の説明からいうと、今現在はハザードマップというふうな形で、黄色の大きな形のチラシというか、パンフレットというか、冊子、これを全戸配布しているわけですけども、それをタブレットにも今度は導入して、町民が見られるような形にしていくというふうな目的を持っているという認識でよろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今現在は、ハザードマップと県の指定箇所というのがばらばらに今載っている状態なんですけれども、まずは今あるものを掲載させていただいて、それをいずれは統合した形で、どこか押せばすぐ見られるような状況にしたいなと、タブレットの中で見られるような状況にしたいなと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 大変いいことだと思いますので、ぜひタイムラグなく、早いスピードで配信できるような形で希望させていただきたいと思います。

質問2に入らせていただきます。

町長は、1期目任期残り2年というふうな2年間を、高齢者のいきいき支援、2つ目に、福祉政策と子ども政策に注力すると宣言し、そして、各地区でミニデイの開催支援、いきいきお茶のみ会の支援、それから、保育園留学での関係人口創出など積極的に行っていますが、タブレット活用による地区別情報発信などどのようになさるのか、その辺の工夫など、もしよろしければ、お考えあればお伺いをさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 飯野議員ご指摘のとおり、ミニデイやいきいきお茶のみ会などを地区ごとに配信

するということは、地域の活動の活性化のみならず、これまで参加されていなかったことにも声が届いて、参加するきっかけにもなるのかなと思っております。

タブレットの地区別の情報配信についてご質問ありました。

町から地区を指定して、工事の進捗の情報を発信するなどしております。私が住んでいる吉川のところは、先週、睦合と国道の交差点、そこが直りましたけれども、その情報をすぐ発信していただきました。また、各地区自らがイベントを発信すると、各地区自らが、まちの情報だけでなく発信するという2つのパターンがございます。町から発信するというものは、今後随時していきたいと思っております。

また、各地区独自の自ら情報配信するというパターンは、現在、大井沢地区でモデル的に実施しております。これまで大井沢地区では9回配信されておりました。地域のイベントや資源の回収、大井沢温泉館からの各種お知らせなど、幅広い情報提供を行っております。その開封率に関しては、地区別配信では80%を超える状況になっております。

大井沢地区での試行実施を基に各地区にもニーズ調査を行った上で、今、各地区に同じように実施しないかというお声をかけているところ、複数の地区で実施したいというお声をいただいております。また、ニーズ調査では、お悔やみやイベント情報、回覧版に関する配信もできないかというご提案をいただいております。

今後、2月頃に予定されている区長会において、大井沢での試行事例をご紹介して、各地区でも地域別の配信をより多く手が挙がるように推奨していきたいと考えています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 大井沢地区で9回の試行的な形で情報を発信して、その開封率というか、それが80%以上超えているというふうな形で、大変いいことだなというふうな形で今話をお伺いさせていただいたところであります。

そしてまた、先ほど町長からも出ましたけれども、実は、先ほど大議員も話出ましたけれども、お悔やみ情報については各地区どうなのかというまでは、ちょっと申し訳ございません、一部しか調べていないんですけれども、地域で葬式が発生した場合に、業者さんから来るお葬式のスケジュール、A5判の紙なんですけれども、それを、沼山地区、原地区については全部、全戸に配布しているんです。それを配布しているのが、町内会長なんです。

そういった事例もありまして、できれば、なかなか個人情報の観点、新聞にもお悔やみというような欄はありますけれども、新聞に載せる際も、確かに喪主の方からの了解を得て、喪主が載せると言えば新聞にもお悔み欄に載せるというふうなルールにはなっているようで

すけれども、そういう使い方もいろいろ工夫しながら、つながるくんで地域の情報発信というふうなこともできると思いますので、ぜひとも2月の区長会でその辺のところも聞いていただくというふうな形の議題として出していただけるのかどうか、再度ちょっとお伺いさせていたきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 2月の区長会において、お悔やみ欄のニーズをしっかりお伝えして、実施していきたいなと思っております。

私も、沼山のほうでは全戸にされているんですね、ちょっと吉川ではまた違うんですけれども、地区それぞれのやり方があって。私も選挙前の訪問のときに一番大変だったのは、沼山地区と岩根沢地区が、やっぱり道路から玄関までの距離があったり、結構大変だなというのを感じていましたので、そのご負担もないように、少なくできるように、こちらとしても配布してまいります。

また、個人情報の観点もございますので、ここは同意を得たものに関して行うという方向で進めていきたいと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

ぜひ2月の区長会で、各区長からもそういった形で賛同いただいて、活用に結びつけていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、質問3に移らせていただきます。

町報によるお知らせ、町長とみらい対話会などで、つながるくんの確認ボタンを押してくださいというふうな形で町民に対してアピールしておりますが、現在の確認率、先ほど答弁の中にもありましたけれども、改めてちょっとどのようになっているのか、もう一度お伺いできればというふうに思っております。

また、給食無料化や、それから、ミニデイの活動資金として、国から10億円の補助金を得ているというふうな形で町民に対しても話をしているし、私も伺っておりますけれども、今後も含めて、確認ボタンでもらっている補助金はどんなものがあるのか、この辺のところをちょっと教えていただければなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 1つ目は、確認ボタンの確認率の進捗のお話と、2つ目が、このつながるくんを前提として補助金を国から10億円頂いているんで、それをどんな事業に使っているのかとい

うご質問、2つあったかと思えます。

1つ目をお答えさせていただきます。

開封率の進捗のほうは、先ほど佐藤大議員にもお示ししましたとおり、情報発信して1週間後、1週間以内に確認ボタンを押している割合を開封率として集計をしております。当初は58.4%、4月頃、でありましたが、最近は50%を切る水準になりました。

いろいろ分析はしているんですけども、今まで開封率ランキングというのを調べたら、これが、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、一番高かったのは、海味温泉の運営についてというものでございました。海味温泉を、私ら、やめないでくださいと、やめないように要望しましたというような、社会福祉協議会にやめないでと要望したことが、66.7%と一番高かったんです。その次は、これはうれしかったです、病院紹介動画66.3%。次が、違法販売の注意喚起でございました。これ64%。その次は、これも意外だったんですけども、相続税の登記、ごめんなさい、相続登記が義務化されましたというようなことです。また、続いては、西川中学の入学式でございます。これが上位でございます。

一方で、下位のほうはどうなんだろうなと思ったら、残念ながら、町制70周年を記念した新聞広告ができましたというのが40%以下で、明日から事前の投票が、期日前投票ができますと、衆議院選挙、これも低かった。あと、高齢者向けの地産地消弁当が始まりますというお知らせも低かった。残念。非課税世帯の給付金の申請はお早めにとというのが、これもまた低かった。一番低かったのは、YBCで丸山薫先生の足跡を巡る回が放送されます。これが最も低かったということになります。

この傾向を見ますと、この情報の質が、やっぱりどれだけ多くの方が対象になるものか、イベントとか、このほかに上位になっているのはイベント関係なんですけれども、やはりご自身に関わることがやっぱりご関心があるのかなという傾向はやや見えるかなと思っております。逆に、対象が非課税世帯、あるいは、丸山薫さんをご存じの方というのが少なければ、やっぱり少なくなってしまうのかなというふうに感じております。

次に、全世帯に配備したタブレットを前提にして獲得した補助金を、どんな事業に使っているのかというのを申し上げます。

まず、教育分野では、保育園、小学校、中学校の保育園無償化でございます。この保育園無償化というのは、これを、国家構想デジタル田園交付金を給食費の無料化をしているのは、この交付金でしているのは、おそらく全国数少ないです。これは、内藤副町長が考えて、案を出してくれたものです。いいんだよね。国家公務員のときに教えてくれたときです。続い

て、保育園留学の受入れのお金です。

また、福祉分野では、免許返納された方へのタクシー券の助成でございます。また、最近、ミニデイサービスたくさん行ってくださいというようなことを申し上げてはいますが、この活動支援金でございます。また、いきいきお茶のみ会のさらぬまさんが開設されましたけれども、開設、入間のサロンも開設されました、これを使って。また、継続の支援。また、先ほど佐藤仁議員からご質問ありました、高齢者等への除雪支援、こちらはこの交付金を前提にしております。また、民生委員の方への報酬費アップ、こちらにも活用しています。そのほかに、駅伝大会や三山音頭を踊る会などのサークル活動、文化発表などのスポーツ文化活動費に使っております。

さらには、区のほうで使っている地域づくり活動補助金、また、任意団体に対してのまちづくり団体活動補助金です。きれいにしたいとかありますけれども、そういった方への補助。また、消防団の部費の補助、さらには、公民館等への改修補助にデジタル田園交付金を活用して、誰1人取り残さない地域づくりの西川町を協議会を通じて行うということとを前提に、町に交付金を頂いております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

開封率というか、確認率のランキング上位5位も全部、全て教えていただいたわけなんですけれども、意外とやっぱり最高でも海味温泉のやつ66.7というような形、そうすると、一番少なかったのが、例えば選挙とか、そういったものの関係とか、あとは、高齢者の弁当とか、その辺でも40%は超えているというふうな形でいくと、結構見ていらっしゃるんだなというふうな形で伺ったところでございます。

また、10億円の補助金をどのような形で使っているというような形の中においては、筆頭に保育園の給食無料化関係、学校の、筆頭に消防団の活動の中まで、ありとあらゆるものに使っているんだなというふうな形で、改めて知ったところであります。ありがとうございます。

先ほど、さらぬまさんが開設したサロンなんですけれども、今現在6か所まで増えてきていると思うんですけれども、このサロンについては、今後6か所以上増えた場合でも、こういったものを町では支援するのかなどうか、その辺だけちょっとよろしいでしょうか。

○菅野議長 荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

今後、いきいきお茶のみ会の場所が増えた場合でも、かせぐ課基金、高齢者福祉かせぐ課

基金、NFTとか、そういったもので稼いだものを基金に積み立てておりますので、これを高齢者福祉に充てていくというような方針でございますので、当然支援してまいりたいというようなことと併せて、個人版のふるさと納税、こちらのほうも基金積み上がっておりますので、こういったものを財源にしながら手当てしていきたいというように考えております。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

6か所以外で開設するのであれば、かせぐ課基金とふるさと納税のほうの基金で支援するというふうな力強い回答をいただきました。ありがとうございます。

1つ目にお伺いした1週間以内の確認率、58.4%ですか、そのようにお伺いしたわけなんですけれども、実は、タブレットのつながりくんの情報発信の中で、今回の町報に目標値が載っていました。2月が70%で、3月までが75%というふうな形で町報には掲載されていましたが、先ほど佐藤議員が、クーポンのデジタル利用の95.2%というふうな形で活用されましたけれども、これから見ると、町の目標ちょっと低いんじゃないかなというふうに私は感じるんですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 もちろん100%を目指したいという気持ちで進めております。ただ、ちょっと数字の定義を、先ほど1週間以内に押した方というのを定義にさせていただいているんですけれども、実際には、これより5%から10%上乗せされるイメージでいらっしゃっていただければと思います。後から見ていただく方、もしくは最近、確認ボタンを押してほしいとこちらから申し上げたから押してもらったという方もいらっしゃいますので、実際にはもう少し高く、結果的に見た方は10%ぐらい上乗せになるのかなと思ってはいますが、こちらもさらにアップするように頑張りたいと思います。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） そこでなんですけれども、何か民間的な考えになってしまって提案するんですけれども、実は、つながるくんの全町民活用というものは、活用目的、さっき言いましたけれども、町民の皆さんの命を守るとか、役場とつながるとか、デジタルを活用した暮らし、これをやっぱり今後は、今いろいろこう、1つ、2つ目、3つ目と質問させていただいている中において、ありとあらゆる様々な場面で最も重要な課題というふうな形で私は思いました。

そこで、町内の43町内会、区でいうと13区あるわけなんですけれども、ここで、つながるくんの活用キャンペーンみたいなものやって、やっぱり確認キャンペーンでもしたらどうかかなというような形で提案させていただきますけれども、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 これはありがたい提案だと思っています。結構つながるクーポンのときも、地区ごとにお示ししたら、あら、うちの地区まだこれだけなんだと思っていらっしゃった区長がいらっしゃいまして、結果的にその区は100%になったんですけれども、頑張ってください、何かそういった、みんなこれぐらい使っているんだとか、そういった意識があると使っただけののかなと思っています。

私らまだまだ役場のほうで考えて区長さんのほうにお願いするというような、どちらかというとトップダウンのお願いの仕方になっておりますので、例えば、少し費用かかってもいいので、間沢区なりの、下堀町内会なりの、これをするのにこれぐらいかかるんだ、だから町のほうで支援いただけないかというような提案型のほうも随時受けていきたいなと思っています。来年度予算には入れていきたいなと思います。

ありがとうございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 前向きな形で捉えていただいて、ありがとうございます。

実際に、国の補助金で100%を全戸に配布しているわけでありますので、近年、西川町が、かせぐ課というふうな形でテレビでも放映されて話題になっているはずで、自分の親族とか同級生からも、あの放送の後、何件か電話来ました。お前の町すごいねというふうな形で。ぜひこのタブレットを配布したつながりくんの確認率も、国に対して西川町はこうなんだと、全国1位の確認数を目指すためにも、ぜひキャンペーンの展開をしていただければなというふうに思いますので、ご提案申し上げます。

次の質問に入らせていただきます。

沼山と原区の課題要望の対応についてというふうな形で質問をさせていただきます。

沼山、原地区の要望に対しては、今までももう蒲谷地林道災害復旧工事、それから、町道長沼線の補修工事、それから、鳥獣対策研修会の開催、それから、電気柵の設置支援とか、あと中岫、南野地区の水道の浄化水の装置の設置、それから、条例化改正までして、原会館の屋根補修に対する支援など、素早い対応を、素早いだけでなく多額の支援をしていただき、本当に感謝しているところであります。

さて、次年度及び過去からの要望について、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

質問 1 です。

先ほど議題とさせていただいたタブレットの配布の説明会で要望あったことなんですけれども、実は携帯電話が使用できない中岫地区の対応を今現在どのような形になっているのか、よろしければお伺いさせていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

先ほどのかせぐ課の取組は、全国放送で 2 回流れまして、私のほうにもいろいろご紹介いただきまして、経済再生担当大臣からもお電話いただきまして、今度この取組を教えてほしいということでしたので、自信を持ってご説明に伺ってまいります。来週でございます。

ご質問のあった中岫地区への携帯電話を使えない地域についての対応状況でございます。

ドコモビジネスソリューションズ山形支店に対しまして、要望書を提出してまいりました。電波改善について要望を継続中ですが、これまでの経過について申し上げます。

昨年 2 月 12 日、沼山地区での対話会において、お住まいの方から、携帯が通じないというご意見をいただきました。2 月 12 日に聞きまして、これは確かにそのとおりだなと思ひまして、2 月 27 日、2 週間後になりますけれども、私と担当で、ドコモビジネスソリューションズ山形支店に訪問しました。沼山、中岫地区及び軽井沢地域の、小山の軽井沢地域ですね、携帯電話の電波の改善について、桜田山形支店長に直接要望書を手渡してまいりました。この際、ドコモ側から次の提案がなされました。1 つ目は、家庭内に、おうちの中に屋外の電波を引き込んで、携帯電話を利用できるようにする装置の設置の提案が 1 つ。もう 1 つは、小規模基地局の建設の 2 点、ご提案というか、こういった方向が考えられるということでお話を承りました。

3 月 28 日、1 か月後になりますが、飯野議員も同行していただきまして、ドコモの社員の方が中岫地区の 3 世帯を訪問して、その電波状況を確認をして、現地調査をしていただきました。町としましては、同社に対し、現状の微弱な電波状況を改善する代案として、中岫地区の入り口に中継機を設置することを、町としてはお願いしました。中継機を設置してほしいと。

このまた 1 か月後の 4 月 23 日、ドコモ側の大橋課長と阿部主任がこちらにいらっしやいまして、社内の検討状況をご報告いただきました。中岫地区では新規基地局は難しいが、中継

機、小規模な中継機での対応を検討していると。あとは上層部の決裁を待つ状況であるとの報告を、前向きなご報告を受けました。

その後も、今申し上げたのが4月のお話なんですけれども、やや社内の対応が2転したというのはあるんですけれども、7月もいらっしゃって、9月もいらっしゃって、11月もいらっしゃいましたけれども、まだ中継機の設置というところまではお約束はまだいただいていない状況でございますので、引き続き担当ともドコモ側に要請してまいりたいと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 大変詳しい経過説明いただき、ありがとうございます。

この地域は、少数集落ではありますが、実は、他地区に移転した住民も、現在このエリアで農地を活用して野菜を作ったり、山菜作りを行ったりしています。昨今のやっぱり異常気象による集中豪雨とか、それから、鳥獣関係とか、そういった遭遇する緊急対応というふうな必要も十分に考えられますので、ぜひドコモさんにもう一回、その中継機の設置について早期改善するような改善要求を改めてしていただくことを要望させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、次の質問に入らせていただきます。

現在、簡易舗装となっていて路面状況が悪化している町道立目・南野線の舗装整備要望に対する進捗についてお伺いをさせていただきます。

これについては、今回、区からの要望というふうな形で提出させていただいている案件でございます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

沼山区からご要望いただいた町道立目・南野線の舗装工事につきまして、10月31日に、区長はじめ沼山区の役員の皆様、飯野議員も立会いただきまして、副町長ほか、関係職員が現地調査を行ったところでございます。

また、私も別途、住民の南野の方からお手紙を2度ほど頂きました。私もお返ししたりして、直接この道路の大切さというのを手紙を通じて、そして、会って確認してまいりました。

11月10日の沼山地区でのみらい対話会の終了後に、改めて現地を私拝見してまいりました。本路線は、周囲に住宅地があることや集落間をつなぐ道路であることから、簡易舗装の中でも本舗装にする優先順位が高い道路と私も認識しております。集落が近いということでござ

います。本路線の整備の際には、近隣の町民の方から、ここを直していただけるなら、さらに、県道からうまく坂が続いておりますから、県道からうまく排水ができるような工事も併せて行ってほしいという要望も現地に伺っていただきました。この点も併せて対応していきたいと思っております。

財源については、過疎債の対象となるものの、一部一般財源での負担が生じます。こちらは、デジタル田園交付金の後継事業である第2世代交付金を活用して、今まで一般財源で使っていた既存の事業をなるべくこの交付金に振り替えて、こういった道路整備の政策的経費を捻出してしていきたいなと思っております。

このためにも、飯野議員、先ほど来おっしゃっていただいたとおり、つながるくんの開封向上は重要ですので、議員の皆様も、私どもも、町民の皆様に働きかけていただけますようお願い申し上げます。

ですので、整備のほうはさせていただきます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

町長からも、その集落をつなぐ道路との認識というふうなお言葉もいただきました。整備をするというふうな回答をいただいて、大変安堵したところでございます。

この地域は、立目と南野地域なんですけれども、実は、行政区は、町内会は違うんですけれども、今現在なかなか少数的な集落になってきて、実際に町内会活動も立目、南野が合同でやっているというふうな形の内容もかなり多くなってきて、この道路の活用というのは非常に多くなってきています。そしてまた、県道間沢・貫見線との迂回路というふうな形も一部活用できる重要な道路でもありますので、ぜひとも修復していただくような形でよろしく願いいたします。

時間もありますけれども、問3のほうに入らせていただきます。

近年の集中豪雨により、、大沼・北山を上流とする北ノ沢の荒廃は、急激な悪化状態となっております。河川により町直接の管轄ではないですが、実は、この沼山堰、南野堰という取水をしている水路への影響もありまして、区民の生活にも多大な悪影響というふうなことになっていきますので、今後どのような対応をしていただけるのか、その辺の町の考えをお聞かせいただければと思います。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 議員ご指摘の普通河川、北ノ沢河川が急勾配であり、斜面崩落の危険性

が高いため、県の砂防指定地として、県が砂防堰堤を設置、管理しているところでございます。北ノ沢沿いのかんがい用水路は、大雨時の増水の影響で川底が深くなり、斜面が崩れたことから、水路自体も崩落したと認識しております。

原則、沼山堰、南野堰のようなかんがい用水路の維持管理は、受益者である地元水利組合が行うこととなっております。令和2年7月に被災を受けた南野堰は、町が農業施設の災害復旧工事を発注し、令和5年度に完了しております。地元負担は、工事の5%でございました。

また一方で、北ノ沢での砂防指定地は、土石流及び山腹崩壊等の危険性がある区域となっております。これは、住宅や道路は離れており、人命の影響は特に考えられませんが、県の西村山地方開発重要要望書に載せ、要望していくことも検討していきたいと考えているところでございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

今、課長から、現地も見ていただいて状況を把握しているというふうな形で話ありましたが、ぜひ強い要望をしていただくようお願いしたいなというふうに思っております。なぜならばと言うと、この北ノ沢は、長沼から先、北山地区は、県道貫見線の沿川河川というふうな形になっております。これを考えると、道路を維持管理する上でも、今現在の荒廃、土砂崩れがさらに悪化、発生しないような形にしなければならないというふうなことを、先ほどお話しさせていただいたとおり、県・国に対して強い要望をやっていただいてほしいなというふうに思っております。

また、砂防ダムに関しても、もう土石が満了というふうな形になって、あれも、取り除かなければならないような防止対策なんかの工事も要望していただければなというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

最後の4の質問に入らせていただきます。

これは、もう長年にわたる海味（西川小学校）から原地区を結ぶ架設の設置要望というふうな形で、特に原地区から要望が出ている案件でありますけれども、これに対する町の考えをちょっと伺いできればと思っております。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 議員ご指摘の海味から原地区を結ぶ橋の設置につきましては、菅野町長就任後、原区からは正式な要望はいただいていないと認識しております。一方で、11月に実

施した町長とのみらい対話会においては、参加町民の方から橋設置のご意見をいただいたところでございます。

今後は、原区から正式な要望があった場合には、予算6原則にのっとり、優先順位をつけて、事業化するかどうかを検討していきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今、課長から答弁いただいたとおり、実は、対話会で2回ほど要望が出ているというふうな形でございます。

ただ、原地区から要求、要望を出しても、予算の6原則というふうな形になると、かなりやっぱり予算的な面も考えると厳しい問題かなというふうに思いますけれども、ただ、寒河江川を沿川とする自治区で橋がないのは、原区と綱取区なんです。

特に原区の場合は、綱取区と違いまして、役場や病院とか学校のような公共施設、それから、商業施設を利用するに当たっては、まず高瀬橋と小月山橋を利用した回り道というふうな形になって、大変、特に原の皆さんも不便な生活というふうなことになっているというのが実態でありますので、ぜひ原から要望が出た場合は、正式な要望が出た場合は、前向きな形で検討していただくことは可能なかどうか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 お答えいたします。

橋梁を架ける場合には、地形的な条件も入ってまいります。小学校から原区のほうに橋を架ける場合には、勾配が重要になってまいります。県道に乗せるためには、橋のほうも勾配が必要になってきます。ただ、河川を渡るところは勾配を緩くして、県道に上がるところは勾配を急にして斜めに上がるとか、そういった技術的な問題も関係してくると思えます。

また、予算の規模も、吉川と陸合を結ぶあづま橋の場合ですと、7億円弱の費用がかかったというふうに記憶しておりますので、その点も踏まえて、あとは原区からの要望、内容も踏まえて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

先ほど、公共施設、役場、病院、学校などを利用するとか、そういった面においても回り道となっているというふうな形も話しましたが、そのほかに、やっぱりいざというときに原の皆さんの避難場所というようなものを考えると、今現在は沼山の集会センター、もしくは、あいべというふうな形になっているわけなんですけれども、実際、橋ができれば、

役場関係とか、小学校のグラウンドとかというような形のほうがはるかに近いというふうな面もありますので、ぜひ、金額も金額ですけれども、前向きな考え方で考えていただくように切にお願いを申し上げまして、私からの質問というふうな形にさせていただきます。

ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

◇ 菅 野 邦比克 議員

○菅野議長 続いての一般質問の通告順は私ですので、議長席を大泉副議長と交代します。

大泉副議長、議長席にお着きください。

〔副議長 大泉奈美議員 議長席に着く〕

○大泉副議長 議長を交代いたしました。

10番、菅野邦比克議員。

〔10番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○10番（菅野邦比克議員） 10番、菅野邦比克です。

今日は、2つのテーマに基づいて質問させていただきます。

最初に、にしかわ保育園の環境整備についてご質問いたします。

これは、11月8日の海味の対話会の中で、保護者会の会長さんからお話があった件でございます。それに基づいて現場を視察して、いろいろとお話しさせていただいた話を基に質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

にしかわ保育園は、町で唯一の保育施設となっております。子どもたちが安心・安全に過ごすため、また、保育者の皆様が毎日の送迎を快適にするため、環境整備について質問いたします。

質問1、玄関の開閉設備、オートロックの設備とインターホンの切替えについてということで、現在、にしかわ保育園では、来園者に対して職員が手作業で開閉作業を行っております。月曜日や金曜日の荷物の多い日には、保護者の皆様にも開け閉めに大変不便をかけている状態でないかというふうに思っております。また、インターホンも来園者が確認しづらい場所にちょっとありまして、防犯上も日中は女性職員だけで対応しているのが現状です。いざというときのさすまたの扱いは大変であります。

職員の負担軽減を図るため、オートロックの設備とインターホンでの相手の確認が取れる機種に変更し、園児を守るため、防犯カメラの設置なども含めて今後の対応について質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただき、ありがとうございます。

まずは、子ども・子育てに関わるご質問をいただき、ありがとうございます。

西川町議会では、私就任後は、子ども・子育て、特に保育園に関わる質問は、ほぼありませんでした。このため、11月8日に、にしかわ保育園の保護者会の方から要望を承り、その日に海味のみらい対話会があるので、そこでもご要望してみてもいいと思います。その方から思いを届けたのだと思っております。

ご質問のにしかわ保育園の玄関は、ご指摘のとおり、手動での開閉となっており、防犯カメラも設置されておられません。保育園の園児、保育士の安全を守るためにも、施設の防犯、セキュリティー対策という観点からも、玄関の改修や防犯カメラ設置は私も必要だと考えております。

ただし、施設改修に関しては、費用も大きくなるのが想定されます。まずは、今年度策定します子ども計画に、保育園の施設改修の方針をしっかりと記載していきたいと思っております。そうすることで、その後の保育園の改修や子ども・子育てに関する施設の更新に対処できるよう、計画的に対策を講じていきたいと考えております。

いつもこういった施設改修は、財源、お金があるのかというお話になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、国の方針は、こども家庭庁を昨年創設してから、こども家庭計画をつくった自治体は、こういった、ソフト事業と申しますけれども、小規模な施設改修は、対応できる交付金が今年度から使えることとなります。これに、西川町も申し込んでいきたいと思っております。

なお、タブレットの全戸配布のメリットを生かすためにも、この情報確認ボタンの取組を議員皆様もご協力いただきまして、町の補助金も取れるように、国からのお金を取って保育園のほうに回せるように、ご協力をよろしくお願いします。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 入退園時に職員の方が窓際をずっとのぞきながら来園者を確認してきたわけですが、今まで事件とか事故がなかったというようなことについては、

職員に対してまずは敬意と感謝を申し上げたいというように思っております。

それに、今後はこの事務負担を少しでも軽減するためにいろいろと提案させていただいているわけですが、インターホンの、ちょっととなると見えないんです。実際私も確認してきたわけですが、職員室の、あそこから窓際にずっとたどって行って相手が分かるという状態になっておりました。普通ですと、今はカメラですぐ分かるわけですが、その程度は早く直せるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

ただいま町長がご答弁申し上げたとおり、こども家庭庁が用意する起債、もしくは交付金等を活用してまいりたいというように思っておりますので、来年度をめどにと考えて、早めの対応を検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

なかなかすぐと言っても財源のこともあるでしょうから、ひとつ来年に向けて計画をお願いできれば幸いかなというふうに思っております。

それから、防犯グッズは、さすまたということはあるわけですが、防犯グッズのさすまたというのは、広げてこうやるわけですが、女性だけの場合ですと、この両方を押さえられると対応できないというふうなこともありまして、なかなかもうちょっと防犯の体制が何か取れないかなというふうに思っているわけですが、男性がなかなか職員室にはおりませんので、そういった点で防犯上の危険性を回避するために、いろいろと要望、要望といいますか、備えるものがあれば、私としては大きいブザーが鳴るとか、簡単なもので言えばそういうもので知らせるとか、様々あると思いますけれども。町のほうに今どうですかと言ってもなかなか答えはないと思いますけれども、ぜひ女性だけの職場というのはなかなか難しいと思いますので、男性の先生もおられますけれども、通常は教室にいらっしゃるというようなことだろうと思いますので、その辺も含めて早めをお願いできればなというふうに思っております。

西川町は子どもを大切にしていこうというふうなことを言っておりますので、入園の児童も85名ほどおります、教員の方も17名ほどおりますので、その辺のことで出入りがきちっとなって、オートロック設備にもなって、なるべく不安かけないような、不安というか、不便を

かけないような形で進行できれば大変いいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、質問の2に入ります。

保育園の入り口の送迎用駐車スペースの確保ということで、現在、駐車スペースが、西側のほうに駐車スペースあるわけですが、雨降ったり、雪降ったり、いろいろ大変だろうと思いますので、玄関前に駐車スペースが設けられないかというふうな要望でございます。

私も確認してきたんですけれども、建物のほうには屋根の雪が落ちますので、これは無理だという話をしてまいりました。そうすると、玄関の南側、それから西側のほうの一部、あと、東側のほうも1台ぐらいは、今畑になっているのありますけれども、その辺のスペースを見ると何台かはとめられるなというふうなことでありますので、保護者も利用しやすくできるかなというふうなこともありますので、保護者の不便解消のために対応したいというふうなことはありますので、質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 ただいまいだいたご質問に対してですが、この質問も、保育園保護者会からの要望を踏まえたご質問であるというように認識しております。

ご質問にあるとおり、にしかわ保育園玄関近くには、送迎用の駐車スペース、東側に通常の車両が1台、身障者用が1台、合計2台で、それ以外の駐車スペースはございません。そのため、朝晩の園児の送迎の際は、保育園の西側に、議員ご指摘のとおり駐車スペースがありますけれども、そこから保護者の方が、登園、退園のたびに、30メートルから50メートルほど歩いて通っているという状況です。特に冬の期間、積雪もありますので、保護者、園児の方には、ご不便と負担をかけている状況だというように認識を新たにいたしました。

このため、町でも保護者会からのご要望を踏まえまして、保育園玄関の改修については、玄関の自動化とともに、先ほどお答えしましたように、こども家庭庁の関係する起債、もしくは交付金を活用した中で、来年度以降対処するように考えてまいりたいというように思っております。

また、デジタル田園都市国家構想の後継交付金、通称第2世代交付金と呼ばれていますが、けれども、そちらのほうも職員全員で勉強中でありまして、この交付金の活用なんかも視野に入れた形で対応を考えてまいりたいというように思っているところでございます。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

本来、本来というか、おかしいんですけども、玄関に、わきに乗り付けられるのであれば一番ベターなんでしょうけれども、今、建物の設備を見ても、玄関に直接乗り入れるというスペースはありませんので、できれば、今話のとおり南側のほうが一番近いということで、若干木とか植わっていますけれども、その辺を配慮していただいて造っていただければ、保護者の皆さんも大変喜ばれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、来年の実現に向けてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

にしかわ保育園については以上でございます。

続きまして、水道事業の赤字対策というようなことで取り上げさせていただきます。

水道事業は、長年赤字を計上してきました。赤字といいますか、補填していますので、表面上赤字ではないですけれども、令和4年度は1億8,271万、令和5年度は1億9,576万、これは対話会での資料でございます。本来であれば値上げをする必要があったと思われませんが、実際は、いろんな事情で値上げしてこられなかったと思います。今後も値上げをせず運営していくのかどうか、質問させていただきます。

今後の赤字対策というようなことで、このまま毎年赤字計上していくのか、それとも、町民に負担を求めるのかどうかも含めて、今後の対応について質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の水道事業の赤字対策についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、水道事業の赤字は、我が町のインフラを継続するに当たり重要な課題だと考えております。近年、気候変動や人口減少、財政状況の環境が変化する中、水道事業をはじめとする安心・安全な町を守るためには、持続可能な生活基盤を計画的に強化、再整備の必要があると考えております。

このため、今年10月に生活基盤強化室を設置いたしました。今後10年の水道や道路などの生活基盤更新に係る計画を策定していき、計画的に更新をしていきたいと考えております。

財源については、デジタル田園国家構想交付金の後継事業である第2世代交付金、先ほど来申し上げているものを、できるだけ政策的経費に使って、水道事業に振り分けていきたいと考えております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

水道料金の値上げをしてこなかったという、今申し上げたんですけれども、全国的に水道の料金を値上げしてこない自治体が結構あって、ある自治体では、やっぱり28年間水道料金を上げてこなかったというようなことで、来年度から2割を上げますというような自治体とか、3割上げますよと、名前は申し上げませんが、そういう自治体もあって、町のほうもそこに合わせたのか、それとも財源が豊かだったのかは分かりませんが、値上げしてこなかったというようなことです。いきなり上げると、2割、3割上げちゃうと、やっぱり水を使う業者というのは大変死活問題となって、いろんな問題が起きております。話題になっているといいますか。店を廃業しようかという、その値上げする自治体の商売の方の声も出てきております。我々としても、そういうことは避けたいと。

値上げをする場合は、水道事業もきちっとしていただいて、安定供給というのは我々も当然していただくということありますので、少しずつ値上げをしていけば理解を得やすいのではないかなというふうに思っておりますので、計画的に。今お話のとおりやっていきますよということですが、ぜひいきなり上げるなんていうことは、今のところは何も計画はないでしょうけれども。

どのような割合で、山形県内の市町村もいろいろ調べたんですけれども、結構2030年頃をめどに2割から3割ぐらい上げるというような予定が、民間の情報では知らされておりますので、町としては当面どういう対応をなされるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大泉副議長 答弁は眞壁課長でよろしいですか。

○10番（菅野邦比克議員） なければいいです。

○大泉副議長 菅野議員、もっと詳しく説明をされますか。

○10番（菅野邦比克議員） 民間の業者が聞いたということが、ネットで見ると出ている、次の時代というところで、経営者に聞きました、これ公表になっていきますので、これは正確かどうか分かりません。参考に、これありましたので、どうなのかなという、各県内の自治体も全部出ていましたので、一応。

上げる予定はないと、通常的にこのまま整備していきますということであれば、それで結構かと思います。上げる予定がないということであれば、それで、今のところはないということであれば、それで結構かと思います。

反問権、はい。

○大泉副議長 じゃ、時間を止めていただいております。

ただいま菅野議員について、反問権を執行します。

○菅野町長 質問のお答えをする前に、前提条件の確認をさせていただきます。

先ほど議員は、二、三割上げる公表をしている自治体があるとおっしゃいました。そういう自治体があって、そういうふうにできればしたほうがいいと、上げるんだったら事前に予告せよと、上げないんだったら上げないように公表、お知らせせよということでございますか。

○大泉副議長 ただいまの執行部からの反問についてお願いします。

○10番（菅野邦比克議員） 上げなければ上げないでいいですし、今のままで当面進めますということであれば、それで。

いや、これを見てちょっと参考に申し上げた。この中にも、河北、山形、天童、全部あるんです。公表になっているんです。

いや、上げるでなくて、今後、予定。

一応これに基づいて話をさせていただいたもの。

じゃ、後でこれを。

○大泉副議長 菅野議員、資料があれば、最初に執行部のほうにお渡ししていただけるとか、そういったことでの質問をお願いします。

○10番（菅野邦比克議員） ということです。

値上げする場合は、緩やかに値上げしてもらいたいという感じで、西川町の水道料金をもし上げると。

○大泉副議長 続いています。

○菅野町長 私が確認したかったのは、私は行政で、こんな未来、何十年後には幾ら値上げ、水道料金を値上げしますというふうに、そういうデータがあるんで、そういう自治体もあるんで、西川町はどうなんですかという問いだと私は認識しております。ですので、私の、すみません、拙い行政経験からすると、こんな長期的に、この町はこれぐらい水道料金を上げるという自治体があるんでしょうかというご質問です。

○大泉副議長 確認で、菅野議員、お願いします。

○10番（菅野邦比克議員） 千葉県は2割、来年度から、26年度めどに上げる。いやいや、自治体の名前は参考に。こうあります。それから、後で調べていただく。あと名古屋、来年の10月からとか。いろいろ全国的にそういう動きがあるので、西川町はもしこんなに上げると困るとありますので、西川町は上げなくても、このままでいいというようなことであれば、当面は一般財源のほうから繰入れになっていますので。

○大泉副議長 これではよろしいでしょうか。

反問に対する回答は、これで。

よろしければ、以上で反問権の行使を終了して、一般質問を再開します。

事務局は、残り時間の停止を解除してください。

10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） それでは、2番の質問に移ります。

水道管の更新の費用対策ということで、今後、老朽化した耐用年数の過ぎた水道管の更新には多額の財源が必要となると思います。また、漏水の検査をしていますが、検査後の配管改修工事には多額の費用が予想されますが、財源の確保について今後の方針について質問したいと思います。

いろいろ財源については、町のほうで大変動いていただいて感謝申し上げますが、財源の今後、いろいろ費用がかかるかと思います。更新、それから耐震工事とかとあると思いますんで、その辺についてお伺いさせていただきたい。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私どもは、昨年来申し上げているとおり、水道料金値上げのお話は、私は一切したことありませんし、そういったことを考えたこともございません。そのように私ら、行政をしております。

確かに関東近辺では、関東近辺ではそういったことはあるかもしれませんが、私たちの町、関東とは違いますから。湧水地域が近くに備えている、配管が短い、それが特徴でございます。

水道管の更新対策は、令和元年に作成した計画によりますと、町の計画によりますと、更新基準で更新した場合の新規需要総額は、2060年度までに約58億円と見込まれます。検討期間40年で平均しますと、年間1.5億円の更新事業が発生します。つまり、毎年度約1.5億円の財源を確保する必要があります。

財源確保について申し上げます。

現状の浄水場を継続する場合には、水道事業債、交付税措置率3割と、社会資本整備総合交付金が活用ができます。これが、通常の町の整備する際の財源となります。

一方で、西川町は、給水人口101人以上5,000人未満の地域でございます。こちらの地域は、簡易水道への移行が水道法上可能になります。その場合は、水道事業債、交付税措置率3割のほかに、その半分を、交付税措置率7割の過疎債が適用されます。こういった状況を踏ま

えますと、水道料金を上げないように、町民の皆様に負担がかからないようにしていきたいと思いますが、国庫支出金などの、これらの支援を得るしか財源の対策はございません。このため、国からの支援を得るためには、過疎債や水道事業債を有効に、計画的に活用する必要があります。

そうしますと、おのずと、私財務省出身でありますけれども、財政運営を心がけますが、実質公債比率だけは高まる可能性がございます。この点は、実質公債比率で高くなったからといって一喜一憂しないでいただいて、私しっかり責任を持って公債比率の運営に当たっていきますので、地方債の発行が許可制にならない実質公債費比率18%未満で、バランスよく財政運営を行ってまいります。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

財源の措置についてもいろいろと、総額で60年まで58億円というようなことで、多額の費用かかるわけですが、いろいろと交付税措置、それから、交付金とか国庫支出金とかというか、国庫金というようなことで手当てされるというふうなことです。今の答弁のとおり、水道料の値上げは行わないような形でやっていくというようなことです。大変力強い対応策について回答がありましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3番目の質問に移らさせていただきます。

世帯の減少に伴いまして、水道料金の収入減少が予想されます。今後、難しい対応をしなければならぬ時期にくるかと思いますが、対策について質問させていただきます。

人口が減ったり世帯が減ったりすると、給水量も減ってくるというようなことでの運営上の対策ということで考えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。質問させていただきます。

○大泉副議長 通告の3番目ですね。

○10番（菅野邦比克議員） 収入減、世帯、人口、世帯が減ってきた場合に、水道の使用料も減ると思いますので、その際の対応、水道事業の運営について、少ない収入になった場合の対策として、どういうふうな対応を取られる予定なのかというようなことで。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先ほど申し上げたとおり、配管更新については多額の費用がかかりますので、計画的に過疎債や社総交、あるいは、水道事業過疎債の3つをうまく組み合わせて、なるべく財源負担のないように実施してまいります。

また、そのほかの給水の売上げ、つまり水道事業の売上げ、人口減少に伴って水道料金が下がるという対策に関しましては、もうこれもお金の話でございますので、先ほど来申し上げているとおり、私らの町はタブレットを配備しています。誰1人取り残さない地域というふうに国から認められております。こういった追い風をうまくつかんで、官民連携の協議会方式を前提にして、第2世代交付金、あるいは、デジタル田園交付金を頂いて、既存、今まで一般財源でやっている既存事業を、その国の交付金に振り替えるやり方が西川の持続可能な形の最終的な私の結論でございます。

ですので、水道料金を上げないためにも、タブレットの件、協議会の負担金支出の件、ご理解をいただきたいと思います。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

我々も世帯が減った場合の水道料金が減るんで、運営上はどうかかなというような一抹の不安の中でいろいろ質問させていただきましたんですが、力強いこの対応策について今説明ありましたので、私としても安心しております。これからもそういうふうなものについて、いろいろと対応を願うところでありますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、今日の私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○大泉副議長 以上で10番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

議長を菅野議長と交代します。

菅野議長、議長席にお着きください。

〔議長 菅野邦比克議員 議長席に着く〕

○菅野議長 議長を交代いたしました。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

令和 6 年 1 2 月 8 日

令和6年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月8日（日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（１０名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
3 番	後 藤 一 夫 議員	4 番	荒 木 俊 夫 議員
5 番	佐 藤 仁 議員	6 番	佐 藤 光 康 議員
7 番	大 泉 奈 美 議員	8 番	佐 藤 耕 二 議員
9 番	古 澤 俊 一 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	松 田 淳 一 郎 君	町 民 税 務 課 長	吉 見 政 俊 君
健 康 福 祉 課 長	荒 木 真 也 君	観 光 課 長	柴 田 知 弘 君
か せ ぐ 課 長	石 川 朋 弘 君	建 設 水 道 課 長	眞 壁 正 弘 君
ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 後 藤 一 夫 議員

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

〔3番 後藤一夫議員 質問席へ移動〕

○3番（後藤一夫議員） おはようございます。

本日は、買物弱者及び交通弱者の対応について質問いたします。

人口減少、高齢化の進んだ地域において生活上で最も困っていることは、医療関係の不安に次いで、住んでいる近くで食料品や日用品を買えないことであると言われております。買物弱者、また交通弱者と呼ばれるこのような方々の本町における現状と支援策について質問いたします。

町の第7次総合計画では、高齢者が地域の中で独りぼっちになっていない状況を目指すとしており、施策としては、社会的な孤立防止や高齢者の安全な生活を確保するのに必要な情報やニーズを明確にするため、様々な分野の団体や個人が連携した上で見守りを強化しますと掲げています。移動販売業者は2年前から町と連携し、日頃の悩み事や困り事などを伺い、見守り業務を併せながら町内を回っております。協働していく上で、町は事業者に支援を行

い、事業者は毎月、事業日報を町へ提出しております。事業者の方々とお話をしましたところ、定期的に伺っているお客様の姿を把握して、変わりがないか気に留めているとのことでありました。

また、1人暮らしである高齢者の方のお話を聞いてあげたりしています。話をしたくて待っているお客様もいるようで、時間があれば、短い時間ではありますがお相手する場合もあるとのことでありました。頼まれるとごみ袋を集積所に出してあげたり、漬物石を持ってあげたりなどのちょっとしたお手伝いをしてあげたこともあったと伺っております。

このように様々な対応をしている移動販売業者ですが、改めて町が支援を行う目的は何なのか、第1の質問としてお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 店舗に出向き買物をするのが困難な方々への支援は、地域において非常に重要なことです。町では、そういった買物をするのが困難な生活弱者を支える移動販売業者がおられます。

ご質問にあります移動販売業者への支援の目的は、総合計画に、おっしゃるとおり書いて、先ほど読んでいただいたとおり、町民誰もが安心して生活できるように、共助の理念に基づいた社会をつくることを掲げており、これらを踏まえ、燃料高騰の影響が大きく受けながらも買物が困難な方へのサービスが滞ることがないように、事業継続を下支えをする目的でございます。

なお、このたび提出された要望書が移動販売業者さんから頂きましたので、今回の12月議会の補正予算に提出しておりますので、ご承認をいただければと思います。

なお、先ほど後藤議員おっしゃったとおり、私も販売事業者さんからタブレットのことを教えていただいたとか、あとは、先ほど漬物石とかありましたけれども、届かないところに家に入っていただいて電気を換えてもらったりとか、そんなこともすごい助かったというような声をいただいていますので、販売事業者さん数社になりますけれども、少し公平性の観点から吟味が必要でしたけれども、こういった支援は必要だというふうに必要性を強く感じまして、要望どおり補正予算に盛り込んでおります。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ただいま町長からの答弁で、12月の補正予算に計上していただいていると、支援策について計上していただいているという答弁をいただきまして、誠にありが

とうございます。

それでは、第2の質問に入らせていただきます。

このたびのつながるクーポン事業におきまして、移動販売業者は買物弱者の方々からは有効に活用していただきました。タブレットを自宅で使うことができ、持ち運ばずに済んだところであります。ID、パスワードを入れてもらったり、操作を教えてもらったりとか、きめ細やかな対応をしていただきました。また、町としても、期間終了近くにはまだクーポン券を使っていない買物弱者のお宅へ伺ってくださいと連絡を入れて、取りこぼしのない対応を行っております。

このように、移動販売業者の支援は買物弱者対策がメインであります、その結果につきまして、町としてどう捉えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁はかせぐ課、石川課長。

○石川かせぐ課長 ご質問の件についてお答えをいたします。

町内には、先ほど申し上げましたとおり、移動販売事業者の方がいらっしゃいますけれども、いずれもその地域を回って、困難な方へのお買物の楽しさを提供していただいているというふうに認識しております。

こうした事業者の方々の支援については、地域の高齢者の買物支援という一面もございますけれども、今、議員のほうからおっしゃっていただいたとおり、生活変化への気づき、または困り事などの相談を受ける、いわゆるその見守り活動への伴った移動販売事業者の継続を支援するものというふうに、私どものほうでは考えております。訪問した際の状況報告、議員のほうにもお話がありましたけれども、医療、福祉、そういった様々な問合せ、相談を持ちかけられているというふうに私どものほうでも把握をしております。

このようなことから、高齢者の安全、生活を確保する必要な情報やニーズというものを明確に把握するため、移動販売事業者との連携は必要、大きいと感じております。今後も、こうした個々のケースのほうの情報をいただきながら、情報共有を図りながら、より効果的な支援ができるものというふうに私どものほうでは考えております。

以上です。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

そうしますと、町としては、移動販売事業者の協働の活動については非常に評価しているということとして捉えてもよろしいわけでしょうか。お伺いします。

○菅野議長 石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 議員おっしゃるとおりでございます。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 買物弱者対策として移動販売業者はとても重要であると思っております。今後とも町と連携して見守り活動に力を注いでいただき、町との協働を図っていただきたいと願うところであります。

続きまして、交通弱者の対応について質問いたします。

交通弱者対策についてどのような対策を講じているのか、ご説明いただきたいと存じます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 交通弱者の対策についてご質問がありましたので、お答えいたします。

総合計画に掲げる、町民が行きたいときに行きたい場所に行くことができることを目指して、デマンド型乗合タクシーののってあべと申しますけれども、こちらは令和4年度から本格運用しており、昨年度の平均利用者は148名と想定以上に利用者が増えております。高齢者を中心に浸透しているのかと評価させていただきます。

また、マイカーを乗合サービスとして利用したノッカルというサービスを令和5年度に実証運行を行いました。こちらの実証運行は、大井沢地区を対象に実施しています。令和6年3月の1か月間、62人の利用があり、乗り合いの文化が醸成できました。

しかしながら、補助金を取って事業者と一緒にしたものですから、こちらを実証して、これを正式に運行しますというふうになると、ランニングコストがかかるわけですね。そうすると、そのコストは私が見積りするよりも高い金額でしたという結果でございました。

また、付け加えますと、対話会を通じまして、令和6年度の公共事業の委託料における人件費の単価を上げました。月山観光タクシーの運転手は、令和5年度の22人から令和6年度には30人に増えました。昨年増便した、のってあべの便も順調に運行できております。ですから、よくデマンドタクシーがつかまりませんという声が届いたわけですね、役場には。じゃ、何で届かないんですかという対話を、行けないんですかとする、人がいないからだ、タクシー会社さんもおっしゃるわけですね。じゃ何でタクシー会社は人がいないんですかとなると、これは人件費がなかなか高く設定できないということだったんです。

そして、役場のほうで人件費の、ほかの町の方とか、あと、建設資料とか、そういった市場単価を調べますと、少し西川の単価は低いなと思って適正な単価に引き上げました。そう

したところ、22人から30人に増えて、できるだけ、以前よりは人が増えましたので、こういった対応ができるようになったと、苦情のほうも少なくなってきたという現状がございます。

財源については、タブレットの全戸配布で国から交付金を得るため、単費で支出していた高齢者の運転免許の自主返納の支援事業や心身障害者福祉タクシー利用助成事業を協議会を通じて負担金をしたため、こういった一般財源を減らして国からの助成金を得て、うまく交通予算のほうも予算を取ることができております。つまり、こういったノックルというサービスを大井沢でしましたけれども、これはランニングコストがすごい高いと、ただ、一方で、大井沢のこういった実証実験をきっかけに、乗り合いする文化というのが少し高まったと、町全体としてはデマンドタクシーが少しずつ充実してきたということでございます。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

そうしますと、マイカーを利用した乗合サービス、ノックルにしかわについては、平成5年度に実証実験を行ったわけでありますけれども、今後の運行計画というものは、現在のところないということで理解してよろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁行いますか。

〔「質問ですか」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質問ですね。

はい、町長、答弁。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 予算に載っていないということは、やらないということです。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） それでは、最後の質問になります。

次に移ります。

交通対策に関する地方創生交付金の事業は何か質問いたします。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの後藤議員のご質問にお答えいたします。

ただいまございました地方創生交付金というのは、デジタル田園都市国家構想交付金のことかと思慮いたします。デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業であることを前提にお答え申し上げます。

町ではデジタル田園都市国家構想交付金を財源に、ファンから移住へ、西川みんなの未来

創造協議会に負担金を支出しております。この負担金を財源にこれからの西川町における効率的な公共交通の検討を目的として、病院への移動に関するアンケートを現在、実施しております。このアンケートは、町民の皆様の通院時の移動状況やデマンド乗合タクシーのつてあべの利用実態を把握し、通院における移動の課題の改善と併せて町立病院の利用拡大の参考とするものであります。アンケートは12月末までをめどに実施し、年度内に調査結果を取りまとめ、翌年度以降の効率的な公共交通の運行計画を検討することとしております。

以上です。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） そうしますと、アンケート調査を実施しているということでありまして、そのアンケート調査の実施方法は具体的にどのように行っているのかお伺いします。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいま後藤議員のご質問は、このアンケート調査をどのように実施しているかということでございますけれども、まずは高齢者等のご自宅に訪問しまして、個別に聞き取り調査を行う聞き取り調査を現在、実施しております。これは11月末から開始しております。もう一つは、インターネットによる調査を現在、これも11月29日からでございますが、こちらはつながるくん配信と町の公式LINEでも皆様にご依頼している状況にございますが、インターネットによる調査を実施しております。これから12月中旬になりますけれども、病院内で病院の利用者に職員による聞き取り調査を実施予定でございます。

以上です。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） そうしますと、先ほど答弁のとおり、12月までに調査を取りまとめて、末までに調査を取りまとめて、来年度以降に反映していくということの日程でよろしいわけでしょうか。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 現在のところ、おっしゃるとおり、12月末をめどとしておりますけれども、統計調査における確からしさというものがあるらしく、業者のほうではその各年代層で一定数確保できればオーケーということになっておるようでございます。この一定数を満たせば12月末で終了いたす予定でございますが、万が一、この数字に達しない場合は、若干期間を延長してサンプルを追加するということも考えております。

以上です。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

大変短時間でありますけれども、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、3番、後藤一夫議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 光 康 議 員

○菅野議長 続いて、6番、佐藤光康議員。

〔6番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○6番（佐藤光康議員） おはようございます。6番、佐藤光康です。

最初に、高校生等の保護者の皆さんを対象に生徒1人に年額10万円を支給する就学支援事業について質問します。

質問1です。

高校生等就学支援事業の財源は何ですか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 ただいま佐藤光康議員からご質問いただきました、高校生就学支援等について回答申し上げます。

就学支援についてご質問を頂戴いたしましたので、西川町高等学校等就学支援事業の目的に触れさせていただきます。

第7次西川町総合計画では、施策として、町内に高校がない我が町では高校生とのつながりが弱いため、高校生や保護者と連絡を密にして、Uターンや定住に向けたきめ細かな対応ができる体制を整備しますとし、同計画の具体的な主要事業として高校生の就学に対する支援金事業を通じた相談受付と、高校生等やその保護者と町のコミュニティーの形成をうたっております。

西川町高等学校等就学支援事業は、就学支援はもとより、西川町と高校生がつながりを持つための連絡ツールを整備し、シビックプライドの情勢を目的に必要な情報を発信したり、

意見や要望を聞き、人口の流出を抑え、若者の定住促進やUターン希望者の支援につながることを目的としております。

令和4年度から行っておりますこの高等学校等就学支援事業の財源について申し上げます。

令和4年度は119名に総額1,190万円を補助しており、その財源は個人版ふるさと納税の寄附を積み立てている西川町ふるさとづくり基金です。

令和5年度は126名に総額1,260万円を補助しており、その財源も令和4年度同様、西川町ふるさとづくり基金です。

令和6年度予算の財源は、過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策事業債ソフト分、いわゆる過疎ソフト事業で、123名に総額1,230万円を補助しております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 町民にとっては非常にありがたい施策だと思います。

質問2に入ります。

10月15日のお知らせに、高校生等を対象とした就学支援金の案内がありました。申請期限が10月30日でした。期限が過ぎても申請すれば交付されますか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 お答え申し上げます。

今年度は、議員ご指摘のとおり、10月15日付、町のお知らせに記載のほか、10月13日につながるくんでの配信を行い、10月15日には西川町公式ホームページにも掲載し広報を行いました。今年度の高等学校等就学支援事業は、申請受付期間を10月15日から10月30日までとし、期間内受付分については、審査の後、10月8日に補助金を送金しております。申請期間をひとまず2週間といたしましたのは、できるだけ早く送金することを目的に一括審査を行うためです。当初の期間内で申請がなかった14名の方々には、11月13日にまなぶ課から郵送で改めてお知らせし、本日までに10名から申請をいただいております。残りの4名の方についても重ねて連絡を行い、12月中に全ての方々に送金する予定となっております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 短い申請期間でしたけれども、14名だけがしなかったということで、それに対しても郵送して案内したということで、よい的確なフォローだったと思います。

やはり昨年は6月頃に申請の案内が保護者宛てに郵送で来ていまして、8月頃に支給されたという話でした。今年は10月になっても何の連絡もないので、今年はないんだべがという

ふうな話も私に聞こえてきました。お知らせをよく見ていなくて知らなかったけれども、友人から教えてもらって何とか間に合ったとか、お知らせに載っていると家族が見たので偶然何とか申し込むことができた、見逃すところだったという声もありました。今回、なぜ郵送ではなく、お知らせだけの情報発信になったのでしょうか。

○菅野議長 問い2ですよね。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 問い2、答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 今年度、昨年度に比較してご案内が遅くなりましたのは、先ほど申し上げました財源確保の関係から、今年度このような時期になったということでご理解を賜りたいと思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 郵送じゃなかったということは、郵送でしたら確実に一人一人に届きますので、郵送でなかったという理由は何でしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 この補助金の申請については、いわゆるもう少し簡便にできないかというふうな町民の皆さんのニーズもありまして、町が整備しているタブレットの機能等も活用しながらご案内をし、デジタルの申請により事務を早く行くと、正確に行うというふうな目的があったものですから、デジタル活用のほうにシフトしてきたという状況でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 10月15日にお知らせが来まして、知らなかったという声も聞こえてきましたので、急いで私もまなぶ課のほうに連絡しまして、すぐにタブレットとかホームページとか、スマホでも流せるメールの配信もありますので、ぜひ流してくれということをまなぶ課に連絡しました。まなぶ課のほうで素早く対応してもらって、そういう対応をしてもらいました。

質問3ですけれども、今、これだけ遅くなったということは財源の問題があったという話でした。やはり通学費に充てている方が結構おられるんですね。例えば、3か月間定期で羽前高松から山形まで大体2万3,000円だそうです。半年で5万円、1年間で山形まで高校に通う生徒は大体10万円ぐらいのお金がかかるということになっています。ですから、この今

年後半の定期、9月に買うと思ったけれども、まだお金が来ていないので困ったという声もありました。ですから、できれば早い段階で間に合うようによろしくお願いします。

次、質問4に入ります。

高校生就学等支援金の申請する必須要件に高校生アンケートが入っています。この目的は何でしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 先ほど申し上げましたとおり、今年度は高校生等就学支援事業について過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフトの事業対象とできないかという議論を重ね、その補助金交付要綱を改めたところです。高校生等就学支援事業をいわゆる過疎ソフト事業に該当させるには、子育て支援として町とつながりを持って定住を促すために取り組むという、制度的要件がございます。町と高校生とのつながりを持続可能なものにしていくに当たっては、高校生やその親が何を求めているのか確認することは、政策を考える上での王道です。政策、事業を考えるに当たってはその上で町の強み、課題、他の町との比較、このタイミングで施策を打つべきか、しっかり議論しなくてははいけません。

このたび補助金制度の必要要件とさせていただいたアンケートについては、昨年度創設されたこども家庭庁が新たな補助方針を打ち出したことから、この光機を逸することなく、高校生やその保護者の現状や今後の進路、ニーズを把握することを目的に行わせていただきました。

今後、町としましてはこのアンケートを参考にして、子ども、子育てに関わる施策の実施と、その財源確保に必須となる自治体こども計画の策定や第7次総合計画の子育て分野も改定に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員、質問3の質問は、いや飛ばしたけれども。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 一応3番でありますので、もう一回言っていて、答弁をお願い。

○6番（佐藤光康議員） さっき財源の関係で遅くなったということでしたので、そういうことにしたんですけども。

〔「ルール守りましょうよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤光康議員） いやいや、さっき答えたという判断で私はやったわけですから。じゃ、もう一回言いますね。

○菅野議長 もう一回、3番、お願いします。

○6番（佐藤光康議員） 就学支援金の今年度の交付は11月でした。通学定期券の購入に充てている方もおられますので、もう少し早い時期に交付できませんか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 再度ご質問いただきました。先ほどその意味で質問3ですかという確認をさせていただいたところでしたが、では、お答えいたします。

高校生等就学支援事業は、町長の公約であり、高校がない我が町においても高校生ができるだけ保護者と一緒に生活できるような環境を支援するために、高校生の就学支援を主な目的に令和4年度に創設されました。この事業は西川町にとっては必要であり、継続的に実施していくべき事業と認識しております。

令和4、5年度における本事業の財源は、さきに申し上げましたとおり、個人版ふるさと納税の寄附を積み立てた西川町ふるさとづくり基金であり、実質的には一般財源で手当てをしてまいりました。今年度は事業の持続可能性を高めるため、町長と職員によるふだんの補助金勉強会を通して、本事業は過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業の対象となり得るという点に着眼いたしました。いわゆる過疎ソフト事業は、充当率100%、交付税措置率は7割であり、実質的に国から7割の支援が頂ける事業です。

高等学校等就学支援事業、いわゆる過疎ソフト事業に該当させるためには、子育て支援として町とつながりを持って定住を促すための取組となるよう、従来の西川町高等学校等就学支援事業補助金要綱を改定する必要性がありました。今年度はその改定を行った上で、いわゆる過疎ソフト事業の適用申請を行っております。今年度の高等学校等就学支援事業の補助金の申請受付が15日となりましたのは、山形県の同意見込みが10月中旬となったことによります点をご理解ください。

今年度は新たな財源として、いわゆる過疎ソフト事業に該当させることや、持続可能な町と高校生とのつながりを創出していくか等の検討に時間を要しましたが、来年度においては可能な限り早い交付に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

高校生の将来や保護者との同居の環境を支援するための予算案について、議員の皆様にご賛同いただければ事務も速やかにできることと思いますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 財源でいろいろご苦労なされたという話はよく分かりました。来年度はできるだけ早めにということをおっしゃいましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

質問4で先ほどの答えでいいですね。

○菅野議長 もう一回お願いします。

○6番（佐藤光康議員） もう一回はしなくていいでしょう。もうさっきありましたから。

○菅野議長 いや、順序立ててお願いします。

○6番（佐藤光康議員） いやいや、それはないでしょう。もうやったわけですから。

○菅野議長 いや、お願いします。議長の指示に従ってください。問4 もう一回言ってください。

○6番（佐藤光康議員） もう一回やるんですか。それはおかしいんじゃないですか。

高校生アンケートが高校生等就学支援金の申請に必須要件になっています。この目的は何ですか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 先ほど申し上げましたとおり、今年度は高校生等就学支援事業について、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業の対象とできないかという議論を重ね、その補助金交付要綱を改めたところです。

高校生等就学支援事業をいわゆる過疎ソフト事業に該当させるためには、子育て支援として町とつながりを持って定住を促すために取り組むという制度的要件がございます。町と高校生とのつながりを持続可能なものにしていくに当たっては、高校生やその親が何を求めているのか確認することは、政策を考える上での王道です。政策、事業を考えるに当たっては、その上で町の強み、課題、他の町との比較、このタイミングで政策を打つべきか、しっかり議論しなくてははいけません。このたび補助金申請の必要要件とさせていただいたアンケートについては、昨年度、創設されたこども家庭庁が新たな補助方針を打ち出したことから、この好機を逸することなく、高校生やその保護者の現状や今後の進路、ニーズを把握することを目的に行わせていただきました。

今後、町といたしましては、このアンケート結果を参考にして、子ども、子育てに関わる施策の実施と、その財源確保に必須となる自治体こども計画の策定や第7次総合計画の子育て分野も改定に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 高校生アンケートは外部委託したのでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

こども計画をつくるためという目的もございまして、健康福祉課、まなぶ課、つなぐ課等と横連携チームを組んで、この分野に取り組んでまいりました。この横連携チームのほかに地域活性化起業人、具体的にはデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社の方のご支援を受けて、直営でその起業人のアドバイスをいただきながら、自前でやらせていただいたところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 私も高校生アンケートの内容を見せていただきました。こういう感じでなります。

初めに、このアンケートは西川町からお願いしています。名前は聞きません。誰が答えたか分からないようになっていきます。答えてもらったことは、西川町の子ども、子育てに関する施策づくりに役立てます。アンケートは30分ぐらいかかります。必須の質問、あなたの性別は何ですか、あなたは何年生ですか、これは必須、必ず書くということになります。ですから、大体西川中学校卒業生1学年40人弱ですから、男子、女子それぞれ大体20名弱ということになってきます。その後はもう必須ではありませんが、高校生アンケートを書くことが10万円の支給条件になっていますので、恐らく高校生の皆さん書くと思います。

問い3番は、誰と一緒に住んでいますか、「父」「母」「兄」「妹」「祖父母」ということで、大体20人弱ぐらいでこの家族も書くことになって、丸つけることになって、何となく特定されないんだろうかという不安になった生徒もおられたようです。中身が、例えば、家族に大事にされているか、「とてもそう思う」「まあそう思う」「全くそう思わない」までつながります。学校が楽しいか、「とてもそう思う」「まあそう思う」「全くそう思わない」とずっとこう選択になります。あなたは以下の活動をふだんどれくらいしますか、ゲームをする、「毎日5時間以上」「毎日3から4時間」とか「全然しない」とかという選択があります。

あと、こういうのもありますね。親に代わって家事をする、洗濯、掃除、料理をする、親に代わって兄弟、姉妹の世話をする、親に代わって家族、親戚の介護をする、「毎日5時間以上」「毎日三、四時間」とかずっと選択があります。

それから、あなたは平日の夜間、夕方6時から8時までどこで過ごしますか、「自分の家」「お店」「塾や習い事」など、放課後の自分の生活がどこで暮らしているかを丸つけることになります。

ちょっと気になるのは、あなたのおうちの生活にかかるお金について感じていることに近いものを選んでください、「裕福だと感じており安心」とか「周りの子と比べて少し生活することが苦しいと感じ不安がある」とか「学校や生活で必要なものが買えないときがあつて苦しいと感じ不安がある」これも1つ選んでくださいということに、もう少し選択肢ありますけれども、なります。

子どもの権利のことも出てきまして、子ども一人一人に子どもの権利があります。あなた自身、あなたの周りの子どもで子どもの権利が守られていますかということで、どんな理由でも差別されない、「はい」「いいえ」「どちらでもない」「分からない」。

こういうものもあります。おうちの人から叩かれたり、ひどいことを言われたりしていない、「はい」「いいえ」「どちらでもない」「分からない」。

こういうかなりプライバシーに入ってきた中身がありまして、そして、非常に少人数の中にそれを出していくということになるわけです。高校生アンケートを3人に聞きました、どうでしたか。何に使われるのか不透明なので不安になって書いた。親子げんかして親にたたかれるなどを書けば、すぐに特定されるんじゃないかと、学年、さらに男女、家族も書くことになるので、簡単に特定できるんじゃないかと。家族みんなの前で書いた、しょうがなくて出したが、何であんなアンケートするんだべと話になったということです。

アンケート内容にも子どもの権利が出てきます。子どもの権利条約がありますけれども、第16条ではプライバシー、名誉の保護ということで、いかなる児童、18歳未満ですけれども、いかなる児童もその私生活、家族、住居、もしくは通信に対して恣意的に、もしくは不法に干渉され、または名誉及び信用を不法に攻撃されないということがあります。特に西川町のこういうアンケートは少人数の高校生を対象にということになっているわけで、こういう子どもの権利から考えればよろしくないというふうに感じるわけですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 高等学校等就学支援事業の目的については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。町としては、その目的のために本事業を実施、継続していきたいというふ

うに考えているわけですが、そして、またアンケートについても、先ほどその目的は申し上げたとおりでございます。これから西川町の子どもたちの実態に即した適切な施策を打っていく上では、西川町の子どもたちがどのような思いを持っているのか正確に把握をして、それに対応できる政策を打っていくというのは当然のことというふうに考えてアンケートを実施しているわけでございます。

そのようなことについて、その重要性を理解いただけないというふうなことであれば、この高校生等就学支援事業、現在行っておりますが、財源確保ということも非常に難しくなっておりますので、高校生等就学支援事業については廃止するということも考えていかなければならないというふうに思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 就学支援金を廃止してほしいなどとは言っていませんで、アンケートの中身のことを言っているわけです。その子どもの実態を知りたいという気持ちはよく分かります。サポートなどをしていきたいという気持ちだと思います。ですが、自分のアンケートをこういうプライバシーに関わることを書きたくないということもあるわけで、ですから、アンケートあってもいいと思います。ですが、書きたくなかったら書かなくてもいいですとかと、そういうふうなこともやっぱり指摘してもらう必要があると思うんですね。ですから、もう少し柔らかな、子どもの意見表明権ってありますけれども、やっぱり自分の子どもたちの思いもありますから、それも尊重しながらぜひやっていただきたいということです。

それから、もう一つ、申請する際に生徒のメールアドレスの登録も求められています。町としてもやはり何とかフォローしていきたいと、サポートしたいという気持ちもよく分かります。ですが、やはり煩わしいとか、この時代ですから、このメールがどこに行くか分からないとか、そういう時代でもあります。ですから、そういう心配する生徒は、もう書きたくなかったら書かなくてもいいという選択もあってもいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 メールアドレスについてもご質問頂戴いたしました。実は、これまで町と義務教育を終えた子どもたちの連絡手段というのはほとんどない状況で、子どもたちの実態すらなかなかつかめないという現状にございました。西川町で義務教育を終えた子どもたちが健全に高校以降の生活を送っているのか、その辺のフォローアップもなかなかしにくい状況に

ございました。

今回、メールアドレスを頂戴したのは、そういう子どもたちと町がつながりを持って、高校生にとって有益な町の情報、それから、高校生が自らの将来を考える上で有益な情報等を町から提供するということを目的としております。そのような点をぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○菅野議長 補足説明、荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 私のほうから補足してお答え申し上げます。

高校生のアンケートは、教育長が申し上げましたとおり、高校生の実態を把握して政策に生かしたいという、そのことをそのものでございますが、もっと言えば、国においては、子ども基本法がございます。その第10条において、都道府県は国のこども大綱を勘案して、子ども計画を作成することを義務化しています。それに加えて、基礎自治体の市町村においても、そのこども計画をつくることが努力義務、つくらなくてもいいというようなこともあります。ただ、西川町においては、財源確保、子ども、子育ての支援をこれから強化してまいりたいというような考えに立っておりますので、西川町においては、このこども計画をつくっていくというように判断をして、今、その作業を進めています。

そのときに、市町村こども計画というものをどういう範囲で計画をつくれと基本法が定めているかといえば、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の市町村計画、その他法令規定に関する市町村が作成する計画、つまり子ども施策の全般にわたって計画をつくりなさいと言っております。ですので、なかなか機微な部分に関する設問もございました。このアンケートを作るに際して、他自治体のアンケートも幾つか拝見してこの設問を考えたわけです。

つまり貧困対策、ヤングケアラー対策、独り親政策、その現状を高校がない西川町においては、その知るすべがございません。ですので、機微なところに立ち入った設問をさせていただきましたが、この実態を知らないで政策を打つことはできません。よって、この国が求めている広範な子ども分野に関する状況を町として知り得るためにこの設問をしたところでございます。

なお、このアンケートの回答については、冒頭、議員が質問にあったとおり、名前、住所等は一切聞いておりません。あと、我々はどの方から、どのメールから来たかということも特定せず、数値のみを見てその分析を行っておりますので、1件1件誰からどんな回答が来たのか、そういう詮索を行うつもりは毛頭ないということを申し添えます。

○菅野議長 補足説明、菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 当初は高校生就学支援金のお話でしたので、教育長部門のご説明でしたけれども、だんだんこども家庭庁の分野になってきましたので、私の分野になりましたので、補足のほうをさせていただきます。

先ほど、今、荒木課長から申し上げたように、こども家庭庁が昨年10月に創設されてから、こども計画をつくらなくてはならないようになりました。努力義務です。しかしながら、この計画をつくると、ソフト事業1,000億ほど、ハード事業500億ほどを申請できる前提条件がそろえるのです。

ですので、聞きたくないこともありますけれども、国の支援金を得るためにはこういったこども家庭計画を今、網羅する、荒木課長が申し上げたような広いアンケートを取って、それを基に西川町では、これは今、心配することない、でも、こっちは実はヤングケアラーの問題とかは生じている、だと、これの対策をしなくてはならない、こういったきめ細やかに把握することで、そのきめ細やかで、私たちの町でこういうことが必要なんだということに対しては支援金を、補助金を得やすいような状況に今なっております。ほかの町も私ら今年からこども家庭計画をつくっている自治体は、そのこども家庭庁の基本方針に基づく計画をつくっている自治体は、完成した自治体はまだないと承知しております。

ですから、つまりこれから1,704自治体ありますけれども、そういった自治体を用意ドンと1,500億を取っていくわけですよ、これから。ですから、私たちはできるだけ早く競争相手がいないうち、寒河江市、朝日町、大江町、河北町、これまだつくっていないと。こういった山形県も今、早く公表しようと思っていますけれども、山形県の次ぐらいに私らこの計画を策定して、議員の皆様には2月の全員協議会においてこのこども家庭計画をお示しして、3月中にはできるだけ公表して、4月以降、その補助金を得るために私らはそのアンケートを計画に基づいて補助金を申請したいと思っています。

○菅野議長 答弁の訂正、じゃ、荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 大変申し訳ございません。

先ほど、こども基本計画第10条で都道府県は義務とありますが、努力義務でございました。訂正いたします。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、町長がお金の話しましたけれども、こども基本計画はやはり、

さっきヤングケアラーと言われましたけれども、どうやってそういう子どもたちを支援していくのかということなわけですね。ですから、自治体では相談窓口をつくって、できるだけ来られるようにと。ですから、ヤングケアラーとか、そういうふうな方を特定して、あなたのうちヤングケアラーでしょう、何か支援しますかみたところには行けないわけで、子どもたちからの訴えをどう町が受け止めるかということになるわけですね。

こども基本計画にも子どもの権利条約をちゃんと踏まえてということが出てきます。子どもの権利条約はやはり子どもの意見の尊重とか、子どもの最善の利益、そして、そういうことが4つ原則ありますけれども、生命、生存及び発達に関する権利とか、差別の禁止とかあります。子どもの意見の尊重を、そこら辺をしっかり踏まえてこども基本計画をつくってほしいということが国からも出ています。ですから、ぜひそこら辺を踏まえて、何とか町で実態をつかみたいということで、手でぐっと探っていくようなことではなくて、子どもの意見、気持ちを尊重した形でぜひ取り組んで、こども基本計画をつくっていただきたいというふうに思います。

じゃ、次、2番のほうにいきます。

いや、もう時間がないので2番にいきます。

町が8月に発行した役職員名簿に、デジタル田園都市国家構想交付金獲得で新たに設置した協議会のことが掲載されています。この協議会について質問します。

質問1です。

新たに設置された4つの協議会の町の負担金はそれぞれ幾らですか。

ちょっと水を持ってきて。水持ってきていいですね。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 数字だけ答えるのであれば私じゃなくてもいいと思うんですけども、私があえて答弁させていただきます。

ご質問は、8月に発行した役職員名簿のデジタル田園都市国家構想交付金の獲得で新たに設置した協議会についての4つの協議会の負担金の、これお金を答えればいいということでしたっけか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 金額ですね。今、デジタル田園都市国家構想交付金というのは今年度なくなりまして、次回から第2世代交付金というふうになりますので、やや名前のほうも変わるかもし

れません。その点、ですので、名前をこれから変える可能性がありますので、ご了承いただければと思います。

金額申し上げます。西川サスティナブルツーリズム協議会が1,370万1,000円です。西川ファン創出協議会が関係人口の分野での、関係人口というのは移住者未満、観光客以上と、西川に関わる方々への分野での国から頂いた交付金分ですね。こちらは6,906万1,000円でございます。また、デジタルの観光分野、A I 観光、特にA I 謎解き体験、若手をターゲットにしまして1億4,000万ぐらいの効果が1年でありまして、2年目は1億幾らか、今、試算中でございますが、その1億4,000万円の効果を生んだA I 謎解き観光を中心とする観光部門、こちらのほうは2,244万円でございます。続きまして、高齢者福祉と、また西川ファンをつないで移住につなげようという取組を行う協議会、これはこのようにちょっと長いんですけども、ファンから移住へ！西川みんなの未来創造協議会が5,632万9,000円でございます。

続いて、商工会が事務局をして会長になっている西川町の商工業に関わる総合的な政策を行う協議体、こちらは西川創生経済会議と申します。こちらに対しては2,200万円を負担金として支出しております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 質問2です。

町は4つの協議会に対してどのような目的で負担金を出しているのですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 4つの協議会にそれぞれの目的で申し上げるということによろしかったですね。

まず、この4つの協議会は、デジタル田園都市国家構想交付金、先ほど第2世代交付金にこれから衣替えするという交付金でございます。こちらの採択を受けた事業を実施するために設立したものでございます。背景としては、この交付金採択に当たっては、内閣府よりデジタル田園都市国家構想事務局や内閣の地方創生推進室より事業を実効的、継続的に推進でき、かつ様々な利害関係者が、官民の利害関係者が含まれる主体の形成が求められております。これが交付金の受ける前提となることをご理解いただきたいと思います。

〔「簡潔に」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 今、説明していますので、ちょっとお待ちください。

〔「だって、4つも言うんですよね」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 今のずっと説明聞かないですか。一応4つ聞いてください。

○菅野町長 通告を、でしたら主なもの1つとか、主なもの2つお願いしますとか、そういった聞き方をしていただくと、私らも職員も負担が少なくて済みますので、ぜひ次回からそのようにあらかじめ対話をして、こういった質問を考えていただきたいなというふうに思っております。

先ほど説明がどこまでいったか、申し上げますけれども、先ほど申し上げたのかどうか忘れましたが、内閣府からその事業の実効性を、継続的に実効的に推進でき、かつ様々な官民の利害関係者が含まれる主体の形成が求められています。

先般、内閣府より情報共有ありましたが、この新型交付金、第2世代交付金、新しい地方創生、生活環境創生交付金においても、地方創生について現場の声、ニーズに基づく真に効果のある事業を実現するために産学官勤労言の議論など、地域の多様な主体の参画を促すことになっており、協議会による事業推進は引き続き必要という条件があります。

なお、協議会での事業推進により、職員の負担も軽減されているということをご理解いただきたいと思っています。

例えば、除雪等の支援制度については、従来、除雪に関わった費用、佐藤光康議員もご指摘いただきました高齢者の皆様に全額負担するというのをやめたほうがいい……

〔発言する者あり〕

○菅野議長 52分です。

〔発言する者あり〕

○菅野町長 4つですよね。

全額負担したのをご指摘いただいて、それを半額給付していたところでした。しかしながら、タブレットの全戸配布によりまして、獲得できた国の交付金、協議会を前提とする交付金を得て、利用者が前負担なく除雪費用を支援することができました。だから、半額を補助、半額支援とか、半額補助を事業者からは町のほうに請求があるとか、そういったことができるようになったためにつくった協議会でございます。その上で協議会の支出目的をお答えいたします。

○菅野議長 町長、もうちょっと短く、大丈夫ですか。

○菅野町長 4つですよね。

○菅野議長 だから、短くお願いします。

○菅野町長 じゃ、1つ目、ちょっと待って……。

○菅野議長 簡潔でいいということですので。今の説明はあれですか、説明ずっとうしようと……

○菅野町長 議長からもありましたとおり、こういった紙に書いてあるじゃないかというのを言われると元も子ありませんので、そういったことは議長から後で言ってもらえればと、いいですね。

西川町ファン創出協議会についての目的、こちらの協議会は交流、移住人口の経済効果、企業の生産性向上の寄与を目的とした組織であり、その実現のために負担金を支出しております。

次に、西川創生経済会議でございます。こちらは、同協議会はイノベーションの集約や地域の産業のデジタルトランスフォーメーション推進、地域の持続可能な産業の地域づくりを実現することを目的とした組織でございます。この実現のために負担金を支出しております。

続いて、西川サステナブルツーリズム協議会についてです。この協議会は、持続可能なツーリズム推進事業、観光の町、西川をさらに進めていくための目的とする組織でございます。この実現のため、負担金を支出しております。

最後に、ファンから移住へ！西川みんなの未来創造協議会についてです。同協議会は、町内外の人材と共助の取組による、誰一人取り残さない社会を実現することを目的として組織されたものでございます。この実現のために支出金を支払っております。

なお、この協議会の総会などについて欠席された方には、町からは後ほど丁寧な説明を行っております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 10月にアンテナショップ、田舎割烹にし川が開設されました。デジタル田園都市国家構想交付金を活用したということですが、これは協議会の事業になるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 事業名を正確には承知していませんけれども、今のは高円寺につくった田舎割烹の交付金ということでしょうか。

〔「今、何……」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 続けてください。

○菅野町長 こちらの事業は町のほうから直接の事業でございます。協議会を挟んではおりません。こちらは町のほうで入札を行いまして、指定管理制度でございます。こちらのほうは

仕入れ値の4割を西川町産、総合開発のほうで取りまとめて、まるろくさんのコンニャクとか、ビールとか月山ビールとか、トラヤワイナリーさんとか、そういったものを仕入れて、西川町産のものを総合開発を通じて4割を請け負うと、仕入れ値の4割は西川産、そして、西川の名前を売ってくださいというようなものでございます。直営の居酒屋のようなものです。こちらの指定管理は、応募したところ、何とこの条件でだとゼロ円で指定管理を入札してくれた業者がいますので、そこで実施しております。ありがたいことだなと。

そうやって、このためにビールがもう2,000リットル以上、今回売れるというような見込み、1か月オープンからたちましたので、その2,000リットル売れるということがめどが立ちましたので、私らは次、道の駅のほうでビールの増産体制を図らなくてはいけないというようなことに今はなっておりますので、議会と、今、基本設計をしておりますけれども、来年の予算案にはその田舎割烹にし川があるから需要が見込まれるということで、道の駅でビール設備の増産に踏み切ったところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 先日、岩根沢三山事業でインバウンドのお客様向けのツアーが行われました。太々神楽や沼山の皆さんの水かけ神輿なんかも行われましたけれども、これは協議会の事業でしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 今、おっしゃった事業は先週に実施した事業ということで、岩根沢で太々神楽だけでなく、山形交響楽団の方とかいらっちゃって、インバウンドの方がお越しになった事業でしょうか。

こちらのほうは、去年の国の観光庁の補助事業でございまして、これ10分の10で全額3,000万円西川町が取ることができた事業でございます。特別な体験の提供事業、これを1次で取ったのは米沢と西川だけです。こういった狭き門を私らは、通じて採択していただいた事業です。これは協議会の事業ではございません。

○菅野議長 光康議員、残り2分になります。

○6番（佐藤光康議員） 今の観光庁から取ったお金で三山神社で山響のコンサートとか、太々神楽をやってツアーが行われたということですね。

これは議会に全く出てこないわけですよ。国からお金100%来て、議会には出てこない、さっきのアンテナショップ、割烹にし川も議会に出てこない、これは何で議会に出てこ

ないんでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

じゃ、答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

今の特別な体験の提供事業については、きちんと予算立てをしております。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 予算上、名目そういうことでは出ていないでしょうけれども、全体的に出ているということですかね。そういう今のツアーの名前なんか書いていないですよね。そういう全体の中でここに入っているということですかね。

要するに、もう私たち議会、私も新聞でこういうことあったのかと、アンテナショップができたのかとか、そういう全く議会に説明ないので、そういうことを新聞で知っているという状況になるわけですね。ですから、そういうこともやはりしっかり議会で説明なりしてもらうようによろしくお願いします。

○菅野議長 時間になりましたので、答弁、柴田観光課長。

○柴田観光課長 大変すみません。佐藤光康議員、今のご質問についてお答えしますが、予算立てはきちとなっておりまして、その特別な体験提供事業を国から交付を受けると決まった段階におきましてですけれども、6月の今年度補正予算で出させていただいております。観光振興に要する経費という部分に出しておりますけれども、特別な体験提供事業のお金ということで、3,000万円ということで予算立てはさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

○菅野議長 補足説明、菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 最後だと思いますけれども、ぜひこういった議論は全員協議会などのその他のところで、もし分からないところがあればおっしゃっていただきたいし、議員のこんなご質問をされると、僕答えたくないんですけれども、答えますけれども、6月の補正議会で補正の審議会で、これ予算案設けられているわけです。そうすると、佐藤光康議員も賛成しているわけです。賛成しているのを、今の時点でもう使っている最中に、事業遂行の最中にこれ議会でないんじゃないかというのは、ちょっといま一度予算書を見ていただいて、補正予算のほうを、賛成されているわけですから、中身は分からないというのは、それはごめんなさい。

質問する権利は議員の皆様にございますので、ぜひ補正予算の説明がないではなくて、質問していただきたいと思っています。

私ら議員の方々は崇高な知識がありますので、すごくもうご理解されているんだろうなと思っていますし、もう時間も補正予算のときは許す限り私ら丁寧に説明しますので、ぜひ時間制限もないので、補正予算の際にご心配な点とかありましたらと思います。

繰り返しになりますけれども、こういった予算案にないものをするなとかという議論は調べてから言っていたかないと、これは西川町議会の、もしかしたらこんなことまで議会はご理解いただいてないんだとなると、私らの行政サイドでも困りますし、町民から見る議会の面もこんなことまで知らなかったんだと、何してんだとかと言われかねないじゃないですか。そういったことをぜひ、私らちゃんと説明しますので、しっかりご質問分らないところは聞いていただきたい。今、先ほど申し上げたように、説明ないから分らないとかいうのであれば、これ時間いっぱいあっても限りありませんから、ですので、ぜひ分らないところがあったら、遠慮なく全員協議会やその他の日頃からの課長と行政職との対話で行っていただければと思います。そこはぜひお約束いただきたいなと思っています。こんな議論もうしたくないです。

○菅野議長 佐藤議員、時間になりました。

以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議員

○菅野議長 続いて、7番、大泉奈美議員。

〔7番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○7番（大泉奈美議員） 7番、大泉奈美です。よろしくお願いします。

質問に入る前にですが、本定例会は啓翁桜議会として開会しております。机の上に啓翁桜で飾っていただきまして、本当にありがとうございます。準備していただきました生産者の皆様、関係者の皆様に感謝を申し上げるところでございます。

それでは、質問に入りますが、町は第7次総合計画を策定し、8年以内に生産年齢人口増加に向けてできるだけ早く町民と多様な取組において協働し、町外から共感を持っていただける町となるとうたっております。その中で現在、政策を行っているわけでございます。11月8日に行われました行政報告会を踏まえて、次の質問をいたします。

教育に係る費用を支援するため創設された町民限定の教育ローン、帰ってきてけローンについて、制度創設以降、17名が活用されていると説明されました。この点につきましては、昨日、荒木俊夫議員も質問の中でありまして、町からもご説明があったところではございますが、これは大学や専門学校など、進学に向けまして保護者の皆様にとってはとてもありがたい取組だと思っております。そうしまして、これは2年後、または4年後、町に戻って居住、就業していただくため事業であることから、進学された子どもさんたちとつながりを持っていく必要があると考えますが、見解をお聞きします。

また、財源について、来年度に向けて募集された、先月チラシとかも入ってきておりましたが、財源についてどのようにお考えなのか見解をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 大泉議員、おはようございます。啓翁桜議会のことをおっしゃっていただいて、ありがとうございます。ただ、気候変動がこれ大変でというとあれですけども、温暖化になってきていますので、生産者はこれかなり、わざわざ場所を移動して、吉川から持って行って咲かせたという、無理やり休眠打破をさせたことですので、もし、啓翁桜議会の持続可能性というふうに考えると、もう1週間遅らせるとか、そういったこともその時々で必要になってくる、これ現実的な問題と、今、生産者の方がわざわざこの議会のため間に合わせて、わざわざ西部地区のほうに持っていつてもらっているという実情がありますので、私らはそれに感謝して議会の遂行をしなくてはいけないわけです。

ぜひ予算案になかったんじゃないかとかという不毛な議論はやめていただいて、ぜひ予算案にないと思ったらそういうふうに聞いていただく、そうしないと、私らの職員も、議会の

皆様は分からない、教えてほしいということに対しては真摯に答えます。でも、何か賛成したけれども、実はよく分かっていなかったんだと、知らないと後から言われる方が議員なんだというふうになると、お互いの信頼関係に傷を、構築がうまくいきませんので、こういったご議論は後ほど、今回も12月補正予算で審議いただきますけれども、冒頭、議長がその点、注意を申し上げるということでしたので、ぜひお互いの協力関係、信頼関係の下、対話を通じてこのような議論が二度とないことを行政側は願っています。

〔発言する者あり〕

○菅野町長　じゃ、議長も了解ということで。

つながりを持っていく必要があるというご質問と、もう一つは、帰ってきてけローンの財源についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

第7次西川町総合計画では、高校生と大学生等と町がつながるため、町の定住、Uターンにつながる支援を行っていくというふうに明記しております。このため施策としては、大学などに進学する西川の子どもの保護者の経済的負担を軽減しようと、町の独自の教育ローンと利子、元本さえも返済補助制度をする、まさに異次元の定住・Uターン支援事業だと考えております。帰ってきてけローンと、卒業後の町内居住を要件とした帰ってきてけローンの元金返済補助事業の創設を具体的な事業と総合計画に掲げています。これが帰ってきてけローンのことです。

帰ってきてけローンをご利用いただいた方は、卒業後に西川に戻ってきたいと意思表示された方々と承知しております。このような意思を持った方々と町がつながることは、議員ご指摘のとおり、極めて必要なことと承知しております。これまで町は、中学校を卒業後に若い方とのつながりを持つ事業がございました。成人式ぐらいかもしれませんが。町の人口転出も大学、高校が町内にないため、3月の人口転出が最も多く、3月、4月が最も多く、いかに就学等で転出した方々を卒業後に帰ってきてもらえるかが町の課題でございました。これを解決するために、町は帰ってきてけローン制度を活用し、大学生等にメールアドレスをご提供いただき、町と彼らが連絡を取り合えるようになって、そして、それを活用しています。

例えば、高円寺のアンテナショップができましたよとか、町のイベント、こんなものがありますよ、はたまた、町への就職を促すような情報をご提供しているところです。引き続き戻ってきたいと、戻ってもらえるような情報の提供や彼らとコミュニケーションを取るなど、個別に丁寧に対応を進めてまいります。

さらに、町と高校生のつながりを強くする事業も行っております。地域の未来を担う高校生
生の定着につなげられるような取組でございます。11月23日に高校生ソーシャルイノベーシ
ョンコンテストを開催しました。町内外の高校生4組15名に参加いただきました。高校生か
らは、西川町の地域課題を解決するためのアイデアを発表いただきました。1日を通して西
川のことを考えることができて楽しかった、これから西川町の役に立てるように頑張りたい
というような感想を参加者からいただきました。これ目的どおり。シビックプライドを醸成
させることにつながったと感じております。

さらに、この事業の財源のことについてご質問にお答えいたします。

帰ってきてけローン返済補助基金でございます。この基金は、昨年度の企業版ふるさと納
税による寄附のうち、帰ってきてけローン事業を選んで寄附していただいた3社670万円で
す。今年度、西川町企業版ふるさと納税は、12月4日現在、7,120万円であり、3月補正で
西川町企業版ふるさと納税寄附金から帰ってきてけローン基金に充当していきたいと思いま
す。

また、昨日もご議論いただいた西川町育英奨学基金、少し基金が多いなというようなご指
摘もいただきましたので、こちらの一定額を本基金に、帰ってきてけローン基金に充当して
まいりたいと思っております。今後、国庫支出金をさらに増やしてまいりまして、デジタル
による誰一人取り残さない地域づくりに向けた取組の実行を得るためにも、町民の皆様には
タブレットの確認ボタンを押していただき、稼働率を上げるご協力をお願いしたいと思いま
す。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 丁寧な答弁をいただいたところでございます。

全く今、町長が説明された部分については、さっきのこの資料を見ますと、この目的と財
源確保で、今、17名の方が活用していると、また、今年度に向けましても、募集といいま
すか、これは恐らく金融機関とのお話ですので、通年といいますか、途中でお借りできるとい
う形になるというふうにも理解してはおりますが、やはり保護者の方にとっては非常に重要
な施策であるなというふうには思っております。

あと、私が強く思うことは、やはり町に戻ってきていただきたい思い、これがあつてのこ
の制度のスタートであるというふうには思っておりますので、先ほど個人的にメールアドレス
を町と交換するといいますか、お聞きしまして、やはり本人へのアピール、家から一步出れ
ばなかなか連絡が取れないというふうな、特に大学とか専門学校とかになれば、そういった

ことになります。本人へのアピールと町の情報発信、つながりを持っていかなければ、例えば、関東方面に行けば、ディズニーランドのほうが面白いと、そっちに行こうというふうに思うんですけれども、こういう情報が入れば、何か町で面白いことしているんじゃないかなと、じゃ自分の友達を連れてこようとか、そういう思い。全然行ったらそういう情報がないと、ちょっと帰ってこようかなという気にもならないというか、最近をよくマスコミでも言われておりますが、SNSとかそういった情報がやっぱり若者に対しては非常に大きいというふうに感じております。

どちらかと言えば、私なんかは紙とかそういった、俗にいうアナログといいますか、そういったほうをついつい見てしまうんですけれども、やはりこれから子どもたち、皆さんはデジタル、もう普通に生まれたときから、もう小さい保育園からスマホも平気でいじっている時代に入ってきておりますので、やはり現実にあったような情報発信、いかに面白いことをやっているかということについては、今後、いろいろ考えていただきまして、発信していただきたいというふうに思います。

あと、もう一つなんですが、例えば、帰ってきた場合、住まいですね、住むところ、実家で親と一緒に住むということもありますが、やはり1人暮らしをしてみたいなとかいうふうなこともありますし、あとは、仕事はどうしようということがやはり一番かなというふうに思いますので、この環境整備について、昨年始まったばかりなんですが、この辺についての見通しといいますか、そういったお考えが現状あればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○菅野議長 大泉奈美議員、仕事と居住ということですよ。

○7番（大泉奈美議員） はい。そうです。帰ってきたら、やっぱり仕事がなくでは帰っても来られないしということでございます。

○菅野議長 答弁は安達課長お願いします。

まなぶ課安達課長。

○安達まなぶ課長 大泉奈美議員のご質問にお答えさせていただきます。

西川町に戻ってきていただけるという意思表示と思っております17名の方がご利用いただいておりますので、そちらの方々に住居の情報ですとか、就職の情報をしていって、できるだけ戻ってきていただけるように情報の発信のほうには努めてまいりたいと思っております。そちらにつきましては、役場内で共有をして、まなぶ課と建設、水道ですとか、つなぐ課とも協力し合いながら、的確な情報を皆様にお届けしてまいりたいと考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 通告にはちょっとなかったような感じはしますが、この帰ってきてけローン、令和5年度6月12日に販売しますということで、令和5年度から始まっております。2年後か4年後かは分かりませんが、こういったことも少し考えながら、若い人たち、今、大学とか行くと一人暮らしに慣れてしまって、そういったやはり環境を望むのかというふうに思っております。ですので、ぜひこういった面も考えながら進めていっていただきたいというふうに、これは要望いたしますということで、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど財源についても、企業版ふるさと納税から、手を挙げていただいた企業から多額の寄附金を頂きまして、去年は670万円ということでご説明がありました。あとは、昨日の荒木俊夫議員の育英奨学金の基金を一定額これを充当させていただくという、やはり財源というのは町の予算6原則にもありますけれども、その中で財源確保というのは非常に大きな部分であるというふうに私も思っております。ですので、寄附くださいました企業の皆様には本当に感謝を申し上げながら、本当に子どもたちがまずは帰ってきてもらえたらというふうに思っておるところでございます。

あと、もう一つは、財源のお話をしましたが、11月23日に行われました高校生ソーシャルイノベーションコンテスト、これは町のLINEで流れておりまして、私も見たとき行きたいなと思ったんですが、ちょっと別の町の事業がありましてなかなか参加できなかったという経過はあるところです。恐らく今、高校生の部分でやっているというふうには思いますが、今後はやはり大学生とか、そういった方たちのアイデアももらえるのではないかとというふうに考えておりますので、町の第7次総合計画の中にもありますけれども、やはり高校生にとどまらず、大学生などにも広くアイデアを求めながらやっていっていただきたいというふうに思います。

今回は子育て世代への支援はということで、帰ってきてけローンに一つ絞りまして、一般質問をさせていただいたところではありますが、やはり子どもたちとどうつながるかということが一番で、なかなかデジタル社会になりますと便利ではあるんですが、その中で解決してしまうという、人と話はしなくても解決してしまうという部分は多いですので、なるべくいろんな形でアクションを起こしながらやっていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これは私の、間もなく令和6年も終わりますということで、来年、令和7年を迎えるということに当たりまして、令和6年の振り返りをし、目標と対話、対話というのはよりよい話合いからよりよい政策を決めるということだというふうに思っ

おります。老若男女、各世代一人一人幸福感は違います。私の公約のキャッチフレーズではあるんですが、住んでよかったと思えるまちづくりを皆さんと一緒に、今後も町はいろいろな事業を進めて、またはイベントが、今日もトラスでイベントをやっているわけでございますので、いろんなことに参加をしながら、自分の肌で感じたことを申し上げ、来年もまずは皆さん、私もですが健康でいられるということが一番の幸せかなというふうに考えております。

あと、もう一つ、ちょっと最後になりますけれども、これ町のお知らせに入ってきましたが、大江町であります、町民ふれあい会館であります県立左沢高校の課題探求ということでチラシが入っておりまして、これ12月18日に行われますけれども、町内からも左沢高校には通学している方がおられますので、そういった関連も含めまして、ぜひ私もこの高校生のお話を聞きたいなというふうに思っております。

子育て、子どもたちの育成は、本当に子どもは宝というふうに私も思っておりますので、いろんなことを述べながら私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、7番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◇ 古 澤 俊 一 議員

○菅野議長 続いて、9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 質問席へ移動〕

○9番（古澤俊一議員） 9番、古澤でございます。最終バッターということで、よろしくお願いします。

本日は本当に大変雪が降ってまいりました。もう本格的な西川ということでございますけれども、最初に、今、そういった雪景色等々におきまして、今回、西川町ベストツーリズムビレッジ、県内で一番ということでお受けしたということは、大変なラッキーセブンと、7番目という大変なこれから効果が出るんじゃないかなと思っております。本当にこの7番目という中にも大変なすばらしい町が載っている中に入ったということは、今後、まだ期待を持てるんじゃないかなと思っております。

また、最初に、9月の一般質問におきまして、町長には町民体育館の2階走路を町民に無料開放していただけないかということにおいては、10月1日のお知らせに、早々無料開放し

ていただけるということが掲載されました。ありがとうございました。やはりこういった、今、悪路の中でウォーキング、ジョギング等々においては大変なことでありまして、春になればいつもどおり元気な体で春を迎えていただければと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、私は今回2点の質問をさせていただきます。

第7次総合計画の進捗状況について、世界の動きと同様に、日本も西川も負けず劣らず、日進月歩の勢いで進化を続けております。そのような状況下、町長はまだ就任2年8か月経過の中で、短期的に様々な成果を上げられておられますが、第7次総合計画のこれまでの進捗状況及び今後もこの計画どおりに進められる状況なのか質問いたします。

質問1、これまで町の社会動態は、転出者が転入者を大きく上回っておりました。しかし、令和5年には前例にない、人口の社会増減がゼロとなりました。令和6年の状況はどのように見受けられておりますか。また、その要因などがあれば伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 古澤俊一議員からご質問いただきましたので、いただきました人口の社会動態、こちらのほうをご説明させていただきます。

令和5年度の状況は、人口の社会減、これは町に入ってきた人引く出ていった人でございます。これは去年はゼロでございました。令和5年度、令和5年は社会増減ゼロ、プラスマイナスゼロということでございます。令和6年度も11月1日現在になりますが、出ていった人は95名、出ていってしまった方は95名、転入者は94名でございます。今のところマイナス1名ということでございます。これまでは、私就任前はマイナス30、マイナス40という結果でございますので、その点からしてみれば成果は現れてきているのかなと思っております。

ご指摘もう一点ありました社会動態が改善した要因について申し上げます。

総合計画で掲げた移住政策を計画どおり戦略的に実施できたからかなと思います。例えば、町営住宅でございます。令和4年度は、定住促進住宅2棟12戸を整備いたしました。令和5年度も3棟18戸を整備いたしました。令和6年度は提案型の住宅で、一戸建ての住宅ですが、こちらは4戸を整備しました。これら新しく造った町営住宅に関しましては、11月1日現在でも空室はございません。しっかり建てたものには入って、料金を頂いているというような状況でございます。

ほかにも住んでいただける要因というのは、住宅環境だけでなく、子育てしやすい、子どもを大事にしていだけるというような町の政策も必要でございます。代表的なものだけ申し上げますと、給食費の無償化でございます。しかも、その給食は近くで、町内で生産されたものや町内で作られた給食を温かいうちにご提供できるというのが西川町の魅力なんだと思います。調理師の皆さん、保育士の皆さんが頑張ってくださいました。

また、教育ローン、帰ってきてけローン等の子育て政策、こちらはほかに全国にはない制度だと思いますけれども、こちら先ほど17名ということで、この方々が確実に戻ってもらえるような政策を打たなくてはいけないと思っております。

また、保育園留学や暮らし体験住宅の整備などをきっかけに、定住の一手手前、二、三週間いていただく、西川町に、こういった方々を関係人口として取り込んでおります。こういった方々や、あとおたすけ隊の方々が少しずつ移住につながってもらったんだと思っております。これも西川町の皆様が温かいから、寛容な町だからでございます。こういった若い方が、居心地のいい、冬は寒いけれども雪下ろしの少ない暮らし体験住宅や町営住宅に住めるし、地域の方も温かい、こういった住みやすさだけでなく、居心地のよさ、町民の皆様の居心地のよさが高評価されたんだと思います。

これから私たちが気をつけなくちゃいけない政策は、後ろ指を指すことなく、こいつ誰なんだ、何していたんだこいつはというような議論にならないように、町としても政策を打たなくてはいけませんし、できるだけ若い方々を応援いただけるようなごちゃ混ぜの交流会というのを政策の柱においております。ミニデイとかの集まりでは、なるべくおたすけ隊の方が行ったり、交流サロンを催すときには、若い職員やおたすけ隊や移住希望者などを連れてきてご理解をいただくことが必要かなと思っておりますので、この点徹底してまいりたいと思っております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

様々そういった要因をお伺いしたわけでございますけれども、やはり今、西川町には各方面より大変注目を浴びまして、また、そういった注目を浴びた中で、皆さんが来た中に町民の皆さんが分け隔てなく、様々やはりお付き合いをしてくださっているということも大変な大きな要因でもあるのかなと思っております。

自然動態はなかなか止められないというわけでございますけれども、そうした中で若くして命をなくしたり、そういったことがないように、西川町も最近は健康に留意する、健康教

室など、また人間ドック、今回はまた歯周病関係等々においても大変手を尽くしてくださっておりますので、やはり健康で長生きしていただきたいなと思っております。

このたび西川町政も70周年を迎えました。私も50周年、60周年という形を参加させていただいたという、もう本当に古い人間でございます。そういった中で、私が最初当選した頃は7,338人おりました。それから、今、4,562人、2,776人も減少しております。そういった中で、今回もこの総合計画等々においても4,000人を割り込むことがないように、町民を巻き添えにしながら、町民も共に協力しなければならないというところでありますので、今後も様々な事業を起こして、交流人口、関係人口を増加する、そして、その中で町の誇りである町民の人柄を大いに利用しながら、やはり頑張っていかなければいけないなと思っております。

そうした中で、町民の方々も迎える方向性には大変慣れてきていると思っております。様々どのようなことであっても危機感を持ってやっていくことが、これからの事業推進に当たっては成功の道だと思っております。

次に移ります。

第7次総合計画を策定して2年目を迎えております。これまで計画の中の主要な目標が達成されたと思われるのは何だと思えますか。また、進捗が思わしくない目標があるとしたら、どのような要因があるのか伺いたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 第7次総合計画が2年前にできまして、こちらの点検のご質問をいただきましてありがとうございます。

まず、進捗がよかったようなものはたくさんございますけれども、主に稼ぐとか、つながるとか、こういった関係人口と商工観光の商業政策や観光政策に成果が出てきているのかなと思っております。職員も頑張らせていただきまして、結局、関係人口をたくさん増やす目的は移住してもらう、移住していただいて、もしくは、滞在時間を長く延ばしていただいて、西川町の経済活動を維持することで、商店やお店屋さんや食堂がなくならないようにしなくてはいけないわけです。ですので、こういった方々を来ってもらうとか、また、観光分野での観光協会中心になって頑張らせていただいたなと思っております。ですので、私らの町は観光客がいらっしゃるというのが私らの町の強みでございます。

こういった観光客をうまく町民の皆様のご協力の下、人柄を愛される、温かい人柄があり

ますので、できるだけ町民の皆様へそういった観光客をご紹介します、つなぎとめて関係人口することで移住を果たしていきたいというふうに思っています。ですので、そういった政策が一番目標が達成された分野かなと思っております。

一方で、こういった機会をいただいたので、悪いものというものを改めて確認することができました。進捗の悪いものは、健康福祉分野においては、独り親支援の対策でございます。令和12年度までに10事業を新規に独り親対策を行うということでございますけれども、まだ新たな事業は実施できておりません。

なお、比較的ハードルの低い独り親家庭への公営住宅の優先入居などは、関係条例や規則の改正によりまして、今年度内に実施していきたいと考えております。

また、中学生までの子育てが安心してできている、子育て世代が気軽に悩みを相談できているという目標がありますが、その中で小学校入学前までの自宅育児、自宅保育世帯への支援金の創設、これつまり保育園に預けないで、ご自身のご自宅で保育をするという方々への支援金を創設したいというような目標を掲げておりますが、こちらは現状としては実施できておりません。現状としましては、3歳以上就学未満の児童は54名いらっしゃいますけれども、その方々は全て保育園に入園しております。3歳以上は自宅保育ゼロということでございます。また、零歳児から3歳児未満児においても、現在は39名に対して保育園入学は29人で74%の乳幼児が既に入園されております。この傾向は年を追うごとに強まって、高まっております。

8月の子育て対話会においても、子どもの預かり体制の強化を望む声が圧倒的に多かったです。町民のニーズは在宅保育から保育園に預けるという方向に向かっておりますので、この政策は実施せずに見直しが必要なのではないかと感じております。

もう一つ、みどり共創課の分野でございますけれども、人が少ない地区での林道、作業道の維持管理方法の見直しに向けた対話会の開催を掲げております。こちらは、現状、町有林そのものの管理の在り方についての検討を優先している状況であり、実施できていないということをご了承いただきたいと思います。これらの政策についても、次の問い3でありますけれども、総合計画の見直し等で対応していきたいと考えております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

第7次総合計画等々において本当にまだ始まって間もないという中で、こういった課題等々がよくなっている課題、様々これからもっと進めなければならないというのが判断し

てきたということは、大変効果があったと思っております。なかなか僅かな期間で達成するというものもあると思いますけれども、こういった交流人口、関係人口ともに町のにぎわい等々においては温泉ガストロノミーなどは本当に、今回、岩根沢を担当にさせていただきました。本当に100%の評価をいただいたということに対しては、やりがいがあったなと思っております。地元も張り切ってもう一回来るんじゃないかというような、お願いされるんじゃないかというような気持ちもございますけれども、そういったことがあれば、あまり年を取らないうちに早めにやっていかないといけないなと思っております。

先ほどもまた悪いもの、遅れているもの等々においても大切な事業でございますのでやはりこういったものも早めに内容等々を切り替えながら進めていただきたいなど、大変重要な課題だと思っております。この町有林関係も前々からいろんな形もやっておりますし、問題となって、皆さんが高齢化になっているということもございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に移ります。

第3点、これまでの計画は前、中、後期に向けて、特に中期的な見直し、5年に1度更新で進められてきておりました。しかし、現在は目まぐるしい動き、変化の中で第7次総合計画は進み始まりましたが、今後も従来どおりの更新作業で進められるのか、また、今後は変えていくとした場合、どのようなスケジュール感で進めようとするのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 議員ご指摘のとおり、気候変動や人口の急激な少子高齢化、デジタル、AIを活用した技術革新などで、5年先も見通すことができない難しい状況に今、日本はあるかなと思っております。このため、例えば、1つ前の第6次総合計画は計画期間10年間として、見直しは1回だけです。前期と後期に分けて1回だけ、5年間で1回の見直しにとどまっております。これでは環境の変化に、5年直しませんよというような計画は、これはまさに絵に描いた餅になる可能性がありますので、こういったことは社会情勢、環境の変化に基づいて、すぐに機を見て敏なりの対策が必要なのかなと思っております。

以上のことから、急激な情報変化に柔軟に対応しながら、確実に国からの交付金、資金を得なくてはならないために、私どもとしましては、毎年、総合計画を改定、更新していくつもりでございます。

今回の見直し作業は以下のとおりでございます。

今月21日に令和6年度第1回総合政策審議会を開催いたします。来年2月頃までに本計画の改定案を策定いたします。これができ次第、全員協議会にて皆様に、2月中旬頃だと思いますが、全員協議会でお示ししたいと思っております。そして、ご承認いただければ、2月下旬にパブリックコメントを実施させていただいて、意見募集を募って、3月の議会に改定案を上程したいと思っております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

この件につきましては、一昨日の全員協議会という中でお聞きいたしましたわけでございます。今後の改定、更新などのスケジュールは本当に今、町長が申し上げたとおりだと思っております。

近年は本当にトランプ大統領がまた再び政権を取る、そして、また石破総理が誕生、本当に政治はいつまで同じ流れが続かないということは分かっているわけでございます。これも町長が今、申したように、5次、6次総合計画等々においては、やはり前後、本当に1回そういう見直し等で今までやってきたわけでございますけれども、近年はもうまるきり違っているということでございます。世の中に合わせて、様々不透明なことがございますので、予想もつかない時代になっておりますので、本当によろしく願いをいたします。

2025年まで決定するまでは、5回の審議を経て、3月定例会で最終で決定するということになっております。第1回の改定が出るのを期待して、今回、3月25日決定する内容がどのようになっているか、本当に我々も期待しております。本当に日進月歩、先ほども申しましたけれども、本当にこの1年1年でもまた大変なことが起こるんじゃないかなと思いますので、そういった常日頃の状況等々を把握しながら、執行部のほうには頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○菅野議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

9 番、古澤俊一議員。

○9 番（古澤俊一議員） 大変皆さん眠くなったところでございましょうけれども、よろしく
お願いします。

2 題目、急激な情勢の変化に伴う町の対応についてご質問いたします。

近年はコロナが収束し、飛躍的なデジタルの進化、推進、気候変動での災害が多発、著しい
少子化の危機感からこども家庭庁の発足、新総裁の地方創生2.0発言、国内外の急激な変
化に応じて、町はこの時流に乗り、柔軟な対応の必要があるのではと思うところから質問し
ます。

質問 1、町の新生児誕生が大変少ない予想であります。昨年10月、こども家庭庁が創設さ
れたことで、補助金や交付金を獲得するには、今後どのような対応をしていく必要があると
思われるのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 こども家庭庁の創設やその補助金の獲得の対応ということでご質問をいただきま
したので、お答えさせていただきます。

最近の国の動きで私や町の職員とも注目をしているのは、こども家庭庁でございます。こ
れから国の動きを注視していながら、地域活性化起業人のデロイト トーマツグループがこ
ちらをしっかりと調べていただいて、私も国からも情報を取得しております。こういった情報
を基に職員も勉強して、そして、計画をつくるに当たっての対話会を実施しております。

こども家庭庁関係の補助金は主に 2 つあると考えております。副町長、財政を中心に、こ
れまで使うべき勉強会を重ねております。一方で、こども・子育て事業債を活用するには、
こども計画の策定が条件になっています。これ先ほど佐藤光康議員にご質問にもお答えした
とおりでございます。この自治体こども計画を策定するには、様々な数値上の調査が必要な
ことに加えまして、町民のニーズがどこにあるのかの把握が不可欠です。アンケートととも
に町民との対話会が必要でございます。このため、子育て対話会、1 回目を保育園保護者と
の子育ての支援センター利用者を対象にもう一回広く子育てに関心のある方を対象に、8 月
に 2 回開催をさせていただきました。合計 2 回開催させていただきました。

また、こういった対話会で得た定性情報のほかに、高校がない西川町にとって高校生の生
の声を聞く機会が限られているため、高校生を対象にアンケートを実施したところです。こ
のアンケートは、ご注意を受けた、佐藤光康議員から受けたものですから、高校生の就学支

援補助金は、来年廃止のする方向で考えなくてはいけないなというふうに考えております。もし、その点そうじゃないよということであれば、3月議会で佐藤光康議員からの一般質問でその点をいただければと思います。基本的には、佐藤光康議員にご指摘いただきましたので、10万円の交通の補助金はなくすべきではないかというようなご意見だったと私承知しておりますので、やめたいなと思っております。

終わります。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） どこまで聞いたかということも。

このこども家庭庁等々においては、今後、本当に各全国的に大変な計画を出したところには多く入ってくるということだと思います。今後、それに応じて町でも計画策定に向けてこれまで対話会2回等々をやって準備をなさっているということにおいては、大変いいことだなと思っております。準備万端ということでございます。

このこども家庭庁関係でありますけれども、全国的に少子化というもので、本当に日本の動きというものが遅かったなと思っております。この先進国等々においても、人口減少のひどいのは断トツで日本でございます。そして、今、イタリア、ドイツということになっておりまして、この日本もこの少子化とうたってから、1990年、合計特殊出生率というのが1.57ということで出ておりました、昔。それから35年もたってようやく、ようやくと言っておる中で、今回は本腰を入れてくるのではないかなと思っております。

こうした中でも様々補助金等々を頂くにおいても、西川町としては様々準備をしております。昨日、菅野邦比克議員からも様々いただいたら、自動ドア、セキュリティーなどがありますし、昨年来においては、菅野町長も様々やはりエアコンを設置していただいたり、快適に年々よくなってきてはいるんです。こういった活用をやっていくことによって、西川町も、そして、また県外から保育園留学等々も来ております。そして、また再度来たいというような方もおりますので、様々そういった来てくださる方にも、ああ西川っていいなと、よくなったと言えるように活躍していただきたいなと思っております。本当に自動ドア等々においては、本当に接触、今回のコロナ等々においては、特に接触を避けるということにおいては、大変いい設備だと思っておりますので、私もこういった事業はそちらにも向けていただきたいなと思っております。

次に移りたいと思います。

町は新規予算を計上するに当たりまして、どのような要望であっても予算6原則に基づき

判断されているようであります。来年度も同じ項目で進められるのか、変更もあるのかお伺いいたします。また、職員から聞いた話の中でも、こういった予算編成においてできるようにするというような議論が浸透してきたというお話もありました。どのような心構えで要望等の聞き取りをされているのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 これからの予算化するかしないかに関係しての一定の基準、こちらについてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、予算6原則はこの辺りに書いてあるとおりでございますけれども、持続可能性と財源確保というのがほぼほぼ同じようなことですので、来年からはこの5番と6番の持続可能性と財源確保というのは一緒に、一つにまとめていきたいなと思っています。

その上で付け加えることは2つあるかと思います。

1つは広報でございます。広報をしないと、私たち職員が頑張って実施したにもかかわらず町民の皆様には伝わらなくて、これが空振りに終わった、事業が実施されなかったというような無駄なことをするのであれば、最初からやらないほうがいいわけでございます。ですので、こういったことがないように、しっかり広報をするような癖をつけていかなくてもいけません。広報もそうです。どなたからかご要望をいただいたことを、その方にできるかできないかというのを返して初めてこのお約束というのが果たされたということになりますので、こういった広報、課題をご提供いただいた方にしっかりお返しするということを徹底していきたいと思います。特に建設水道課でそれがなされていないので、町民からはよくご指摘を受けているわけでございます。では気をつけましょうと。

もう一つは、寛容性でございます。寛容性を高めることで、沖縄県のように寛容性が高く、地域への未来をお住いの方が信じていただいて、そして、そうすればおのずと人口、出生率が上がっていくというような統計が示されております。こういった統計を基にすると、西川町も決して寛容性が低い土地、地域ではないと信じています。さらに高めるためには、こういった政策を打つに当たって、ごちゃ混ぜの交流ができる機会があるかとか、地域を超えて交流するか、町内外の方が交流できるものか、そういったものを政策の基本でありますので、予算査定においても盛り込んでいくべきかなと思っています。おかげさまで稼ぐ力がついてまいりましたので、関係人口を主力にするということではなくて、そろそろ稼ぐ関係人口というのは基礎力がついてきましたので、違うステージに西川町は向かわなく

てはいけないのかなと考えております。

もう一つご質問いただいた、できるようにする議論が浸透してきたとお話がいただきました。これは私も職員もそのとおりだなと思っております。これはもう全自治体の地方公務員に聞いてほしいと思っているんですけれども、やはり私らは対話に基づいてお困りの方の地域の課題やお困りの方のやりたいこと、課題などを聞いて、これが公共性があるか、補助金が取れるか、お金さえつければできるのかとか、そういったことを実施の優先順位を決めなくてはなりません。やはりできないということは簡単なのでございます。できるというふうに申し上げると、様々な仕事が工数が増えてすることになります。これはとても勇気のいることです。

職員の皆さんが頑張っていたいている、その例えばの事例として、こういったお声がありました。ゲートボール協会のご婦人の皆様から、睦合公園のゲートボール楽しんでいるところの公衆トイレを洋式化にしてほしいという申出がありました。そうすると、これ建設水道課の担当になるんですけれども、そう考えると、じゃぜひやりたいなと職員も私も思うわけですね。そうすると、次考えなくちゃいけないのは、イコールフットィングという問題で、ここがもし洋式化オーケーですと、1台20万、30万かかりますけれども、それをオーケーと言ったらどれぐらいのオーケーを言わなくちゃいけないんだろうというような議論になります。そうすると、睦合公園を実施した場合、4つぐらいの公園がこの洋式化をするべき公園がありましたと、これをいきなり4つやるというのはなかなか難しい話なんですね、4つをすると金額もかかりますし。

そこで職員と考えたのが、どちらかと言えば、洋式と和式の違いというのは膝を使うということだと思んですけれども、膝を使うということは、お年寄りの方は、高齢者が使う公園はできるだけ洋式化を優先しようという議論になったわけですね。そうすると、沼山公園と大井沢のキャンプ場と睦合公園などが比較をするわけなんですけれども、そうしたときに、一番高齢者が使うのはどこだろうというふうに考えたら、睦合公園なわけですね。そういった議論をしていくと、まず優先としてゲートボールの皆様のために、楽しむためにこのトイレを洋式化しようというのは、こういった理由づけをすれば、できる議論を私や副町長、建設水道課内で少しずつでき始めたなというのは大きな成果なのかなと思っておりますので、こういった議論を西川町の職員や関係者と行っていきたいなと思っています。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

これまで予算計上には6原則で行ってきて、来年度等々においては6原則をいろいろ変えるということでございます。これも時代の流れという、今まで1年間以上やってきた中でやはり皆さんに浸透してきたということであって、やっていくということでございます。寛容性等々も入ると、この総合計画等々においても、こども計画、拠点計画、寛容性、……を含むというものにも入っております。寛容性というものはやはり心が広く、他人の話などをよく受け入れ、軽はずみなことは言わないでよく話を聞くことができる。執行部は皆さんそういう心を持っていると思っております。かゆいところはございませんか。皆さん本当によく頑張ってくださいしております。

こうした中で、やはり広報等々にも今入るということでございますけれども、やはり実際やってくださったものに対しては、やはり皆さんが評価してもらうには、やはりそういった評価をするには広報して、皆さんにああよかったなと言ってもらえるようなことの、そして、また先ほど洋式トイレとおっしゃいましたけれども、やっぱりこれも同等な事業等々においては、各地区から似たようなものが上がる場合はございます。そういった中でやはり今までどおり、優先順位等々においてはやっぱりやって、財政もありますので、そうしながら皆さんも例えば、4か所、5か所あれば順序を決めながら、最後には5か所まで全部、財政に合わせて出来上がるようによろしくお願いしたいと思います。

本当に国では、この石破さんにおいても所信表明では、地方こそ成長の主役と、前、私がよくお付き合いさせていただいた米沢の遠藤武彦先生も、地方がよくならなければ国はよくなりません。菅野町政は、町がよくなるには各町、各区がよくならなければ町もよくなりません、という気持ちでよろしく今後ともお願いいたしたいと思います。

次に移りたいと思います。

質問3、間もなく西川町提案型住宅25年マイホームが4戸が完成いたします。しかし、今日は、物価高騰の影響や、万が一、子どもさんや様々な要因でやむを得ず25年間住めないなどライフサイクルの場合も考えられます。このようなことを見込んだ場合、町はどのような対応を取られてくださるのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただきありがとうございます。

西川町提案型住宅、こちらを当初予算に盛り込んでおりましたので、しっかり古澤議員は予算書を読み込んでいただいて、大変ありがたく思っております。繰り返しになりますが、

予算書に書いている、いないとかの議論は控えていただきたいなと心から感じています。残念ですね。

西川町提案住宅4戸については、5年5月から工事に着手しまして、11月末には本体工事が完了しました。議員ご指摘のとおり、入居してから25年経過せずに退去せざるを得ないケースも考えられます。従来は入居25年を経過せずに退去する、または、25年後に譲渡を受けない場合は、12か月の賃貸料分を違約金としてお支払いをいただく契約になっております。こういった時代の変わり目でもありまして、全く免責事項がないというのは議員のご心配のところもあるかなと思っております。

そのとおりでございまして、入居予定のご家族と対話を重ねる中で、入居者の死亡等による退去せざるを得ない状況となった場合には、違約金を免除、減免いただきたいというようなお話をいただきました。この合理的な、なるほどなというご意見ではございましたので、私どもは一般的な団体信用生命保険の支払い事由に該当する場合には違約金を免除することをあらかじめ取り決めることを覚書で契約した上で、来週、明日以降になりますけれども、鍵の受渡しに臨みたいと考えております。ですので、今までは全くもう25年住むかどうかだったんですけれども、一定のご事情があった場合には、団信保険の支払い事由に該当するような場合には免除するということを限定的に盛り込みました。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） やはりなかなか四半期という中で、一旦考えると短いようで長いと、やはり誰もがあってはならないという事態はないとは言えないということでございます。やはりそういった金銭面等々においては、入居当時からやはりはっきりしておくべきと思っております。ただ、このホームページ等々において細部が分からなかったという中で、違約金幾ら出さなければならなくなるんだとなりますと、やはりそういったものの大変な心労になってくるのではないかな。今、改めてそういった対応の仕方というものを教えていただきまして、これから入居される方は安心されるのではないかなと思っております。

本当に今回もこうした問題を出したのも、やはり違約金というものが、ただ、そういった頭がてんとそっちのほうさばかり向いたということもございます。いろんな、立派な建屋でございますから、せっかく残ったやつは誰でも使えるんですけれども、そういうことをやらないで25年全うして進み続けていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、問い4、町へのふるさと納税は、これまでになく増えているとお聞きしております。しかし、ふるさと納税を取り巻く法規制、そして、また制度の変更も

相次いでいるようではありますが、今回、町の増加の原因や今後の方向性等々をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ふるさと納税の増加要因や今後の方向性ということでご質問いただきましたので、お答えいたします。

ふるさと納税の予算も当初予算に盛り込んでいますので、その範囲内で実施しております。

最初に、12月1日現在のふるさと納税個人版ですが、寄附額を申し上げます。3億5,000万でございます。前年度同期比225%、今年度末実績として5億円以上を見込んでおります。担当者頑張りました。つなぐ課ですね。また、返礼品の総数は550点でございます。このうち上位を調べました。1位ははえぬきの無洗米です、無洗米10キロ。2位、サクランボ佐藤錦1キロ。3位、品種お任せリンゴ10キロ。第4位、サクランボ佐藤錦500グラム。5位、つや姫無洗米10キロ。このほか、月山まんじゅう詰め合わせや寄附額50万円を超える高額の商品のつる籠をはじめとする工芸品なども好調になっております。こういった無洗米のニーズの高まりを受けて、素早く担当の方が対応していただきました。ありがたい。

今年度の寄附額が伸びている主な要因を申し上げます。

1つ目は、返礼品ページのブラッシュアップを行いまして、直感的に伝わるようなページ、例えば、サクランボの写真をほかの自治体よりも目を引くような作り込みをしています。

2つ目は、口コミが重要です。今年度もふるさと納税をした方が感想を言うページがございます。こういった感想をなるべく書いてねということを職員や関係企業、関係人口に依頼を行ったところでございます。

3つ目に、検索した際に上位に表示されるようなキーワードや広告の打ち出し方を専門家を交えて研究しまして、対策を行っていることが功を奏したのかなという判断をしております。

次に、ふるさと納税の指定基準の見直しについて申し上げます。令和6年6月28日付で総務省から発出された運用指定基準の見直しがされました。令和7年10月以降に適用される変更点としては、寄附者に対してポイントを付与するポータルサイト等を通じた寄附募集の禁止でございます。これは、ポイント獲得を目的に寄附をするという行為は、応援したい自治体へ寄附するというふるさと納税本来の趣旨とは違うというようなご判断があったために、新たな規制が設けられました。

現在、本町で行っている本規制に影響のあるポータルサイトとしては、特に楽天のサイトが挙げられます。楽天はポイント付与のメリットが大きいことから、寄附額、寄附全体の申込者の7割を占めている状況でございます。ポイント付与禁止により、各サイト間におけるポイントでの優劣がなくなるため、申込みが分散することが懸念されますが、大元の制度上のメリットが減少するものでもなくて、一定のそのサイトだけ取扱いが減る可能性がありますので、私らのふるさと納税の寄附はあまり影響がないのかなと思っております。

今後の方向性でございます。ポイント付与の禁止のほか、地場産品基準の厳格化も見直しされております。このことから、しっかりルールを遵守し、新たな品目の開発、調達、広報戦略によって、町が挑戦する事業に多くの方に共感して寄附いただき、今年度の目標である5億円の達成に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

以上。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 本当に西川町格段の今までにない金額を頂いたと、本当にこうした寄附して下さった方々には本当に御礼を申し上げたいと思います。なかなか西川町も皆さんから知られてきているという、素直な皆さんがご対応をしていることから、こういった寄附も多くなっているのかなと思っております。

この西川町も大変やはりこういった評価もいれて、関係人口、交流人口も、さらに職員の方も当然、先ほど申されたように、大変頑張ってくださったなと思っております。こういった成果が上がったものと信じているわけでございますけれども、この制度等々においては、本当に再三にわたって様々変化が起きまして、最近も昨年10月にも一部改正されたり、直近では、福島県のある町では企業版ふるさと納税の認定も取り消されているというようなことも起きております。今後、町は、ただ、先ほどいろいろはえぬき無洗米、サクランボ、リンゴ、佐藤錦、つや姫の無洗米等々ありますけれども、ここにちょっと上がって来ていなかったのが、日本一を目指している啓翁桜等々が、これもちよっと何とか少しでも入っていけば、皆さんからも知られてくるのかなと思います。

こういった様々なことがございますけれども、今後も町もさらに増収を狙うということになれば、やはり先ほど申されたように、地場産業、産地商品も新たな開発等々にしていけば、やはり関係する人員の増員も考えなければいけなくなるのかなとも、我々としてちょっと思うところでもありますけれども、その点はどのように思われるのかお伺いいたします。

○菅野議長 残り1分になりますので。35分になります。

答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ありがとうございます。おっしゃるとおり事務も、金額が令和4年、3年には1.5億円だったと思うんですよね。そこから2倍、3倍ぐらいに、3倍以上の水準になってきているということは、職員も当然ご負担なんだろうなと思っています。その頃に加えて1人増員しているという現状にはありますけれども、これからふるさと納税の担当は1人増員というか、係内でこの仕事しながらふるさと納税もできるというような体制を組んでいかなくちやなと思っております。

○菅野議長 9番。

○9番（古澤俊一議員） 大変自治体も入ってきた兼ね合いで、運用だけでは限りがあるわけでごさいますて、そういった中では衰退していく一方のところから、かせぐ課を設け、官民一体になって町をこれ以上衰退しないようによろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、9番、古澤俊一議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

令和6年第4回西川町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年12月10日（火）午前9時30分開議

日程第 1 議案の審議・採決

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の設定について

議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）

議第60号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第61号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の継続調査申出

出席議員（１０名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
3 番	後 藤 一 夫 議員	4 番	荒 木 俊 夫 議員
5 番	佐 藤 仁 議員	6 番	佐 藤 光 康 議員
7 番	大 泉 奈 美 議員	8 番	佐 藤 耕 二 議員
9 番	古 澤 俊 一 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	松 田 淳 一 郎 君	町 民 税 務 課 長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	荒 木 真 也 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	か せ ぐ 課 長	石 川 朋 弘 君
建設水道課長	眞 壁 正 弘 君	ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君
監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歓 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第1、議案の審議・採決を行います。

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 おはようございます。

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

今年の人事院勧告、そして山形県人事委員会勧告に基づき本町の一般職の職員の給与の規定を改正するとともに、特別職の職員、町長、副町長、教育長、そして議会議員の皆様の期末手当の支給率の規定などを改正しようとするものであります。

次に、新旧対照表に基づきまして条例の規定内容を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧くださいと存じます。

右上のほうに、括弧書きで第1条関係と記載いたしておりますが、第1条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、公布の日から施行するものであります。

表中、第11条の改正は、医師並びに医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職の初任給調整手当の額の改正で、医師にあつては月額41万5,600円から41万6,600円に、医学又は

歯学に関する専門的知識を必要とする職にあつては5万1,100円から5万1,600円にそれぞれ改めるものであります。

第15条第2項の改正は、通勤手当に係る規定の整備を図るものであります。

2ページをご覧いただきまして、第25条の改正は、期末手当の額の改正で、一般の職員の場合は年間2.45月分から2.5月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は1.375月分から1.4月分にそれぞれ改めるものであります。

第26条の改正は、勤勉手当の額の改正で、3ページをご覧いただきまして、一般の職員の場合は年間2か月分から2.1か月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は0.975月分から1か月分にそれぞれ改めるものであります。

第27条の改正は、寒冷地手当の額の改正で、扶養親族のある職員の場合は1万7,800円から1万9,800円に、その他の世帯主である職員は1万200円から1万1,400円に、そのほかの職員は7,360円から8,200円にそれぞれ改めるものであります。

別表第1の改正は、行政職給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じ、高校卒業程度2万1,400円、大学卒業程度2万3,800円をそれぞれ引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引き上げるものであります。

10ページをご覧いただきまして別表第2、医療職給料表1、15ページをご覧いただきまして医療職給料表2、21ページをご覧いただきまして医療職給料表3、それぞれの改正で山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正を行うものであります。

29ページをご覧ください。

別表第3、行政職給料表等級別基準職務表の改正は、職務の名称に社会福祉士を新たに加えるため、規定の整備を図るものであります。

31ページをご覧ください。

第2条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和7年4月1日から施行するものであります。

第13条の改正は、扶養手当の支給対象者及び額の改正で、段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、同じく15歳から22歳までの高校生及び大学生などの子に係る扶養手当の額を1人につき1万円から1万3,000円に改めるものであります。

32ページをご覧いただきまして、第24条の2の改正は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改正で、午前零時から午前5時までの時間帯を午後10時から午前5時までの時間帯に改めるものであります。

第25条の改正は、期末手当の額の支給月数の平準化を図るための改正で、一般の職員の場合は年間2.5か月分を6月期及び12月期ともに1.25月分の支給に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は年間1.4か月分を6月期及び12月期ともに0.7月分の支給にそれぞれ改めるものであります。

第26条の改正は、勤勉手当の額の支給月数の平準化を図るための改正で、33ページをご覧くださいまして、一般の職員の場合は年間2.1か月分を6月期及び12月期ともに1.05月分の支給に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は年間1.0か月分を6月期及び12月期ともに0.5か月分の支給にそれぞれ改めるものであります。

別表第1の改正は、行政職給料表の改正で、社会と公務の変化に応じ若年層の採用等における給与水準の設定などを重視し、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じ改正するものであります。今年4月の、先ほどご説明申し上げました給料表の改正に引き続きまして、来年4月からさらに、ただいま申し上げましたとおり、給料表の改正が行われるというものでございます。

39ページをご覧くださいまして別表第2、医療職給料表1、44ページをご覧くださいまして医療職給料表2、50ページをご覧くださいまして医療職給料表3、それぞれの改正で山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

59ページをご覧ください。

第3条は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、公布の日から施行するものであります。

この条例は、本年、多種多様化する職員の採用に迅速に対応できるように条例を制定させていただいているものでありますが、この条例に基づく採用は、現在はいないという状況にございます。

第7条の改正は、給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

第8条第2項の改正は、60ページをご覧くださいまして、任期付職員の期末手当の額の改正で、年間で3.35月分から3.45月分に改めるものであります。

61ページをご覧ください。

第4条は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、令和7年4月1日から施行するものであります。

第7条第5項の改正は、特定任期付職員の業績手当を廃止し、第8条の改正で新たに勤勉

手当を支給することとし、62ページをご覧くださいまして、6月期及び12月期ともに0.775か月分ずつ年間1.55月分支給するとともに、年間3.45月分の期末手当を年間1.9か月分に改め、6月期及び12月期ともに0.95か月分の支給に改めるものであります。

第9条の改正は、特定任期付企業職員の業績手当を廃止し、第7条の改正同様、新たに勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給月数を改めるものであります。

63ページをご覧ください。

第5条は、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、公布の日から施行するものであります。

第4条第2項及び第5条の5の改正は、町長、副町長、教育長及び議会議員の特別職の期末手当の支給率について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当と均衡を図るため、100分の165を12月期から100分の185に改めるものであります。

64ページをご覧ください。

第6条は、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和7年4月1日から施行するものであります。

第4条第2項及び第5条の5の改正は、特別職の期末手当の支給率について、6月期及び12月期ともに100分の175に改めるものであります。

最後に、この条例改正に伴う人件費の増額については、特別職、一般職の職員を合わせて約1,500万円程度の増額になると試算いたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
担当課長の補足説明を求めます。

安達まなぶ課長。

〔まなぶ課長 安達晴美君 登壇〕

○安達まなぶ課長 議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

西川町民スキー場の維持、管理及び運営を指定管理者に行わせることができるようにするなどするため、提案するものです。

お手元の新旧対照表の65ページをご覧ください。

第2条及び第5条第1項及び第6条の改正は、規定の整備を図るものです。

第5条第3項の改正は、指定管理者がスキー場の管理を行う場合を除き、スキー場のリフトに乗車しようとする者から、別表第2に掲げる使用料を徴収することを新設するものです。

第9条の改正は、スキー場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができるとするものです。

第10条は指定管理者が行う管理の基準を、第11条は指定管理者が行う業務の範囲を、第12条は指定管理者がスキー場の管理を行う場合の利用料金を、第13条は指定管理者が収益した利用料金の不還付をそれぞれ新設するものです。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を規定しており、公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第58号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第59号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,812万6,000円を追加し、予算の総額を82億3,408万1,000円とするものであります。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正、人件費の組替え、債務負担行為の補正及び地方債の補正でございます。

初めに、主な歳出について申し上げます。

13ページ、3、歳出をご覧ください。

まず、各款にわたり人事異動等に伴う第2節給料第3節職員手当等及び第4節共済費の人件費の組替補正であります。組替補正でございますので、人件費の額の追加はございません。

第2款総務費第1項第1目一般管理費については、補助金獲得のための職員の出張旅費100万円などを追加するものであります。

第4目財産管理費については、沼山及び入間地区の公社造林地内立木売払に伴う地元配分金10万円を追加し、特定財源については、立木売払収益金10万円を追加するものであります。

第5目企画費については、西川ファン創出推進協議会負担金799万7,000円などを追加するものであります。

15ページ、第3款民生費第1項第1目社会福祉総務費については、65歳以上のみの世帯などへの冬季暖房代補助金140万円の追加、重度心身障がい（児）者医療給付金120万円などを追加、特定財源については、重度心身障がい（児）者医療給付事業補助金60万2,000円及び山形県灯油購入助成事業費補助金70万円を追加するものであります。

第2項老人福祉費については、16ページ、老人ホーム明鏡荘入所者の増加などによる入所措置費178万1,000円などを追加、特定財源については、老人保護措置費個人負担金28万5,000円を追加するものであります。

17ページ、第7款商工費第1項第2目商工振興費については、見守り対策移動販売事業者支援給付金150万円を追加、特定財源については、高齢者支援等かせぐ基金繰入金150万円を追加するものであります。

第3目観光費については、高齢者支援等かせぐ基金への積立金1,650万円を追加、特定財源については、旧入間小学校土地売却収入1,300万円及びN F T行政視察受入収入350万円を

追加するものであります。

18ページ、第8款土木費第3項第2目住宅建設費については、町営住宅整備に係る土地購入費405万2,000円を追加するものであります。

第4項第3目公園費については、睦合公園トイレ改修工事費160万円を追加、特定財源については、高齢者支援等かせぐ基金繰入金160万円を追加するものであります。

19ページの一番下、第10款教育費第4項第5目町民スキー場運営費については、町民スキー場リフト支柱用軸受林の修繕費45万6,000円を追加するものであります。

20ページ、第11款災害復旧費第1項第2目公共土木施設災害復旧費については、7月の豪雨により発生した町道太郎若山線道路災害復旧工事2,000万円を追加、特定財源については、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,334万円及び公共土木施設災害復旧費660万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

8ページの歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第12款分担金及び負担金28万5,000円、第14款国庫支出金1,334万円、第15款県支出金130万2,000円、第16款旧入間小学校土地売払いや西川町総合開発株式会社の株売却収入などの財産収入1,410万円、第18款繰入金310万円、第20款行政視察料や西村山広域行政事務組合交通災害共済分配金などの諸収入1,151万9,000円、第21款町債660万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する財源788万円については、第19款繰越金をもって充てるものであります。

次に、債務負担行為の追加について説明を申し上げます。

6ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

建設工事等の工期の柔軟な運用を目的とし、標準準拠システム機器導入事業、綱取沼の平林道側溝整備事業、町道維持補修事業、町道桂林線側溝整備事業、町道綱取沼の平線側溝整備事業、提案型住宅整備事業及び海味大堰整備事業の7事業について、令和7年度まで合計7,781万4,000円を限度額として補正するものでございます。

最後に、地方債の補正（変更）について説明を申し上げます。

7ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業の変更を行うものであります。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

以上でございます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 2 点ほどお伺いいたします。

説明書の13ページの総務費の企画費で、西川ファン創出推進協議会負担金ということで799万7,000円計上されておりますけれども、これ、こういった使い道なのかお聞きいたします。

あと、15ページの1、社会福祉総務費の中の18の暖房代補助金5,000円上乗せすると、なかなかいいことだなと今後、やはり燃料代高騰していますので、大変よいことをやっていただけるなと思いました。これで計算すると、280世帯が対応になる世帯かと思っておりますけれども、その確認と、どういう形で支給するのかということをお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

2 点あったかと思えます。

1 点目、企画費のファン協議会への支出については、私が担当する保育園もそうですけれども、小中学校の給食費、食材高騰しております。あと、地産地消にこだわった給食ということから、不足する費用を補正して協議会のほうに出していくというものでございます。

2 点目、ご質問いただいた冬の暖房代補助ですね、これ、県単独補助でございます。こちらのほう、県のほうが補助金を倍増するというような予算組みになったものですから、町のほうでも当初5,000円であったものを1 家庭につき1 万円支給するというものでございます。あわせて、議員ご指摘のとおり想定は280世帯、支給の方法は、暖房代に限らず冬の生活応援という形で、町内の店舗さんを使った場合、物価高騰とか冬の生活に必要な買ったものに充てていただくというようなことを想定しております。やり方については、つながるくんを使ったデジタルクーポンというものを現在のところ、想定しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

この西川ファン創出推進協議会の中で、給食費ですね、無償化に賄っているというその点で、やはり昨今、特に、町では野菜のほうなんですけれども、野菜なんかもキャベツなんか、

去年は200円ぐらいのやつがもう400円、500円と、やっぱりすごい物価が今年は高いなと私も認識しております。じゃ、ぜひそちらのほうに使っていただきまして、おいしい給食を提供できるようにしていただきたいと思います。

○菅野議長 その他、質疑ございましたらお願いします。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、佐藤大議員が言われた西川ファン創出推進協議会のことです。

内容が、事業がよく分かりましたけれども、この財源が、西川ファン創出推進協議会は大体今までデジタル田園都市国家構想交付金だと思っていましたけれども、一般財源になっていますけれども、これはどういう理由でしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 国から得ていないからです。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） だと、全て一般財源ということに、地産地消とか給食費、さっきありましたけれども、一般財源ということになるのでしょうか。

○菅野議長 答弁。

6番、佐藤光康議員、もう一回お願いします。

○6番（佐藤光康議員） ですと、先ほどの地産地消関係での給食とか全て、一般財源で100%やるということでしょうか。

○菅野議長 佐藤光康議員、主語という質問ありますが。

○6番（佐藤光康議員） だと、西川ファン創出推進協議会に出る負担金は全て一般財源ということよろしいですね。

〔「今回の、今の」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 今回の補正予算ですね。

菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりです。

今のところ、財源の見込みは立っておりませんが、子どもたちには単価を下げるんじゃないくて、質は落とさないで単価を上げるというほうを町は選択しております。

○菅野議長 どうぞ。

○菅野町長 でも、この一般財源の話を協議会の負担金として出したのは、事業がこの協議会で行っているからです。それをご理解いただいていますよね。これまでの事業が協議会で行

っていたものですから、ここだけ増額分を町のほうで買うなんてそんな不効率なことはしたくなかったんで、そうしております。

○菅野議長 その他、質疑ありませんか。

9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 1点だけお伺いします。

数字でございますけれども、広域行政なんで民生費ということでございます。民生関係の中で、明鏡荘関係、今回また増えたということでございます。今現在、西川町から明鏡荘をご利用している方は何名いるかだけ教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

何人というように断言はできませんが、手元にある資料によれば4名、もしくは5名だと思います。このたび、新たに1名、明鏡荘のほうに入られた方がいらっしゃいますので、その分の措置の費用を計上しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 ほかに質疑ないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第60号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,136万4,000円とするものであります。

7ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出のほうからご説明いたします。

第2款4項1目出産育児一時金につきましては、国保被保険者の方で出産された方がいたことから出産育児一時金50万1,000円を、第2款4項3目審査支払手数料は、出産育児一時金審査支払手数料1,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第7款1項1目一般会計繰入金33万4,000円、第8款1項1目繰越金16万7,000円を追加するものあります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第61号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億183万円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

8ページ、3、歳出をご覧ください。

第2款第1項1目介護サービス等諸費につきましては、居宅介護福祉用具購入費50万円を追加し、施設介護サービス給付費685万円を減額するものであります。

第2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費など、負担金、補助及び交付金630万円を追加するものであります。

第2款3項1目審査支払手数料につきましては、審査支払手数料5万円を追加するものであります。

第4款1項1目基金給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金積立金564万2,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

第3款1項1目国の介護給付費負担金は、居宅介護サービス給付費34万2,000円を、第4款1項1目支払基金の介護給付費交付金は1万3,000円を、第8款繰越金1,101万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

第5款1項1目県の介護給付費負担金は、居宅介護サービス給付費34万3,000円を、第7款繰入金は、介護給付費準備基金繰入金538万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 失礼いたしました。補正予算（第1号）と申し上げたんですが、（第2号）でございます。訂正願います。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第61号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第2、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第3、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和6年西川町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員